

目 次

(平成31年)

○第3回臨時会

第1日目(4月25日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
意見書第6号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書	3
決議第1号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議	5

(令和元年)

○第1回臨時会

第1日目(5月22日)

会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
議案第29号 令和元年度中城村一般会計補正予算(第1号)	11
承認第1号 専決処分の承認について	12
承認第2号 専決処分の承認について	15
承認第3号 専決処分の承認について	17
承認第4号 専決処分の承認について	34
同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	37

○第2回 定例会

第1日目(6月7日)

会議録署名議員の指名	41
会期の決定	41
諸般の報告	41
行政報告	41
議案第30号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例	44
議案第31号 中城村下水道条例の一部を改正する条例	46
議案第32号 令和元年度中城村一般会計補正予算(第2号)	47
報告第3号 専決処分の報告について	51

報告第4号	平成30年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	51
報告第5号	平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	52

第2日目（6月8日） 休 会（土）

第3日目（6月9日） 休 会（日）

第4日目（6月10日）

議案第30号	中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例	57
議案第31号	中城村下水道条例の一部を改正する条例	57
議案第32号	令和元年度中城村一般会計補正予算（第2号）	57

第5日目（6月11日）

一般質問

1番	安里清市議員	75
4番	屋良照枝議員	81
6番	石原昌雄議員	90
13番	外間博則議員	96
8番	大城常良議員	100

第6日目（6月12日）

一般質問

7番	新垣貞則議員	113
9番	比嘉麻乃議員	123
12番	金城章議員	132
5番	桃原清議員	141
11番	仲松正敏議員	145

第7日目（6月13日）

一般質問

3番	渡嘉敷眞整議員	157
10番	安里ヨシ子議員	162
14番	伊佐則勝議員	165
議案第33号	物品等購入の契約について	169

第8日目（6月14日）

陳情第11号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書	175
--------	-----------------------------	-----

陳情第12号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情	176
意見書第7号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書	177
陳情第13号	全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引上げること	179
意見書第8号	全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引上げること	179
陳情第15号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情書	183
意見書第9号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書	183
意見書第10号	米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に関する意見書	186
決議第2号	米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に関する抗議決議	186

第3回 臨時会

平成31年第3回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成31年4月25日

会 期 1 日間

閉 会 平成31年4月25日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	4月25日	木	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 意見書、抗議決議に対する説明、質疑、討論、 採決 閉会

平成31年第3回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成31年4月25日（木）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成31年4月25日（午前10時00分）		
	閉 会	平成31年4月25日（午前10時16分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	11 番	仲 松 正 敏	12 番	金 城 章
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者				

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	意見書第6号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書
第 4	決議第1号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより平成31年第3回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番 仲松正敏議員及び12番 金城章議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日4月25日のみにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日4月25日の1日間に決定しました。

日程第3 意見書第6号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書及び日程第4決議第1号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議については関連しますので、一括して議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第3 意見書第6号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書及び日程第4 決議第1号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議を一括して議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。
比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは改めましておはようございます。では、意見書第6号を読み上げて御提案申し上げます。

意見書第6号

平成31年4月25日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

賛成者

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の人権、生命を守る立場から、米海兵隊員による許しがたい事件に対し、激しい怒りを込めて抗議するため。

在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書（案）

平成31年4月13日、北谷町桑江のアパートで、在沖第3海兵師団所属の米海軍3等兵曹が住人女性を殺害し、その後、自殺したという凶悪事件が発生した。この痛ましい事件に、県民は過去のさまざまな米軍犯罪がよみがえり、大きな不安と恐怖、そして、激しい憤りを持っている。

三年前の平成28年にうるま市で発生した悲惨な事件の記憶がまだ残っている中で今回の事件は、県民の生命をないがしろにしたものとして、断じて許せるものではない。

今回の事件は、被害者女性の子供が発見し親族に連絡した。被害者と遺族の悔しさや悲しみは計り知れず、我が子の成長を願っていた母親としての無念さと、大好きな母親を失った子供の将来を考えると、大きな怒りがわきあがる。

報道によると、米海軍3等兵曹に対し今年1月、被害者女性への接近、接触を禁止する軍事保護命令MPO（ミリタリー・プロテクティブ・オーダー）を出しているにもかかわらず、米軍は、事件当日に外出許可を出していた。米軍が外出許可を与えなければ事件は、防げた可能性がある。

本村議会は、これまでも米軍人や軍属等による事件・事故が発生するたびに、日米両政府に対し抗議を行うとともに、綱紀粛正及び教育の徹底、再発防止を講じるよう強く要求してきたが、またしても悲惨な事件が発生したことは、沖縄に米軍基地が集中するが故のことであり、到底容認できるものではない。

また、米兵らの勤務時間外の行動を規制する「リバティ制度」が、県や日本側当局に通告なく大幅に緩和された矢先に発生した事件であることから、県民に大きな不安を与えている状況を真摯に受け止めるべきである。

よって、本村議会は、村民、県民の人権、生命を守る立場と、今回の女性殺害事件に対し、激しい怒りを持って抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

- 1 被害者女性の遺族への謝罪と補償を日米両政府で速やかに行うこと。
- 2 事件の原因究明とその結果を速やかに公表させること。
- 3 米軍人・軍属の綱紀粛正と教育の徹底を行うこと。
- 4 「リバティ制度」の緩和措置を撤回し規制を強化させること。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 6 全ての在沖米軍基地を整理縮小・撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年4月25日

沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

沖縄県知事

続きまして、決議第1号を読み上げて御提案
いたします。

決議第1号

平成31年4月25日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

賛成者

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 屋 良 照 枝

在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の人権、生命を守る立場から、米海兵隊員による許しがたい事件に対し、激しい怒りを込めて抗議するため。

在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議（案）

平成31年4月13日、北谷町桑江のアパートで、在沖第3海兵師団所属の米海軍3等兵曹が住人女性を殺害し、その後、自殺したという凶悪事件が発生した。この痛ましい事件に、県民は過去のさまざまな米軍犯罪がよみがえり、大きな不安と恐怖、そして、激しい憤りを持っている。

三年前の平成28年にうるま市で発生した悲惨な事件の記憶がまだ残っている中での今回の事件は、県民の生命をないがしろにしたものとして、断じて許せるものではない。

今回の事件は、被害者女性の子供が発見し親族に連絡した。被害者と遺族の悔しさや悲しみは計り知れず、我が子の成長を願っていた母親としての無念さと、大好きな母親を失った子供の将来を考えると、大きな怒りがわきあがる。

報道によると、米海軍3等兵曹に対し今年1月、被害者女性への接近、接触を禁止する軍事保護命令MPO（ミリタリー・プロテクティブ・オーダー）を出しているにもかかわらず、米軍は、事件当日に外出許可を出していた。米軍が外出許可を与えなければ事件は、防げた可能性がある。

本村議会は、これまでも米軍人や軍属等による事件・事故が発生するたびに、日米両政府に対し抗議を行うとともに、綱紀粛正及び教育の徹底、再発防止を講じるよう強く要求してきたが、またしても悲惨な事件が発生したことは、沖縄に米軍基地が集中するが故のことであり、到底容認できるものではない。

また、米兵らの勤務時間外の行動を規制する「リバティ制度」が、県や日本側当局に通告なく大幅に緩和された矢先に発生した事件であることから、県民に大きな不安を与えている状況を真摯に受け止めるべきである。

よって、本村議会は、村民、県民の人権、生命を守る立場と、今回の女性殺害事件に対し、激しい怒りを持って抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

- 1 被害者女性の遺族への謝罪と補償を日米両政府で速やかに行うこと。
- 2 事件の原因究明とその結果を速やかに公表させること。
- 3 米軍人・軍属の綱紀粛正と教育の徹底を行うこと。
- 4 「リバティ制度」の緩和措置を撤回し規制を強化させること。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 6 全ての在沖米軍基地を整理縮小・撤去すること。

以上、決議する。

平成31年4月25日
沖縄県中城村議会

あて先

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 在日米軍総司令官
在沖米四軍沖縄地域調整官 第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事

よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 これて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第6号及び決議第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となつております意見書第6号及び決議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によつて委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがつて、意見書第6号及び決議第1号は委員会付託を省略します。

これから意見書第6号の討論を行います。討論はありますか。

屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 4番、屋良照枝です。それでは本意見書に対し、賛成の立場で討論いたします。

私も新聞紙上を見ての話であります、去る4月13日、午前7時25分ごろ、北谷町桑江のアパートで110番通報があり、在沖第3海兵師団所属の米海軍3等兵曹がアパート住人の女性を殺害し、その後自殺したとされる事件で、自殺した海軍兵からドメスティック・バイオレンス(DV)や嫌がらせを受けていた女性が、憲兵隊に対応を依頼する、みずから自分の身を守るために行動し、接近を禁止した。そういう行動をとつた女性が勤務時間外行動指針、リバティー制度に基づき、深夜外出を禁じていた海

軍兵に事件当日、米軍が外出許可を出して、この事件が起こつた。なぜ起こつたのか。事件の詳細な結果を明確にすること、公表することを問います。今回最も痛ましいのは、子供が、被害女性の娘が発見者だということ。そのことだけでも悲しくて、子を持つ母親として胸が痛く、人間として許せません。米軍基地が沖縄にあるがゆえの事件・事故である。なぜこんなことが繰り返し起こるのか。こんな悲しい事件はウチナンチュに大きな不安と衝撃を与えています。抗議をしなければ、声を上げなければ、何も始まらない。米軍基地の整理縮小、撤去と日米地位協定の見直しが基地問題の抜本的な解決につながるものである。村民の生命、財産、安全を守るためにも、本意見に対し賛成いたします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありますか。
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第6号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがつて、意見書第6号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書は原案のとおり可決されました。

続いて決議第1号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議に対する討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第1号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、決議第1号 在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する抗議決議は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (10時16分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 仲 松 正 敏

中城村議会議員 金 城 章

第1回 臨時会

令和元年第1回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和元年5月22日

会 期 1 日間

閉 会 令和元年5月22日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	5月22日	水	午後2時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第29号に対する説明、質疑、討論、採決 承認第1号、2号、3号、4号に対する説明、 質疑、討論、採決 同意第2号に対する説明、質疑、討論、採決 閉会

令和元年第1回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和元年5月22日（水）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和元年5月22日（午後2時00分）		
	閉 会	令和元年5月22日（午後3時04分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	13 番	外 間 博 則	14 番	伊 佐 則 勝
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	副 村 長	比 嘉 忠 典	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 名 勉
	教 育 長	比 嘉 良 治	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	総 務 課 長	與 儀 忍	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	生 涯 学 習 課 長	稲 嶺 盛 昌
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 幹 主	稲 嶺 盛 久
	税 務 課 長	大 湾 朝 也		
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		
	企 画 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第29号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第1号）
第 4	承認第1号 専決処分の承認について
第 5	承認第2号 専決処分の承認について
第 6	承認第3号 専決処分の承認について
第 7	承認第4号 専決処分の承認について
第 8	同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長 新垣博正 皆さん、こんにちは。ただいまより令和元年第1回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(14時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番 外間博則議員及び14番 伊佐則勝議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日5月22日のみにしたいと思えます。御異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日5月22日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第29号 令和元年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第29号 令和元年度中城村一般会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第29号

令和元年度中城村一般会計補正予算(第1号)

令和元年度中城村一般会計補正予算(第1号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187,764千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,010,588千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月22日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,712,822	47,764	1,760,586
	2 国庫補助金	712,194	47,764	759,958
21 諸収入		121,692	140,000	261,692
	4 雑入	117,452	140,000	257,452
歳入合計		8,822,824	187,764	9,010,588

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,694,234	453	1,694,687
	1 総務管理費	1,526,500	453	1,526,953
7 商工費		149,988	187,311	337,299
	1 商工費	149,988	187,311	337,299
歳 出 合 計		8,822,824	187,764	9,010,588

以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (14時04分)

~~~~~

再 開 (14時22分)

○議長 新垣博正 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第29号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和元年度中城村一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号 令和元年度中城村一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは承認第1号 専決処分の承認についてでございます。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和元年5月22日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成30年度中城村一般会計補正予算（第8号）を専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第5号

専 決 処 分 書

平成30年度中城村一般会計補正予算（第8号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

中城村長 浜 田 京 介

平成30年度中城村一般会計補正予算（第8号）

平成30年度中城村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,404,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳 入）

（単位：千円）

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 18 繰入金  |         | 328,009   | 20,000 | 348,009   |
|         | 2 基金繰入金 | 328,008   | 20,000 | 348,008   |
| 歳 入 合 計 |         | 8,384,960 | 20,000 | 8,404,960 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-------|---------|-----------|--------|-----------|
| 3 民生費 |         | 3,103,712 | 20,000 | 3,123,712 |
|       | 1 社会福祉費 | 1,262,534 | 20,000 | 1,282,534 |
| 歳出合計  |         | 8,384,960 | 20,000 | 8,404,960 |

専決処分書及び予算書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（14時25分）

~~~~~

再開（14時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休憩（14時29分）

~~~~~

再開（14時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは承認第1号について質疑をしたいと思ひます。

まず、私もこれは年度末の調整で2,000万円、繰出金ということで思っていたのですが、確かに課長が言われたとおり、ことしから県に移譲したということで、最初でこういう結果になったということなのではございますけれども、これが最終ではなくて、仮決算だということなのではございますけれども、当初予定していた本村が歳入できる金額、それが2,000万円減になったということなのか。あるいは実績に基づいて本村の国保が、2種類の補助金があったと思うのですが、それが相当の減額になったのか。なぜ減額になったのか。そこをよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 それではお答えします。

まず歳入部分の県からの交付金、これは普通交付金と特別交付金というのがありまして、この中の普通交付金、これは医療費に充てる部分なのですが、その部分の減額が見込まれるということで一般会計からの繰り入れをしています。この医療費は本来かかった療養費を県からいただくことになるのですが、その中で保険者間調整と申して、中城にいた方が、例えば社保とか別の市町村に転出で移った方々が、この中城の国保を使って医療を受けてしまったということの調整金というのがありまして、それを一度、まず村が立てかえるのです。立てかえた分は、交付金としては見られなくて、ほかの保険者から取れる費用ですので、この分は差し引いて交付された。この金額が結構大きくて、その分が歳入減になったということで、今回一般会計から繰り入れをお願いしています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今の説明でほとんどわかりました。以上でございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありますか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

#### 承認第2号

#### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和元年5月22日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので議会の承認を必要とする。

#### 中城村専決第6号

#### 専決処分書

平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

中城村長 浜田京介

平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,366,753千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款      | 項        | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|--------|----------|-----------|---------|-----------|
| 5 県支出金 |          | 1,654,997 | △20,000 | 1,634,997 |
|        | 1 県補助金   | 1,654,996 | △20,000 | 1,634,996 |
| 8 繰入金  |          | 211,250   | 20,000  | 231,250   |
|        | 1 他会計繰入金 | 211,249   | 20,000  | 231,249   |
| 歳入合計   |          | 2,366,753 | 0       | 2,366,753 |

専決処分書及び予算書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。休憩します。

休憩（14時36分）

~~~~~

再開（14時37分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、承認第2号 専決処分の承認につ
いては原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認につ
いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第3号 専決処分の承
認について御提案申し上げます。

承認第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した
ので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和元年5月22日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が、平成31年3月29日に公布され
たことに伴い、中城村税条例等の一部を改正する必要があることから、緊急を要し専決処分し
たので議会の承認を求めるため提案する。

中城村専決第7号

専決処分書

中城村税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規
定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

中城村長 浜田京介

中城村税条例の一部を改正する条例

第1条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項</p> <hr/> <p>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第3条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>法第314条の7第1項</u></p> <hr/> <p>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金</p> <hr/> <p>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第3条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割</p>

の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林

の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林

所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により 控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」と

所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の村民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金

（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長

_____に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」と

いう。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 略

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には 、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例

いう。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 略

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例

について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

22 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2～5 (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

22 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2～5 (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第

5項を除く。)において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動

車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右
欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げ
る3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の
燃料として用いるものに限る。以下この項及び
次項において同じ。）に対する第82条の規定の
適用については、当該軽自動車平成29年4月
1日から平成30年3月31日までの間に初回車両
番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自
動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1
日から平成31年3月31日までの間に初回車両番
号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動
車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げ
る3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受
けるものを除く。）に対する第82条の規定の適
用については、当該軽自動車平成29年4月1
日から平成30年3月31日までの間に初回車両番
号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動
車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日
から平成31年3月31日までの間に初回車両番号

車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げ
る3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の
適用については、当該軽自動車平成29年4月
1日から平成30年3月31日までの間に初回車両
番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自
動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1
日から平成31年3月31日までの間に初回車両番
号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動
車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げ
る3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受
けるものを除く。）に対する第82条の規定の適
用については、当該軽自動車平成29年4月1
日から平成30年3月31日までの間に初回車両番
号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動
車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日
から平成31年3月31日までの間に初回車両番号

指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 村長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 村長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

第2条 中城村税条例等の一部を改正する条例（平成28年中城村条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条の2 中城村税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第11条の2の次に次の5条を加える。</p> <p>(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第11条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の</p>	<p>第1条の2 中城村税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第11条の2の次に次の5条を加える。</p> <p>(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第11条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の</p>

右欄に掲げる字句とする。

略

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。
 附則第12条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

略

(後略)

右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0,5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、 、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。
 附則第12条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(後略)

第3条 中城村税条例の一部を改正する条例（平成30年中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
第1条～47条の6（略） （法人の村民税の申告納付）	第1条～47条の6（略） （法人の村民税の申告納付）

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 (略)

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の8項を加える。

4～9 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法_____により村長に提供することにより、行わなければならない。

11 (略)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項_____において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 (略)

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

4～9 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項_____において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

11 (略)

人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）略

（2）中城村税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定
平成32年4月1日

（3）略

（村民税に関する経過措置）

第2条 略

2 略

3 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）略

（2）中城村税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定
平成32年4月1日

（3）略

（村民税に関する経過措置）

第2条 略

2 略

3 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び

同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに同条例附則第3条の4、第5条例及び第5条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は平成31年6月1日から施行する。

(村民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の中城村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、平成32年度以降の年度分の個人の村民税について適用し、平成31年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の村民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄付金	特例控除対象寄付金又は同条第1項第1号に掲げる寄付金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第5条の2	特例控除対象寄付金	特例控除対象寄付金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄付金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は中城村税条例等の一部を改正する条例（平成31年中城村条例第15号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の中城村税条例附則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第5条第1項から第3項までの規定は、村民税の所得割の納税義務者が前条後段に掲げる規定の施行の日以降に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄付金について適用し、村民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄付金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

専決処分書及び新旧対照表、改正前、改正後が添付されておりますので、御参照いただきたいと思えます。以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (14時40分)

~~~~~

再 開 (14時50分)

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第4号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第4号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

承認第4号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和元年5月22日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第87号）が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第8号

専 決 処 分 書

中城村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

中城村長 浜 田 京 介

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例71号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>610,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>610,000円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>580,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>580,000円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>580,000円</u>を</p> |

超える場合には610,000円) 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合は190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

2 (略)

超える場合には580,000円) 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合は190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

2 (略)

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### 適用区分

この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分書及び新旧対照表、改正前、改正後が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (14時52分)

~~~~~

再 開 (14時56分)

○議長 新垣博正 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第4号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

日程第8 同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて御提案申し上げます。

同意第2号

固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 宜野湾市真志喜

氏 名 大 湾 朝 也

生年月日 昭和44年生

令和元年5月22日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

固定資産評価員を選任するに当たり、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるためである。

履歴書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。関係者の税務課

長の退席を求めます。

(大湾朝也税務課長 退席)

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (14時59分)

~~~~~

再開（14時59分）

○議長 新垣博正 再開します。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（14時59分）

~~~~~

再開（15時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

休憩します。

休憩（15時03分）

~~~~~

再開（15時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

（税務課長 大湾朝也 復席）

○議長 新垣博正 税務課長が入場いたしました。

ただいま議題となっております同意第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意されましたのでお伝えします。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会（15時04分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新垣博正

中城村議会議員 外間博則

中城村議会議員 伊佐則勝

# 第2回 定例会



## 令和元年第2回中城村議会定例会（第1日目）

|                                                 |                 |                    |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和元年6月7日（金）     |                    |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                    |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 令和元年6月7日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和元年6月7日（午前10時40分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市            | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修              | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整          | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝            | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清              | 13 番                               | 外 間 博 則   |
|                                                 | 6 番             | 石 原 昌 雄            | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則            | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良            | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                    |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 15 番            | 新 垣 善 功            | 1 番                                | 安 里 清 市   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕            | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介            | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典            | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 松 範 三   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治            | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 知 名 勉     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍              | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清              | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝          | 生 涯 学 習 課 長                        | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也            | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 稲 嶺 盛 久   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 金 城 勉              |                                    |           |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 村 盛 和            |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名                                              |
|-----|--------------------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名                                       |
| 第 2 | 会期の決定                                            |
| 第 3 | 諸般の報告                                            |
| 第 4 | 行政報告                                             |
| 第 5 | 議案第30号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例                     |
| 第 6 | 議案第31号 中城村下水道条例の一部を改正する条例                        |
| 第 7 | 議案第32号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第2号）                     |
| 第 8 | 報告第3号 専決処分の報告について                                |
| 第 9 | 報告第4号 平成30年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について             |
| 第10 | 報告第5号 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告<br>について |

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより令和元年第2回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番 新垣善功議員及び1番 安里清市議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月7日から6月14日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、本定例会の会期は、本日6月7日から6月14日の8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成31年3月4日から令和元年6月6日までの諸般の報告を以下のとおり行います。

#### 記

#### 1 例月現金出納検査及び定期監査報告について

村監査委員より、平成31年3月、4月、令和元年5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので、ご参照ください。

#### 2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、南部広域行政組合議会報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますので、ご参照下さい。その他の資料等は議会事務局で閲覧してください。

#### 3 陳情、要請の処理について

期間中に受理した陳情・要請等は6件受

理し、6月3日議会運営委員会で協議した結果、配付してあります陳情等処理一覧表のとおり、4件については所管の常任委員会に付託し、他2件については資料提供といたします。

#### 4 沖縄県町村議会議長会関係について

○4月26日(金) 定例理事会が自治会館で開催され議長が出席しております。

○5月8日(水) 常任委員長・副委員長実務研修が自治会館で開催され7名の議員と事務局2名が出席しております。

○5月27日(月)～5月29日(水)まで、町村議長・副議長研修会が東京都で開催され、議長と副議長が出席しております。詳細については別紙を参照下さい。

#### 5 中部地区町村議会議長会関係について

○4月25日(木) 定例総会が本村で開催され、議長、事務局長が出席しております。詳細については別紙を参照下さい。

○5月14日(火)～17日(金)まで県外行政視察研修が福岡県大刀洗町・佐賀県有田町で開催され、議長・事務局長が参加しております。

#### 6 その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告。平成31年の3月から令和元年5月までの行政報告の主要な部分を御報告申し上げます。

行政報告の3月でございます。

3月9日には、中城中学校の卒業式がございました。

3月11日の忘れぬ日でございますけれども、本村も例年のごとく防災訓練を行いました。今回は安里、当間地区でございます。そして、防

災講演会も行っております。

3月17日には、村の老人・婦人合同スポレク交流大会に参加をしております。

4月でございます。4月4日、これも例年どおり新1年生に対しましてのランドセルカバーの贈呈式がございました。

4月23日には、これは日本赤十字社沖縄県支部からでございますけれども、災害救護連絡車の贈呈式がございました。車をこしは本村が贈呈されることになりました。これも本村、赤十字奉仕団の日ごろの活動が評価された証だと思っております。

4月26日には、県民の警察官の表彰式及び沖縄県の振興拡大会議がございました。予算について、いろいろな意見と報告等がございました。そしてその日の夕方は県商工会青年部連合会中部支部の総会が本村で開かれて参加をしております。

5月でございます。5月14日には、自治体クラウド協定式とありますが、新聞報道にもございましたけれども、八重瀬町と本村とで協定を結びました。クラウドの共有化でございます。随分の費用負担の軽減につながるようです。

5月15日には、これも新聞報道でございました懸案事項の一つでございました高原ホテルの解体の工事の安全祈願祭に参加をしております。予定では今年度中に解体が終わるといふ県からの報告を受けております。

5月21日には、これも県のほうで令和2年度の振興予算の説明でいろいろな意見の交換会が圏域別に行われました。26市町村の参加だったと記憶をしております。

以上でございます。

続きまして、令和元年度主要施策の執行状況調書（第1・四半期分）について読み上げて御報告申し上げます。

まず1ページのほうからです。事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、落札率、契約の

相手方の順に課別に御報告申し上げます。

総務課、11、18節平成31年度災害時生活物資等整備事業、平成31年4月26日、指名競争入札、137万7,820円、81.8%、株式会社善林堂。

企画課、11節平成31年度広報なかぐすく印刷製本業務、平成31年4月1日、指名競争入札、490万9,086円、93.1%、丸正印刷株式会社。14節令和元年度L G W A N系パソコン及び貸出用ノートパソコン機器更改業務、令和元年5月27日、指名競争入札、96万5,790円、59%、株式会社コンピュータ沖縄。

産業振興課、13節新垣地区土砂崩壊防止工事現場技術業務、平成31年4月1日、指名競争入札、124万2,000円、91.1%、アート技研株式会社。13節地域おこし協力隊活動支援委託業務、平成31年4月1日、随意契約、400万円、中城村観光協会。13節地域人材ネット外部専門家招へい事業委託業務、令和元年5月9日、随意契約、500万円、特定非営利活動法人仕事人倶楽部。13節中城村農業振興ビジョン策定委託業務、令和元年5月22日、随意契約、1,094万5,000円、株式会社碧コンサルタンツ。13節プレミアム付商品券取扱店募集等委託業務、令和元年5月30日、随意契約、117万1,800万円、中城村商工会。同じく産業振興課、19節中城村観光協会補助金、平成31年4月1日、1,960万1,000円、中城村観光協会。同じく19節中城村商工会育成補助金、平成31年4月8日、270万円、中城村商工会。同じく19節（公財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンター補助金、平成31年4月8日、85万5,000円、同沖縄中部勤労者福祉サービスセンター。同じく19節中城村シルバー人材センター補助金、平成31年4月8日、260万円、中城村シルバー人材センター。同じく19節クルーズ船受入事業に係る負担金、192万9,000円、中部広域市町村圏事務組合。19節中城城跡共同管理協議会負担金、令和元年5月10日、1,505万4,300円、中城城跡共同管理協議会。

都市建設課、13節フクビリ橋機能強化設計業務、令和元年5月16日、指名競争入札、145万8,000円、94.4%、株式会社ウイング総合設計。13節事業計画変更（第10回）委託業務、令和元年5月20日、随意契約、89万6,400円、89.6%、株式会社与那嶺測量設計。15節南上原地区築造工事（R1-1工区）、令和元年5月27日、指名競争入札、3,234万3,840円、94.2%、有限会社渡久地建設。17節村道若南線用地費、平成31年4月1日、随意契約、10万7,670円、新垣地内1件。22節物件移転補償費、平成31年3月27日、随意契約、195万4,500円、南上原地内1件。

上下水道課、13節令和元年度中城村公共下水道現場技術委託業務、令和元年5月21日、指名競争入札、1,309万円、97.5%、株式会社双葉測量設計。15節南上原地内公共下水道工事（R01-1）、令和元年5月22日、指名競争入札、3,041万5,000円、95%、仲真設備工業。

教育総務課、13節中城村公共交通モデル事業（登下校支援）バス運行業務委託、平成31年4月4日、指名競争入札、1,088万6,400円、88.9%、株式会社セノン沖縄支社。13節琉球史教材研究委託、令和元年5月24日、随意契約、61万500円、合資会社沖縄時事出版。

生涯学習課、13節中学生・高校生海外短期留学派遣事業委託料、平成31年4月1日、随意契約、88万5,600円、株式会社ドットソリューションズ。13節中城村吉の浦公園ごさまる陸上競技場芝生維持管理業務委託、平成31年4月24日、随意契約、891万円、99%、東洋グリーン株式会社沖縄営業所。13節中城城跡災害復旧工事設計及び監理業務委託、令和元年5月7日、指名競争入札、363万9,600円、97.1%、株式会社真南風。13節吉の浦テニスコート機能強化整備設計委託業務、令和元年5月20日、指名競争入札、380万1,600円、98.5%、株式会社アーキ5D。

以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時14分）

~~~~~

再開（10時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

続いて、行政報告を行います。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。教育行政の報告、3月から5月までを行いたいと思います。

3月9日、中学校の卒業式で告辞を述べました。主なものを報告したいと思います。

13日、第3回の定例教育委員会の会議。内容は備考欄に示してあります。

20日、中城小学校・津覇小学校・中城南小学校で卒業式が行われ、私は中城南小学校で告辞を述べました。

21日、中城中学校商品開発報告会を護佐丸歴史資料図書館で行って激励の挨拶を行っております。

4月1日、第1回目の臨時教育委員会会議を行って、教育長職務代理者の指名について仲松さんを指名しております。

2日、教職員の辞令交付式を行っております。

9日は、中学校の入学式で告辞を述べております。

10日、3小学校の入学式、津覇小学校で告辞を述べました。

19日、定例教育委員会会議を行っております。

21日から28日までの8日間、米国短期留学先の視察を行っております。アメリカワシントン州、5つの大学の視察。そして2つの市の市長の表敬訪問を行いました。治安も大変よくて、恵まれた教育環境で子供たちの留学がなされていくのかなというふうなことを感じております。詳細は報告書に記してあります。

9日から10日、全国の教育長定例総会及び研究大会が東京都のほうで行われております。そ

の中で記念講演として教育のための科学研究所所長の新井紀子さんによる「AI時代を生きる子供たちをどう育てるか」というふうなことで講演が行われ、読解力を身につける必要性があるというふうなことを強調なさっていました。そして、文部科学省からの説明「初等中等教育の今日的課題」ということで、主に教職員の働き方改革についての説明がございました。

17日、第5回目の定例教育委員会会議を行っております。

20日、海外短期留学の面接選考試験を行いました。13名の申し込みがありまして、13名に対して面接を行って、派遣者9名を選考しております。

21日から29日までの4日間、4校の学校計画訪問を実施しております。校長の学校経営についての説明、それから授業参観、指導主事より

の指導助言等を行っております。

30日、31日の2日間は、沖縄県教育委員会連合会総会及び研修会を名護市のほうで行っております。講演会は重量挙げの元オリンピック選手、吉本久也氏による講演を行っております。2日目は、3分科会に教育委員も3つにわかれて研修を深めております。

以上で教育行政の報告を終わります。

○議長 新垣博正 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第30号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第30号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第30号

中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中城村水道事業給水条例（平成10年中城村条例第3号）の一部を別紙のとおりを改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月7日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）の公布に伴い、消費税に関する規定を改正するため、中城村水道事業給水条例の一部を改正する必要がある。

中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中城村水道事業給水条例（平成10年中城村条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第27条 料金は次の水道料金表の基本料金と超過料金との合計額に100分の<u>110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(料金表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">(略)</div> <p>(備考)</p> <p>(1) 家事用とは、主として家庭用水として使用する場合をいう。</p> <p>(2) 営業用とは、会社、工場その他営業に付随するすべての用途に使用する場合をいう。</p> <p>(3) 団体用とは、学校、官公庁、公共団体及びこれに準ずる用途に使用する場合をいう。</p> <p>(4) 臨時給水とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。</p> <p>(加入金)</p> <p>第33条 給水装置又は、改造（増径）の申し込みを行う者は、次の表に定める加入金に100分の<u>110</u>を乗じた額を申し込みの際に納付しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">(略)</div> <p>2・3 (略)</p>	<p>(料金)</p> <p>第27条 料金は次の水道料金表の基本料金と超過料金との合計額に100分の<u>108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(料金表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">(略)</div> <p>(備考)</p> <p>(1) 家事用とは、主として家庭用水として使用する場合をいう。</p> <p>(2) 営業用とは、会社、工場その他営業に付随するすべての用途に使用する場合をいう。</p> <p>(3) 団体用とは、学校、官公庁、公共団体及びこれに準ずる用途に使用する場合をいう。</p> <p>(4) 臨時給水とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。</p> <p>(加入金)</p> <p>第33条 給水装置又は、改造（増径）の申し込みを行う者は、次の表に定める加入金に100分の<u>108</u>を乗じた額を申し込みの際に納付しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">(略)</div> <p>2・3 (略)</p>

附 則

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第27条の規定は、令和元年10月1日（以下、「施行日」という。）以降に供給を開始する者にかかる料金について適用する。ただし、施行日前から継続して供給している者にかかる料金であって、施行日から同年10月末日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る

料金については、消費税（地方消費税含む）の旧税率（8%）を適用する。

新旧対照表、改正前、改正後の下線の部分が、一部改正する箇所でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第31号 中城村下水道条例の

一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第31号 中城村下水道条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第31号

中城村下水道条例の一部を改正する条例

中城村下水道条例（平成14年中城村条例第1号）の一部を別紙のとおりを改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月7日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）の公布に伴い、消費税に関する規定を改正するため、中城村下水道条例の一部を改正する必要がある。

中城村下水道条例の一部を改正する条例

中城村下水道条例（平成14年中城村条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第22条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じた額と</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第22条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じた額と</p>

する。ただし、10円未満については切り捨てるものとする。

する。ただし、10円未満にいては切り捨てるものとする。

附 則

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第22条の規定は、令和元年10月1日（以下、「施行日」という。）以降に使用を開始するものにかかる料金について適用する。ただし、施行日前から継続して使用している者にかかる料金であって、施行日から同年10月末日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものにかかる料金については、消費税（地方消費税含む）の旧税率（8%）を適用する。

新旧対照表、改正前、改正後の下線の部分が、一部改正する箇所でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第32号 令和元年度中城村一

般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第32号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第32号

令和元年度中城村一般会計補正予算（第2号）

令和元年度中城村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,470千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,886,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,760,586	△104,844	1,655,742
	2 国庫補助金	759,958	△104,844	655,114
16 県支出金		1,140,782	16,424	1,157,206
	2 県補助金	627,554	16,424	643,978
19 繰入金		604,678	△2,371	602,307
	2 基金繰入金	604,677	△2,371	602,306
21 諸収入		261,692	20,821	282,513
	4 雑入	257,452	20,821	278,273
22 村債		715,335	△54,500	660,835
	1 村債	715,335	△54,500	660,835
歳入合計		9,010,588	△124,470	8,886,118

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,694,687	15,876	1,710,563
	1 総務管理費	1,526,953	15,876	1,542,829
3 民生費		3,156,893	32,137	3,189,030
	2 児童福祉費	1,869,163	32,137	1,901,300
4 衛生費		865,354	936	866,290
	1 保健衛生費	481,881	936	482,817
6 農林水産業費		221,028	3,843	224,871
	3 水産業費	62,522	3,843	66,365
7 商工費		337,299	0	337,299
	1 商工費	337,299	0	337,299
8 土木費		362,815	196	363,011
	2 道路橋梁費	145,325	196	145,521
10 教育費		1,394,317	△184,730	1,209,587
	1 教育総務費	141,450	9	141,459
	2 小学校費	587,239	△194,972	392,267
	4 幼稚園費	140,741	2,349	143,090

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	6 保健体育費	197,159	7,884	205,043
11 災害復旧費		35,077	7,272	42,349
	2 土木施設災害復旧費	4	7,272	7,276
歳 出 合 計		9,010,588	△124,470	8,886,118

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中城村第5次総合計画策定業務	令和2年度より令和3年度まで	8,500
中城南小学校増築事業	令和2年度まで	309,696

第3表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公立学校施設整備事業債	千円 115,100	証書借入 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 60,600	同 じ	同 じ	同 じ

それでは歳入、歳出、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額7億5,995万8,000円、補正額1億484万4,000円の減、合計で6億5,511万4,000円。

16款県支出金、2項県補助金、補正前の額6億2,755万4,000円、補正額1,642万4,000円、合計で6億4,397万8,000円。

19款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額6億467万7,000円、補正額237万1,000円の減、合計で6億230万6,000円。

21款諸収入、4項雑入、補正前の額2億5,745万2,000円、補正額2,082万1,000円、合計で2億7,827万3,000円。

22款村債、1項村債、補正前の額7億1,533万5,000円、補正額5,450万円の減、合計で6億6,083万5,000円。

歳入合計、補正前の額90億1,058万8,000円、補正額1億2,447万円の減、合計で88億8,611万8,000円でございます。

続いて歳出、2款総務費、1項総務管理費、補正前の額15億2,695万3,000円、補正額1,587万6,000円、合計で15億4,282万9,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、補正前の額18億6,916万3,000円、補正額3,213万7,000円、合計で19億130万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額4億8,188万1,000円、補正額93万6,000円、合計で4億8,281万7,000円。

6款農林水産業費、3項水産業費、補正前の額6,252万2,000円、補正額384万3,000円、合計で6,636万5,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額3億3,729万9,000円、補正額はございませんので、同額でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額1

億4,532万5,000円、補正額19万6,000円、合計で1億4,552万1,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億4,145万円、補正額9,000円、合計で1億4,145万9,000円。2項小学校費、補正前の額5億8,723万9,000円、補正額1億9,497万2,000円の減、合計で3億9,226万7,000円。4項幼稚園費、補正前の額1億4,074万1,000円、補正額234万9,000円、合計で1億4,309万円。6項保健体育費、補正前の額1億9,715万9,000円、補正額788万4,000円、合計で2億504万3,000円。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、補正前の額4,000円、補正額727万2,000円、合計で727万6,000円。

歳出合計、補正前の額90億1,058万8,000円、補正額1億2,447万円の減、合計で88億8,611万8,000円でございます。

続いて第2表債務負担行為補正でございます。事項、期間、限度額でございます。中城村第5次総合計画策定業務、期間が令和2年度より令和3年度まで、限度額が850万円。中城南小学校増築事業、期間が令和2年度まで、限度額が3億969万6,000円でございます。

第3表地方債の補正。補正前、起債の目的、公立学校施設整備事業債の補正前の限度額が1億1,510万円、補正後は6,060万円。あとは記載の方法、利率、償還の方法は同じでございます。起債の方法 証書借入又は証券発行、利率 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法 特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第8 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第3号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和元年6月7日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、議会に報告する必要がある。

専決処分書の写しがございます。そして、次のページには改訂契約書がございます。主要な部分だけ読み上げさせていただきます。

まず元の契約額に対する変更増額が163万8,360円、変更後の工事請負代金額が6,247万3,680円、消費税の金額は12万1,360円のように変更をいたしました。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

終わります。

日程第9 報告第4号 平成30年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第4号 平成30年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御報告申し上げます。

報告第4号

平成30年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成30年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和元年6月7日 提出

中城村長 浜田 京介

平成30年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	中城村役場庁舎建設事業	99,801,000	99,800,466	0	15,607,000	58,300,000	24,362,957	1,530,509
	2 納税費	地方税共通納税システムデータ連携改修事業	407,000	406,350	0	0	0	0	406,350
3 民生費	2 児童福祉費	保育所等整備事業	262,349,000	262,349,000	0	251,652,000	0	0	10,697,000
6 農林水産業費	1 農業費	新垣地区土砂崩壊防止事業	22,738,000	22,738,000	0	20,687,000	0	0	2,051,000
8 土木費	2 道路橋梁費	村道若南線道路整備事業	41,304,000	41,304,000	0	33,042,000	6,500,000	0	1,762,000
10 教育費	1 教育総務費	村立学校ブロック塀改修事業	6,400,000	6,400,000	0	2,133,000	4,200,000	0	67,000
	2 小学校費	中城南小学校仮設校舎設置事業	13,159,000	13,159,000	0	0	0	0	13,159,000
	5 社会教育費	吉の浦会館設備機能強化整備事業	2,738,000	2,738,000	0	2,464,000	0	0	274,000
合計			448,896,000	448,894,816	0	325,585,000	69,000,000	24,362,957	29,946,859

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第10 報告第5号 平成30年度中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第5号 平成30年度中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御報告申し上げます。

報告第5号

平成30年度中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成30年度中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和元年6月7日 提出

中城村長 浜田 京介

平成30年度 中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	一般会計繰入金	
1	1	土地区画整理事業費 南上原土地区画整理事業費	99,136,000	56,800,584	56,800,584	0	0	0	0
合 計			99,136,000	56,800,584	56,800,584	0	0	0	0

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（10時40分）

令和元年第2回中城村議会定例会（第4日目）

招 集 年 月 日	令和元年6月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和元年6月10日（午前10時00分）		
	散 会	令和元年6月10日（午前11時26分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	15 番	新 垣 善 功	1 番	安 里 清 市
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	副 村 長	比 嘉 忠 典	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	教 育 長	比 嘉 良 治	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 名 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	生 涯 学 習 課 長	稲 嶺 盛 昌
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 幹 主	稲 嶺 盛 久
	福 祉 課 長	金 城 勉		
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	議案第30号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例
第 2	議案第31号 中城村下水道条例の一部を改正する条例
第 3	議案第32号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第2号）

○議長 新垣博正 おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第30号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第31号 中城村下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号 中城村下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号 中城村下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第32号 令和元年度中城村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については6月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第32号 令和元年度中城村一般会計補正予算(第2号)に関する質疑を行います。

まずは10款教育費、6項3目13節で788万4,000円を一般財源単費予算での歳出で補正計上、設計委託料と説明されていますが、日本スポーツ振興センター、スポーツ振興繰入助成交付金の決定が決まったということなのか、交付

は決まったが、グラウンド芝生化事業実施要項 1 件当たりの工事金額6,000万円限度額の 8 割助成金というふうに聞いていますけれども、その助成金の獲得を求めるために実施設計委託が必要ということなのか、具体的な説明を求めます。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えいたします。

まずスポーツ振興センターのくじの助成金の交付の決定が決まったかという御質問に対してですが、現在のところ、交付決定ではなくて内定ということになります。お話のあった工事金額というのは、こちらの事業の性質が総事業費が6,000万円で、その5分の4、80%ということで4,800万円ということになります。その中でいかに一般財源を持ち出さないでうちの野球場を整備するかということで、今回、内定の段階でありましたので、一般財源で設計を計上させていただきました。今後、施工の段階で工事の調査を進めていく中で、それが例えば6,000万円の枠の中にはまるのであれば、設計費も該当はいたします。しかしながら、工事費が暗渠の調査とか、いろいろ土質調査を進める段階で工事費が6,000万円までいくとこちらの部分は一部持ち出しになってくる可能性はございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 わかりました。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時06分）

~~~~~

再 開（10時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 内定はないということで、これは基本的には非公式というふうに解釈するとしますけれども、まずは内定をしてこれ

から調査、工事等を検討していくという答弁になってはいますけれども、その助成申請書の内容なんですけれども、これはちょっとインターネットで調べてみますと、4条申請の書類等になっていて、そこにグラウンド芝生化整備事業というふうになっていると思うんですけれども、その助成金の内容は、そこに野球場のグラウンド整備というふうに明記とか書いてある内容がありますか。要はあくまでもグラウンド整備事業なのか、それとも野球場のグラウンド整備事業なのか、そういうふうにちゃんとした明記事項とか、申請書の中を書くところとかありますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

まずは非公式ではなくて、こちらはコピーなんですけど、しっかり交付の内定通知はいただいております。その内定をいただきまして、実際これから設計書を上げていく段階で再度、その設計書を財団のほうに提出しないといけない。それを再度審議されて正式な交付決定が下りてくる。その流れでいくと今回補正が可決するのであればという想定はちょっとおかしいかもしれませんが、今後また9月の補正等において、また工事費の補正を依頼するかと思います。あとは事業計画書の中で事業名に最初に出てきます中城村吉の浦公園野球場人工芝生化新設事業ということで、あくまでも野球場の人工芝をやりますよということが事業名で基本的にはなっています。詳細についてもその旨で説明はしております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 休憩…。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時09分）

~~~~~

再 開（10時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは対象要件として芝生化面積4,000平米以上を満たしているグラウンド。それは野球場というふうに聞いておりますが、スポーツ振興助成金獲得のために委託する業務内容の範囲を具体的に説明を求めます。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えをいたします。

基本的に設計部門、測量、地番、路盤、地質調査、ボウリング、サンプル調査あとは環境調査で暗渠を含めた排水調査という項目になっております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第32号令和元年度中城村一般会計補正予算（第2号）について質疑をしたいと思っております。

まず1点目、8ページ、歳入になるんですけれども、21款5目の雑入のほうに過年度認可保育園整備財産処分収入ということで、2,082万1,000円あるんですけれども、そののマシュー保育園の国庫返納金とこれは説明を受けておりますけれども、平成24年度に補助金をいただいたということで、その総額は幾らだったのかどうか。

2点目に、これは返納金について、2,000万円余りの返納金があるんですけれども、それについての計算式、それがいいのかどうか伺います。

次3点目、10ページ、2款5目13節委託料、これに中城村第5次総合計画策定業務委託料というのがあつたんですけれども、これが553万2,000円減額補正になっているんですけれども、その理由を伺います。

次4点目、17ページ、10款教育の学校建設費、15節工事請負費、中城村南小学校増築工事請負

費ということで1億8,866万円あるんですけれども、これは当初は平成32年（令和2年度）になるんですけれども、運用開始が始まるという予定であつたはずなんですけれども、これが遅れた理由はなんなのか。どの程度遅れるのか。またこれは新年度、児童生徒にいろいろな影響は出ないのか、そのほうをちょっと伺います。

次19ページ、ただいま新垣議員からもあつたんですけれども、これは整備事業に当たり、防草対策、水はけ対策など、人工芝生化に伴う設計要領書があると思っておりますけれども、平米当たり単価はどれぐらいを想定しているのか。あるいはまた設計基準を考えているのか伺います。

次、人工芝生は適切な維持管理が必要であります。耐用年数も10年ということなんですけれども、普通に勘案してメーカー保証も5年から8年と言われているんですけれども、屋外で強い日差しや風雨の条件でパイルの劣化や破損等のメンテナンスをどのように対処していくのか。また、年間維持管理費はどれぐらいを考えているのか伺います。

また、使用に当たり使用後は土やほこり等芝生面の清掃を怠ると、グラウンドの寿命も短くなるし、プレーヤーのけがのもとにもなるという資料を見ました。また人工芝生専用の靴使用になるかと思っておりますけれども、その点の管理や対策はどのように考えているのか。

あとは人工芝の修理にもよりますけれども、一般的に使用されているロングパイル人工芝で7割敷設したとして、芝張りのみの施工費用でこれは6,500平米掛ける1万2,000円で7,800万円、これは助成金を差し引いても3,000万円ぐらいの単費支出と試算され、今回の補正予算合わせても3,800万円以上の支出の試算が要請されています。あくまでも表層工事のみですので、そこで伺いますが、設計を委託発注し、整備事業費が助成金の50%以上膨れ上がっても整備を行うのか。また発注前に再度これは担当職

員、あるいはまたそれと有識者、専門家を交えた検討委員会、あるいは協議会を立ち上げてしっかりとした案を出していただいて、それを議会で諮るという考えはないのか、その4点それを伺います。以上、よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

8ページ、21款4項5目1節の雑入の国庫補助の返納金の平成24年度事業概要につきましては、平成24年度県の一括交付金、待機児童対策特別事業として総事業費3,165万750円の事業として実施しておりまして、国から3,000万円、県から300万円、村負担300万円、事業者負担165万750円という事業内訳で実施しております。返還金に関しての計算なんです、国から示されておりますが、補助金適正化法に基づき返還しなければならないので、減価償却の耐用年数などに関する省令の別表のほうで建物の種類、構造、用途などの減価償却に基づいて国から返還金表というのが示されて、その額に対する事業者負担分としての歳入の雑入でございます。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは10ページ、中城村の第5次総合計画の減額についてですが、計画していました委託内容についてなんです、人口動態など、村の担当者のほうでできる部分については独自で分析等を行うこととしたため、今回、予算については補正で減額をしております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 17ページの10款2項の中城南小学校の増築工事費の件についてなんですけれども、こちらのほうで設計を進めていく中で12カ月のようじょう等の工期が必要となり、発注を急いでいるんですけれども、12カ月となると、来年の6月という形のものになりまして、発注する仕様の中にふえるクラス部分の1階部分を4月1日には供用開始ができる

ような発注を進めていくということで新年度の対応を考えております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではお答えいたします。

まずは平米当たりの単価基準票等がございますかという御質問ということで、基本的に土木の場合は基準単価、通常のようにあります。ただし、今回の芝生の施工に当たりましては、なかなか特殊な芝生のまた選定の方法等も含めこれから後ほどお答えしますが、いろいろな議論が必要にはなってくるかと思っておりますので、現時点での調査等がまだ済んでおりませんので、今ここで平米単価が幾らかということは示すことはできません。

続きまして、メンテナンスの維持管理ということでこちらも私、先週伊江島のほうに人工芝の野球場の視察に行っていました、向こうの想定している維持管理に含めては今100万円から120万円ということで担当のお話がありました。しかし、中城村で幾らの維持管理費があるかということ、ちょっとまだ試算はしておりません。

次に使用に際しての管理、スパイク等掃除を含めた部分についてもしっかり適正に管理できるよう、こちらのほうでも基準なり内規なりを設けて指導も行っていきたいと、恐らく使用されるに当たっては一般、少年野球、あとは中学生となりますので、そういった皆さんの協力もいただきながら、極力維持管理に努めて耐用年数を長くしていきたいと考えております。

次に、御指摘の総予算の持ち出しがふえてくるという想定の中で、教育委員会としましては、効率補助といいますか、通常言いますと、農林を含めたいろいろな土木においては3分の2というのが一定レベルの効率補助なのか、3分の2という想定からすると、7,000万円程度を想定していて、そこでこれ以上になってくるとど

うするかという議論も必要になってくるかと思
います。

最後に協議会につきましてですが、検討委員
会になるか、どういったことになるかまだ決め
てはいたないんですが、しっかり関係機関、指導
者を含め少年野球連盟と中学校の指導者、野球
に中城村で携わっている方々、全ての方々に
お願いをしながら意見聴取会、設計を発注した
段階で、芝の選定等を含め、皆さんの声を反映
できるような体制はしっかりつくりたいと考
えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1番のほうか
らまた8ページのほうからやっていきたいと思
います。これは返納金についても、いろいろ計
算式があつて、先ほど課長が言われた改築部分、
増築部分と言うのもあるんですけども、これ
は定額法で償却率が改築と増築で大分違うとい
うふうに思うんですけども、これは構造の問題
でそれだけの違いがあるのか。それをちょっと
1点お聞かせください。

次10ページのほう、第5次総合計画、これは
人口動態を見ながら自分でやるということなん
ですけども、これは委託したとしても、
500万円ということなんですけれども、自分で
やって職員が全てやるのかどうか、あるいは
またそれをどういうふうに独自で調査をする
のか、その件をちょっとお聞かせください。

17ページの中城南小学校の増築工事の負担
金のほうですが、請負費、課長今、10教室の
うち1階部分を2教室ぐらいですか、それを
先行してすぐつくれるようにつくって、2階、
3階は工事しながら1階は授業をさせるとい
うような話だと私は理解しているんですけども、
それでいいのか。その場合、2階、3階は工
事を行っているんですけども、これが安全・
安心にいろいろなふぐあいが出ないのかどう
か、その点を伺います。

あとは19ページ、野球場芝生なんですけれど
も、これはまだまだ平米単価が出てこないとい
うことなんですけれども、課長も伊江島に行
って、総工費3億8,000万円ぐらいですか、
かかったと思うんですけども、これが今我々
がもらう補助金6,000万円、これの5分の4
で、4,800万円ぐらいなんですけれども、そ
れで本当に芝生の工事が全部整えられるのか
どうか、本当に持ち出しがどれぐらいかかる
のか、その点を我々は知っておかないと、た
だ委託をして測量設計をさせたとしても800
万円ぐらいのお金を使いましたと、これが次
年度になって新たに工事を発注した場合に1
億円超えましたというような段階になったら、
我々はその5,000万円プラス800万円、
それだけのお金をまた補正が出てきて、それ
をやる場合に否決された場合、この800万
円というのが無駄にならないのかなとそうい
うところはきちんと大体総額幾らかかります
と。その中の設計料は今800万円ですと。
そういうものを示していただかないと、我々
としては幾らかかる事業なのかもわからない
段階で、それを補正に上げてきたとしてもす
ぐはいというような段階にはならない。だか
らその総額の予算というのは非常に大事であ
つて、これはきちんと見せていただかないと、
あれだけの広い球場の芝生を張るとしても
恐らく7,000万円、8,000万円では厳し
いのかなと私はそう思っているんで、ぜひ
ひとつこれは総額を出していただいて、そう
しないとなかなかこの補正を我々は可決す
るかどうかもちっと納得がないものだから、
ぜひこれはもう1回答いただきたい。

あとは芝の種類によってもいろいろ違うとい
うことなんですけれども、やはり芝の種類
によれば金額も変わってくる。そういうのが
十分想定されるはずですので、本当に使う
方々が非常に使い勝手のいい球場にするた
めには、それ相応の芝生も使わないといけ
ないし、いろいろな

下の工事もしっかりやらないといけないという中で、果たして本当に6,000万円、副村長6,000万円でその工事は終わるといように説明会でやられたと思うんですけども、これはもう1回答弁お願いできますか。そして検討委員会についても、これは設計委託をやってからではなくて、やる前に本当は立ち上げていただきたい。どういう芝生を使う。どういうふうに設計あるいはまたそういうもろもろのものをやっていくというものはやはり専門家を交えて最初から最後までやっていかないと大体進んでから専門委員会を立ち上げて検討委員会、協議会をつくってやりましょうというようなやり方では私は違うのかなと思っているので、その辺もう1回答弁よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

国庫補助であるため国が決定しておりますが、増改築建物でございますので、改築部分が定額法の償却率として0.046%、増築分につきましては定額法の償却率0.053%で計算されております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 データ分析について職員が行うかということなんですが、やはり専門業者への委託発注になります。ただし、住民情報などのデータについては村が持っていますので、その部分を活用してデータ分析等は職員が行って、また専門業者からの意見等も伺いながら、協力して総合計画を策定していきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では大城議員の質疑にお答えします。

この新年度に入りまして、供用を開始する際には大掛かりな工事等は全て終わっているような形なもので、内部の仕上げ等を進めていくように進捗管理を進めていき、この事業を行う際

での上での挫折とか、そういうものがない工事の進捗ということで、管理していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時32分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

私のほうで答弁させていただくのは、この件につきましては、私のほうがt o t o事業も含めてこういうものがあるから何とかできないかということで、担当課と一緒にやってきたものですから、答弁させていただきますけれども、わかっていたきたいのはまずこれはこの野球場だけに関するというよりも、吉の浦公園整備事業、これは皆さんも御承知のとおりですけれども、数年かけて整備していこうという中の一環でございます。ですから基本的には一括交付金でできる範囲のものをやっていこうというのが、皆さんも御承知のとおりだと思いますけれども、ただ一括交付金も今御承知のとおり、どんどん予算が削減されてきて、もしかしたらこの吉の浦整備事業に対する投資金額がだんだん落ちていく可能性が高いということから始まったものでございます。それで一括交付金と同等な補助金はないかということで一生懸命探しているときに、この事業が今我々のほうで内示を受けたということを経験してお話します。そういうことで野球場とかテニスコートとか、ゲートボール場とかいろいろありますけれども、その中でも野球場でまず人工芝でやるという案はどうなのかと、これはある程度の知っている範囲のアンケートと言いますか、野球関係者にも聞いて管理が非常にやりやすいということと、硬式野球場であれば問題ではあるけれども、我々は少年野球からの物がほとんどですから、

社会人も。そういうものであれば人工芝というのは非常に大きな可能性があるということから入っていきました。そして、この事業の補助金の特殊な部分は、総額の金額が先に決まっています。上限が4,800万円、6,000万円から7,000万円の間ということで、そうすると普通でしたらこういうものをつくりたいからこの補助金を8割くださいというやり方ではなくて、補助金が最初にもう上限が決まっています、できる範囲でやるしかないという形で今提案させていただいているのは、では野球場をもちろん全部できれば一番いいんですけども、ところが金額に上限がございますので、設計しながら例えばできる範囲でやって、その残った部分と言いますか、別の部分を一括交付金と同じ条件ですから、一括交付金で抱き合わせをやるとか、いろいろな特殊なやり方と言いますか、Aプラン、Bプラン、Cプランまで考えてやらなくちゃいけない事業なんです。それをまずは野球場で設計をしてある程度金額を出して、それからこの部分は例えばの話ですけども、今外野の部分だけでも人工芝をやるのは可能なのかとか、これは調査も含めての話ではありませんけれども、補助金の金額は今内示受けていますから、8割補助で一括交付金と同じ条件でできそうだと。それであとはどうやって抱き合わせなど、期間的な例えば2年から3年にわたって、全部整備していくとか、いろいろな方策を取るのが第一歩でございますので、それを議員の皆さんにも御理解をいただいて、我々が今回計上させていただいている設計費用についても、あえて明言しますけれども、これが先ほど議員がおっしゃったように1億円、2億円もかけてやるようなものではないです。これは相対的にその金額になるかもしれませんが、吉の浦整備事業全体としては、それはしかしその都度、その都度、8割補助、効率補助をいただきながら、整備していくというのが基本ですので、

これが単費が6,000万円のを1億2,000万円で6,000万円を単費で出すとかではございませんので、あえて明言をさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時37分）

~~~~~

再 開（10時37分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えします。

協議会の件につきまして答弁をさせていただきます。御指摘のように事前で設立するかを含め、戻ってそういうメンバーとかということですかね、その辺とも相談しながら事前で結成できるのであれば、事前で結成していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、村長から答弁がありましたとおり、我々としては当初副村長の説明の中では6,000万円あれば、全てできるだろうというような判断でしかなかったもので、それをちょっといろいろと調べたみた中で、伊江島は3億円余りかかっている。それが本村に持ってきたら本当にそれだけ6,000万円か7,000万円の間で終わるのかなというような疑義も生じて、新垣議員は私といろいろ話をさせていただいているんですけども、私がちょっと聞きたいのは、今予算が6,000万円あると、それが上限でありますので、それを今回、委託料これは単費でやるんですけども、その工事に入った場合にこれだけの4,800万円の整備をすると、それでできない部分に関しては、一括交付金を使って次年度、あるいはまたその次の次年度に1年、2年をかけてしっかりと整備をしていくという村長のやり方だと思いますので、そういうのであればぜひひとつ村からの単費が出ないような、単費というのは8割補助ですので、裏

負担で幾らかは出ると思うんですけれども、大掛かりな負担のないように多額の負担がないようにしっかりと設計、それから測量も入らせていただいて、本当に村民が本当によかったなというような球場をつくらないといけないと思いますので、十分これは考慮して裏負担はちょっとあるんですけれども、予算の大幅なオーバーがないようなこの球場づくり、それをしっかりとやっていただきたい。協議会についても事前に専門家がいますから、村内にも野球をやっている方々、そしてそういうグラウンドのいろいろと携わっている方がいるはずですので、そういう方も含めて早急に立ち上げて、ぜひひとつみんなで知恵を出して、どうのが一番いいんだろうかというようなことも考えながらやっていただきたい。これで終わります。

○議長 新垣博正 答弁はこれでよろしいですか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 はい。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
安里清市議員。

○1番 安里清市議員 今の補正の件でお伺いしたいと思います。野球場の人工芝の件なんです、多分、助成金の申請をされる時に概略の青図面と言うんですか、そういうようなものを検討されて、それから公費のある程度、概算的なものをされたと思うのですが、その際の概算的な公費ですが、幾らぐらいを申請をされる時に試算されたのか、その額をお聞きしたい。このことが村長がおっしゃっていたようにいろいろな一括交付金等を活用して単年度でできなかったものは次年度もというようなことで整備を重ねていくというようなことがあるんですが、いずれにしても後年度の負担をしていかななくてはいけないというふうなことが、これがある程度の額だったらいいんですが、これは過大な額になるというふうなことであれば、この設計の

段階において、今回、見送るというふうなことも考えないといけないのではないかというふうな話があって、今質問をさせていただいていますので、よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

交付申請書の段階では、面積の基本的にはまだ測量に入っていなかったものですから、役場の資産台帳で1万1,424平米で、こちらはもうグラウンドと言いますか、フェールグラウンドとか、全てを含めるとそこまで行くよという段階で申請はさせていただいて、その時点では約8,600万円の工事費としての申請はさせていただいております。しかしながら、実際測量に入ってフェアグラウンドだけとか、そういったグラウンドのみになってくると段々面積が限られてくるということで、当初の予算はそういうふうには計上させていただいております。御指摘が先ほどからありました件につきましても、村長から答弁があったように今回、設計を上げることで、それを全部ができないということで取り下げるわけではなくて、今回、上げて例えば6,000万円のできる部分が先ほどからあったように外野だけになってくるのかも含め、どこから整備すべきなのかもそういった専門の方々ともしっかりお話をしながら、最終的にはほかの高率補助の事業等も含めた部分で野球場が人工芝化にしていければと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員、よろしいですか。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 はい。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは議案第32号令和元年度中城村一般会計補正予算（第2号）について質問いたします。

まず3ページ、中城村第5次総合計画策定業

務についてであります。あと2年でこれは終わります。それに対して、皆さん方は総括をしているのかどうか、第4次総合計画の総括はやっているのか。新しい計画をつくる場合には、やはり前のそれを総括していろいろ総括分析をして、そしてそれに対しての課題なんかがあるはずなんです。こういうのをちゃんとやっているのかどうか、それに基づいて新しい中城村第5次総合計画策定業務をするべきだと、いつもそれは言っているだけけれども、皆さん方、総括がなされていないのではないかと、その点の総括をしているのかどうか。

それと地方債補正についてであります。公立学校施設整備事業債として、1億1,510万円限度額としてありましたが、その限度額が6,060万円になっていますね。5,450万円が減額になっています。その理由を伺います。

それと13ページ、2目漁港建設費、この船置き場を整備するということですが、今の船置き場に廃船または長期未使用、使用していない漁船が何隻かあります。こういうようなことについては、早く処分するなりしないと大きな問題になると思います。そこにそのまま放置してしまえば後でまたそれを整備する場合に問題が出てくると思うんですけれども、こういう今船置き場を建設する際にそういうのを徹底してもう廃船するのは廃船して、その持ち主にちゃんと処理するように、長期未使用については、どうするんだということをはっきりさせてから、この整備をしていただきたい。それについてはどのように考えているか伺います。

それと14ページの観光費、これは19節負担金補助金及び交付金の中の1,500万円、恐らくこれは観光協会に委託に回していると思うんですけれども、その中で中城観光推進協議会の補助金222万円も減額されていますけれども、中城村観光推進協議会というのは今後も存続していくのか、それともなくしていくのかどうか。全

て観光協会に任せていくのかどうか、それについて伺います。

それとこれは村長に確認します。先ほどからいろいろ質疑があります19ページの野球場人工芝化設計委託料788万4,000円ですけれども、村長の答弁を聞くと課長は7,000万円以内と先ほど答弁していました。これは7,000万円以上の工事はしないとここで断言していただきたい。この議会で、その後はまた一括交付金を使ってやっていくということでしょう。結構、吉の浦公園整備事業に伴って野球場を整備していくんだけど、我々が先ほどから心配しているのはそれに伊江島野球場なんかは全部整備した場合、3億8,000万円もかかるんですよ。しかし、補助金は4,800万円しか出ないものですから、そうすると膨大な予算の財政が支出されるわけですから、皆さん方は7,000万円以内で今回の工事はする。しかし設計はもう全体的なことをやるわけです。全体的にやるわけでしょう。全体的にやってからその中でその一部はこの日本スポーツ振興協会の予算を使う。そしてまたできなかった分は一括交付金あるいは使っていくという継続事業になると思いますが、それで間違いないかどうか、村長確認いたします。以上。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

中城村第4次総合計画策定業務の総括についてですが、現在の総合計画については令和3年までの計画期間となっておりますので、今回、中城村第5次総合計画策定業務を策定する中で総括、評価等も行っていくという考えで今計画をしております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時51分）

~~~~~

再 開（10時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは4ページの地方債補正の減額についてでございますが、今回、中城村南小学校の増築について、歳出等においても歳入もですが、減額をしております。その部分で地方債についてもやはりその対応をしないといけないということで、今回、減額の補正になっております。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 それでは13ページの放置船対策についてお答えします。

放置船の対策については、毎年調査をして所有者が明確な所有者には移動、撤去するように通知はしているところでございます。

続きまして、14ページの中城村観光推進協議会についてですが、この協議会の目的が観光資源を連動させた観光事業の企画立案誘致活動及び人材育成に取り組むとともに観光産業の創出による地域産業の活性化を目的とするとありますように、観光協会とほとんど共通しているところがございますので、今後、存続させるかどうかは検討してまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時53分）

~~~~~

再 開（10時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどと重なった答弁になるかもしれませんが、吉の浦公園整備事業のまず一環だという話をしました。その全体の中でいろいろな施設を整備していく。その中ではっきりしているのは、単費ではまず私どもの財政では無理ですから、この整備事業は全て補助金をそれも一括交付金と同等の補助金。あるいは一括交付金。その8割補助が可能なものを用いて全てを整備

していきます。先ほどお話ししましたとおり今回の芝生事業もまずは一括交付金と同等の補助金でありましたから、私はチャレンジしました。それは6,000万円の8割で4,800万円。これは決定しております。それ以上になるものはこれも議員の皆様には釈迦に説法だと思いますけれども、当然、設計費用というのは、これはもう単費でどうしても出てきますので、どの補助金も。今回、その単費での設計費用というもので理解をしていただきたいと思います。そのほかの部分については、ですから6,000万円以上のものはつくるつもりもありませんし、先ほど公言いたしましたけれども、あえてこの補助金の範囲内で全てを抱き合わせて整備していこうと思っています。ですから、今回はたまたま今のスポーツ振興くじ助成金、t o t oの振興くじでありますけれども、そういうものも同じ補助率ですから、当然、そこにチャレンジして今回、採択していただいたと、それを大いに利用させていただくという立場で今議員がおっしゃっておりでございます。できる範囲で全てやりながら年度を超えるかもしれませんが、その辺は御理解いただきたい。その年度に固執して何千万円も突っ込むというつもりは毛頭ございません。年度を重ねてもその補助金の範囲内でやっていこうということが私の思いでもありますし、職員もこれは共有しているつもりでございますので、その辺は御理解をいただきたいなと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 3ページです。この中城村第5次総合計画策定業務の中で総括をしていくというんだけれども、我々議会には示さないんですか。皆さん方は前期、後期と分けてありますよね、前期5年分でもいいから、前期の総括もなされているのかどうか。もしなされているんだったらその前期5年分の総括を一応出してもらいたい。常に課長、やはり何かをや

る場合は計画をつくったら、その計画にどの程度到達しているか。到達率も目標と到達率も出してつくるようにしてもらいたいと思います。つくる一方で、過去はどうなったかはわからんでは困る。過去を知って新しいものにチャレンジしていくのが大切ではないかと思います。それと13ページのこれは毎年調査して船主にもいろいろ勧告しているということですが、それで何名に勧告して、何名の方がそれに従っているかどうか、皆さん方の指示あるいは勧告に撤去するよというものについて何件がそれを実施したかどうか、お聞きします。

それと14ページの中城村観光推進協議会の協議会については、存続するかということについては、今後検討するということですが、観光協会とダブっているということで、恐らくこれは廃止になっていくのではないかと今の答弁を見ると、早目に検討して結論を出していただきたい。それについては答弁は要りませんので。

19ページについては、先ほど村長が明確な答弁をしましたので、私もそれは理解しております。ひとつ今後これを守っていただきたいと思います。整備するのは大変いいことなんですけれども、財源との兼ね合いもよく考えていただいて、我々が思うのはすぐ伊江村の野球場が3億8,000万円という話を聞いてびっくりしたんですけれども、そういうことですからしっかり今村長が答弁したように年次ごとに整備していくと、当然、効率の高い補助を使ってやる。まさしく知恵を出して整備していただきたい。これについても答弁は要りませんので。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

議員がおっしゃるように、やはり計画を立てれば評価等その辺を検証していくというのがあるとと思います。前期の総合計画の策定についてもやはり後期の策定にいくときに点検評価等は

行っていると思いますので、その資料についてもまた確認して提供していきたいと思います。先ほど5次に向けてもとありましたが、毎年主要施策の成果報告を9月議会においても行っていますので、それも参考にさせていただきながら確認をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

放置船についての資料をただいま持ち合わせてございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 終わり。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。休憩します。

休 憩 (11時02分)

~~~~~

再 開 (11時02分)

○議長 新垣博正 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 では議案第32号の補正予算について、ちょっと質疑します。

13ページの漁港建設費の工事費ですが、それにかかわる工事で上げ下ろしの機械は設置予定なのか。その上げ下ろし場の場所は確保する予定があるかどうか、その予算も入っているかどうか。

それと14ページ、委託料の1,621万6,000円観光誘客促進事業の委託料とプロジェクションマッピング、そのもうちょっと説明。それとプロジェクションマッピングの事業委託ですけれども、村はどのぐらいかかわっていくのか。

それと今まで問題になっている19ページの野球場の問題、これは今現在、先ほどから話している予算内でとめるという話ですけれども、そ

これは全体的な野球場の整備とまたその予算を使って足りない分はまたその一括交付金とか、事業の計画はできるのかどうか、以上。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

漁船の巻き上げ機については、今回の工事には含まれておりません。この船揚げ場については、ことしと来年度を予定しておりますので、ことしは全体の半分、また来年度に残りの半分というふうに漁船の上げ下ろしはできるように工事は進めてまいります。

続きまして、14ページのプロジェクションマッピングについてですが、今回、観光協会に委託しますので、観光協会から企画書とか、実施計画書は出していただいて、それについて役場と協議をやって、こちらの要望とかは出していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

一括交付金の活用ができるかということで、こちらは平成29年度に作成しました吉の浦公園機能強化整備事業の1事業でございますので、一括交付金の活用は可能と考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 船の上げ下ろしはぜひやっていただきたいと、もし中城湾での緊急な船下ろし場が今浜漁港でできない状態ですので、ぜひこの巻き上げ機も一緒にぜひ場所も確保できるように事業としてお願いいたします。それと今の野球場、これはt o t o事業で予算を取って将来的には今公式は扱わないと今の答弁でありましたけれども、これは少年野球、一般、その取り扱いだけではなくて、実際にもっと野球場事態を考えていくべきではないかと思うんですけれども、外野席と観覧席もあります。そういうことも一緒に把握しながら野球

場は考えていかないと、今予算を入れたからまたそこはできる、できないという問題ではなくて全体的な構想はこの設計の段階で考えていかないといけないんじゃないですか。ただ、芝生だけ張りかえて、そこはまた外野はまた別々に考えると、そういう考えでやっていくのかどうかだけでも一度確認して終わりたいと思います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

野球場の整備のみではなくて、吉の浦公園全ての事業計画がございます。せんだってからも御承知のとおりテニスコートが早くなったりとか、毎年毎年の一括交付金の配分額があったりとか、いろいろな想定もある中で、野球場でまずチャレンジできることが先ほどから御説明していますt o t oの事業であったということで、将来的には御指摘のグラウンドの整備のみならずスコアボードとか、ベンチとかそういったところの整備も必要になるかと思えます。ちなみに伊江村の野球場は約20億円、総額でブルペン、客席を含めるとそれぐらいかかってきます。そこに行く中でその他の整備を含めながらのトータルのこちらの整備計画でございますので、そこをまた教育委員会の中でもしっかり議論しながら整備を進めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の課長の答弁で、実際、外野だけの人工芝張り、そしたら外野のまだこれ以上の拡張はできないということで受け取りました。どちらが先になるのかなとちょっと今きょう聞いて、どちらが先なのか、設計、計画が先なのか、何が先なのかかわからない。補助金予算があったらぱっと調整がついたからそこだけやろうという考え、先ほどから話がありましたとおり実際、最初の計画はもう立ててからやるべきだと。今予算を投じて7,000

万円をもし投じたとして、そこは邪魔にならない程度にまだ拡張もいろいろなことができるのかどうか、もう一度だけ。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいま球場のほうは両翼92メートル、センターまでが約120メートルございます。教育委員会としましては、これ以上施設を延長するか、そういったことは現時点では考えておりません。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 補正予算について御質疑させていただきます。

17ページの学校建設費、中城南小学校の工事。設計管理工事等でございますけれども、今債務負担行為を導入して、2カ年にまたがってやるという計画になっておりますけれども、もう一度この工事の事業のフローチャートと言うんでしょうか、それをちょっとまず教えていただきたいなと思います。設計がいつからいつまでに終わって、工事の発注がいつごろで工事の完成がどれぐらいになると、だから先ほど1階は工事を完成させて使用しながら2階、3階つくっていくというちょっと考えられないような感じがするので、普通工事をするとなると、そこはフェンスでシャットアウトして、子供が入らないようにして工事を進行するのが普通ではないかなと思うんですが、これをあえて使いながら工事を進行していくという、この方法はどうしてこういうふうな形をとらざるを得ないのかちょっと教えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ではその渡嘉敷の質疑のほうで、フローチャートといいますか、昨年度で設計のほうで完了して、今年度に入りまして、今年度の単価等の入れかえ等を行って終

えています。この設計の中での工期というものが12カ月という形のものになりまして、年をまたぐことになっております。それで来年の4月には教室が必要となりますので、その1階部分の教室が利用できるような形のもので工事を進めていく。工事でも期間的なもので6月までの工期、6月の工期という形のもので出ておまして、4月、5月にはほとんど完了しているような状態で、4月には教室はもう利用させたいという形のもので使用を策定して進めていくという状況になっております。その4月の工事中かフェンス等かどうかという質問だったんですけども、先ほどお答えしたんですけども、大掛かり的な工事等はなく進めるような形のもので、進捗の管理を進めていって利用できる1階部分は利用できるような形のもので進めていきたいという計画をしております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 状況は今の確認でわかりました。設計が完了して、前年度で完了していると、なんで1カ年で工事が完成していないのか、これがおかしいなと思うんですよ。工期が12カ月という話でございましたけれども、10教室ですよ、あれはそんなに大規模ではないと思うんですよ、あの建物を見ますと、それを10カ月ぐらいに何で短縮してでも4月から子供たちに使えるようにしないのかどうなのかが、そこら辺がよく理解できないんですよ。だからもちろんこれは予算を組み替えているわけですから、今さら戻すということはこれは無理があります。という、債務負担行為を導入していますから、当然、国から補助金はその分、おりてきませんので、これは2カ年またがざるを得ないと思いますけれども、でも工事をするときにはどうしても学校現場の子供たちの授業形態に合わせて計画して取り組むべきだと思っていますので、そこら辺は重々、子供たちの授業を中心に努力していただきたいと思います。そ

こら辺の努力をしてもらいたいということを教育長、すみません考え方をよろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時16分）

~~~~~

再 開（11時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 お答えします。

議員がおっしゃるように子供たちの教育活動に支障にならないようにということで、当然、このような基本的な考え方で進めたかったんですが、当初、一番最初に描いていた考え方と、この設計が違うところがありまして、今現在ある外階段を壊して、そこの部分に教室等をくっつけて9の教室をくっつけて校舎をつくるというふうなことで変わったものですから、少し工事のほうにおくれが出たというふうなことで、議員がおっしゃるように本来であれば、4月1日から全教室オープンできるようなそういうふうな進め方をやらないといけなかったというふうなのはこれは当初からの設計の段階の違いがあるということでおくれたということです。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 設計変更があったというお話なんです、前年度で設計は完了しているという話なので、これから変更するという話ではないので、多分そこら辺はちょっと勘違いかなと思われるのですが、当然、教育者もよく学校現場からいらしていますので、よく御存じで、子供たちの授業に支障がないように例えばの話ですよ、1階で授業しているのに、2階でいろいろな音をガチャガチャ出したら授業ができませんよね、もう本当に子供たちに迷惑だと思います。ですからそういうやり方ではなくて、やはり安心安全を確保するためにはこの工

事の現場のエリアをちゃんとフェンスして、シャットアウトしないと安全が確保できるのかも心配になってくる部分も出てきますので、そこら辺はきちんと工事を進めるに当たり、配慮していただきたい。今後、努力してほしいということで質問を終わります。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。休憩します。

休 憩（11時20分）

~~~~~

再 開（11時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号 令和元年度中城村一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（11時26分）

## 令和元年第2回中城村議会定例会（第5日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和元年6月7日（金）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和元年6月11日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和元年6月11日（午後3時59分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 外 間 博 則   |
|                                                 | 6 番             | 石 原 昌 雄             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 15 番            | 新 垣 善 功             | 1 番                                | 安 里 清 市   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 松 範 三   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 知 名 勉     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 生 涯 学 習 課 長                        | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 稲 嶺 盛 久   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 金 城 勉               |                                    |           |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 村 盛 和             |                                    |           |

議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1. 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。1番議員、安里でございます。議長の許可を得て、質問をさせていただきます。項目の1番のほうから読み上げて質問をいたしますが、最初のほうは公共下水道の適応地域についてということとなっております。この件について、適応区域とそうではない区域との間で不公平感があるのではないかということを感じまして、質問をさせていただきます。

中城村では平成7年に事業全体の計画を策定し、平成8年に認可を受け、事業期間として平成8年から平成40年までの間、約85億円の事業費で下水道の整備を進めておるところでございます。平成30年度実績で9,050万円が支出され、平成8年からの累計で約49億円が支出されています。これまで起債による地方債未償還額が20億5,989万1,000円(平成30年末)の実績となっております。そこでお伺いいたします。

県のほうでは沖縄汚水再生ちゅら水プランが平成10年に策定をされております。中城村公共下水道以外の地域、いわゆる流域関連下水道以外の登又、新垣、北上原の地区においては、どのようなプランが策定されて実施されてきたのかを伺います。②です。流域関連下水道以外の地区の合併浄化槽方式などによる処理方法の限定は、公共予算の支出の平等に反するのではないかとということでお伺いいたします。それから③ですが、合併浄化槽設置にかかる補助金制度の周知方法についてお伺いいたします。

項目の2番のほうで、観光振興について。村

指定史跡のペリーの旗立山には、展望台が設置されています。当初の計画では中城村の平野を一望することができることを想定して建設されたものだろうと思います。しかしながら展望台の真ん前のほうに立派なお墓が建った関係で眺望がさえぎられている状況がございます。そこでお伺いいたします。展望台の完成時期はいつだったのか。工費、予算の性質などについてお伺いいたします。それと現在の墓地の状況は、展望台との設置の関係で早かったのか、遅かったのか、いつごろだったのかということをお願いいたします。③です。丁寧な説明で、墓地の所有者に移動をお願いできないか。これまでそういうことをやってこられたことがあるのか、お伺いいたします。④です。村の観光協会も設立され、歴史的にも価値があると思われる同旗立山の魅力アップのためにも、展望台の眼前にある墓地の移動は不可欠だと考えます。今後の対応を伺いいたします。

項目の3です。自治会活動の活性化への取り組みについて。①今年度から自治会活動活性化補助金の対象自治会がこれまでの5自治会から7自治会に拡大をされてございます。この件で補助金の使途について、ソフト事業への支出を同時に求めたということについて説明を求めたいと思います。②です。平成30年度の段階で村長、副村長の各自治会の行事等への参加の状況についてお伺いをいたします。③です。村の職員の皆様の自治会活動への参加の状況とかについて、職員の意識のことも含めてお尋ねをしたいと思います。以上、よろしくお祈りします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、上下水道課。そして、住民生活課のほうでお答えをいたします。

大枠2番につきましては、都市建設課と住民生活課のほうでお答えいたします。

大枠3番につきましては、総務課及び企画課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは所感を述べさせていただきますが、自治会活動についてのお尋ねでございますので、議員も御承知のとおり、ことしは少し拡大もさせていただきます。自治会、言うなればコミュニティの大切さを身に染みておるつもりでございますので、今後ともハード、ソフト面も含めて支援をしていきたいなと思っております。ましてや昨今、高齢者あるいは小さなお子様の安心・安全の部分も含めて自治会の皆さんには活性化を図っていただきたいなと我々もしっかり支援をしていきたいなと思っております。

また、せっかくですので、お尋ねの大枠3の②村長、副村長の自治会行事への参加のことでございますが、基本的には御案内がいただいたときには全ての行事に参加をしております。基本的にはもちろんバッティングする場合もございますので、それはまた割り振りしながら、あるいはここはどうしても行けないということでお断りさせていただく場合もありますけれども、基本的には土日問わず全ての行事には参加をさせていただきたいと思っております。今後もその方針でいきたいと思っております。詳細については、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 おはようございます。それでは安里清市議員の大枠1の①についてお答えいたします。

沖縄汚水再生ちゅら水プランに掲げる、汚水処理施設の種類として、下水道法上の下水道事業や、下水道法以外のもの、農業・漁業集落排水施設整備事業、合併処理浄化槽の浄化槽事業があります。沖縄汚水再生ちゅら水プランは、各種汚水処理の整備を進めていくための指針として、沖縄県下水道等整備構想として策定され

ています。現在、村が進めている汚水処理施設整備に関しては、下水道法に基づく、流域関連公共下水道事業を進めているところであります。また、下水道法以外の地域については、現段階では、具体的な計画はありませんが、村の住民生活課環境係の実施している事業において、新築または、汲み取り及び単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えの際に、浄化槽整備事業補助金制度を活用するよう、住民へは周知しているところです。

続きまして、②についてお答えします。流域関連区域外の地区においては、地形的要因、散在している居住形態を踏まえた上で、平等性の観点から、今後の社会情勢の変化に応じ、引き続き、村の土地利用計画と平行しながら、上下水道課としましては、県と連携し処理区域の見直し整備手法を、検討していきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 おはようございます。住民生活課長の義間と申します。よろしくお願いたします。

それでは大枠1、③の質問についてお答えいたします。③については、合併処理浄化槽設置補助金制度の周知方法について、住宅新築を予定されている方は、建築確認申請前の調整事項で役場住民生活課窓口へ確認に来ますので、その際に案内するようにしております。そのほか村のホームページへの掲載、問い合わせへの対応を行っておりますので、概ね適正に周知しており適切に行われてきたものと認識をしております。

続きまして、大枠の②、③、④の質問についてお答えいたします。②については、当該一帯の墓地のうち、1基は平成23年度に申請があり許可をしております。なお、残りについては村墓地基本計画の墓地指定区域外であることから県からの権限移譲前の平成22年度以前に建てら

れたものと思われます。③について、権限移譲前に設置されたお墓であり、移動については、できないものと認識しております。これまでの経過ということについては、対応したことはございません。

④について、③と重複しますが権限移譲前に設置されたお墓であり、移動については、できないものと認識しており、今後の対応については考えておりません。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 安里議員の御質問にお答えします。

大枠2の①、沖縄観光の振興を図る目的で内閣府の世界遺産周辺整備事業にて整備をしております。平成16年度に完成をしております。展望台のみの工事費については不明ではありますが、平成16年度の歴史の道の決算額は1億6,700万円であります。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 安里清市議員の大枠3①及び③についてお答えします。

自治会活動活性化補助金は、これまでも備品の購入のみではなく、祭りや伝統文化の保存・継承や地域の行事、清掃活動などに活用できるとしてきましたが、多くの自治会が備品整備への活用のみとなっていました。村としては備品のみの整備ではなく、地域活性化につながるまつりなどのソフト事業を実施することが、補助金の目的である地域づくりへつながるものと考えております。前年度で自治会への補助が一回り終了したことから諸行事への活性化補助金を幅広く活用していただくよう要綱を改正しました。

③の村職員の自治会活動・行事への参加状況については把握はしておりませんが、地域づくりは地域と行政が相互に連携、協力して行うことが重要だと考えています。各職員においても、住んでいる地域の祭りや体育協会などの行事へ

協力できることから参加をしているものと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 村長、副村長の各自治会行事への参加状況についてお答えいたします。

平成30年度におきましては、新垣自治会主催の敬老会をはじめ、8自治会（9件）の敬老会や夏まつりへ参加しており、うち2件につきましては、副村長が代理で出席をしております。参加しました敬老会等におきましては、祝辞等を述べるとともに区民との親睦が図られているものと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。質問事項の大枠1のほうから細かな部分について、ちょっと確認をさせていただきます。

合併浄化槽の補助金は、住民生活課の所管になっていると認識しておりますが、下水道整備計画区域以外及び7年以内の公共下水道への接続が見込まれない区域を対象としているということでございます。平成30年度の実績は7件とお伺いをしております。今年度は399万円余りの予算を計上して、このようなことで申請の数が予定数を上回った場合について、どのような対応ができるのかということと、それから合併浄化槽は今住民生活課のほうで想定されているのが5人槽、7人槽、10人槽というふうなことでございますが、平均的な7人槽、あるいは5人槽でも結構ですけれども、工事費が幾らぐらいかかるようなものなのか、お聞きしたいと思います。この件は補助額の算定がどれぐらいにいつているのかと。要するに工事費の何%ぐらいが補助の対象になったのかというようなこととあわせてですので、ある程度の数字がございましたら、この2点、よろしく願います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1、

③の再質問についてお答えをいたします。

交付金、交付申請手続としては現在、交付申請を行っている交付金額より増額、減額等の要望については年4回できることとなっており、申請件数に応じながら補正予算で対応していきたいと考えております。

次の質問についてお答えいたします。工事費についての御質問ですが、5人槽で設置した場合、屋敷の形態、水回りの状況にもよりますが、施工費は約40万円から60万円程度と聞いております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 年に4回見直しをしながらやっていくということで妥当なことかなと思います。それと5人槽で40万円から60万円。確かに敷地の形状等に応じて変わってくるんだろうと思うんですが、5人槽の助成金は幾らだったんでしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えをいたします。

33万2,000円でございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 かなりな率の補助金だろうということで考えます。②のほうについてお願いいたします。

今年度の公共下水道予算が工事費と委託料込み、合計で9,848万円余り事業計画があります。対して合併浄化槽補助予算は約400万円となっています。3地区の世帯数が村全体の世帯数に占める割合から言いますと、3地区で約11%の世帯数があるんですが、合併処理浄化槽関係の補助金が少ないのではないかと考えておられますが、先ほどの額をアップするとかということについて検討されることもあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいま

の質問にお答えをいたします。

流域関連の公共下水道工事費と、合併処理浄化槽の予算を割合で比較するのは難しいと考えます。流域関連の下水道工事は一連の流れとしまして、下水道区域内の全世帯から下水道処理できる本管まで道路に埋設していかなければならないため、工事費がかさみます。確かに下水道事業区域外における予算は少ない感じがしますが、できるだけ補助金が活用できるよう予算確保に努めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 3地区の皆さんのほうで新築の住宅あるいは先ほど7年以内接続が見込まれない区域ということもございましたが、そういう制度を知らずに補助の対象にならなかったものがないのか。これは後でわかったということでも申請できるのか、そこら辺をお伺いいたします。

それと3地域で流域関連公共下水道の整備が行われたいということをお伺いしているわけですが、他の適切な汚水処理施設の整備を進めていくことができるのかどうか。検討可能な施策があるのかどうかについて、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えをいたします。

3地区においては、補助金交付申請した合併処理浄化槽については、全て補助対象となっております。知らずに申請をしなかったということについては、大枠1、③の答弁に重複しますが、おおむね適正に終始しており、適切に行われてきたものと認識しております。

それから知らずに申請した後の件について、補助が受けられるかどうかについては受けることはちょっとできません。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

地区外の件の今後の事業の話だと思いますが、上下水道課としましては、今後は上下水道法上の流域関連、公共下水道への全体見直し、または集落単位での特定環境保全下水道事業を視野に入れて、今後、村の土地利用と並行しながら検討していきたいと思えます。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ありがとうございます。村全体として、健全な汚水処理を行うことで将来、10年、20年先の河川の清潔、それから村の環境の清潔化を実現するために、非常に重要な施策だと思えますので、この件について、鋭意取り組まれるよう、また要望しまして、大枠1について質問を終わります。

あとの展望台の前のお墓の移動の件についてお伺いいたしますが、この質問が出された段階で、現場御確認になったと思えますが、ご覧になった感想をお伺いしたいと。観光で来られた方がそこを通りながら展望台に登ったとして、どのような感想を持たれるのかということについて、来訪者の立場、視点からの御感想をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時29分）

~~~~~

再開（10時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの御質問についてお答えいたします。

私自身、展望台の現場のほうに行きまして、展望台に上がると中城湾を見下ろす絶景がまず飛び込んできました。その後、周りを見渡すと目前にお墓が建っている様子が写るという状況でございます。お墓自体は見事なたたずまいで秩序ある墓地の設置であることを感じております。以上でございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 墓地が権限移譲前の平成23年につくられて、申請を受けてつくられていたということもあって、これまで撤去ではなくて、移動についての所有者との協議あるいはお願いがされていないというふうなことではあるんですが、やはり展望台を遮るような形で墓地が建っているというようなことで、大枠のほうの質問とも関連、似通ってきますけれども、どうにか移動に向けた協議をしていただいて、観光にこれから力を入れていこうという矢先でございますので、そこら辺について観光担当の課の御意向等をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

ペリーの旗立岩は、国指定文化財に登録されており、歴史的価値が高く、また周辺からは眺望がよく観光資源として利活用できないか考えるところはあります。墓の移転については、担当課とも調整しないといけないところもありますので、今後、担当課と調整をしたいと思えます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 観光協会も設立されたということで、単純に観光に来る方が多くなるということではないと思えます。村の持っているそういった小さな魅力の一つ一つを引き出して、さらに磨きをかけていくということが求められているのだらうと思えます。

また、それに加えて大変重要なことは住んでいる私たち自体が、住んで快適である幸福感が感じられるような中城村であるということが、観光についても非常にプラスになるのだらうと思えます。そういうようなことで、一つ一つ超えられるハードルは超えていかないと、ずっと今までのようなことではなくて、やはりそうい

う環境、住んでいるところについて、磨きをかけていくというようなことで、これからまた住民生活課のほうを含めて、産業振興課のほうもタイアップをしながらこの所有者との話し合いについて鋭意進めていただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。

あと大枠3のほうについてです。前年度まで5自治会が対象だったものが、7自治会に拡大されたことについて、大変評価をしているところでございます。自前の予算がほとんどない自治会にとって大変ありがたいことだと思っております。これまでの補助金の使用方法について、不適切な使用があったのかどうか。そのようなことがあって、今回、ソフト事業に半額を使いなさいというようなことが出てきたのかについてお伺いいたします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

これまでの補助金の使用方法について、不適切な使用があったかということですが、そういう部分はありません。あくまでも今回、先ほど答弁しましたとおり、一回り終わったということもあり、その中で実際、ソフト事業にも活用できるということもありましたので、今回、改正でソフト事業も活用していただきたいということで行っています。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 この件は各自治会のほうで備品の整備の状況が非常にばらばらなんだと思います。まだ自治会の規模が変わるように備品の整備もおのおのばらばらであると思われる。一律に補助金の50%をソフト事業に充てるんだというふうなことは、実情に沿わないのではないかとこのように思います。過去にそういう不適切な運用がなかったということであれば、従前のおり、自治会側の裁量にゆだねるということが、まだ年度も始まったばかりですので、そのようなことができるのであれ

ば御検討お願いしたいと思いますが、そこら辺よろしくお願いたします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

今回、予算も大幅にふやして、5自治会から7自治会にふやしています。それも3年間で実施できると思いますので、今回の議員提案の部分については、改めてまたその次の改正に含めて検討もできるのではないかと思います。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 3年後はまた見直しをしていただけるといふうなことで期待をしたいと思っております。

村長、副村長の自治会活動への参加の度合いがどうも低いのかなというように懸念をしまして質問をさせていただきましたが、かなりの日数、件数を参加されているということで御答弁ありました。やはり自治会の側からすると、村長、副村長をお招きをして行事をするということは少し恐れ多いのかなということをお願いしながら、案内状を出しているようなところがあるのかなと思います。村民あるいは区民の皆さんにとって、自分たちの村長、副村長が身近にお見えになって、御挨拶をされるというようなことは非常に村政に対するまた信頼を醸成する意味でも重要なことだと思います。そういう絶好な機会だと思いますので、今回、事務委託者会議等にお出になってそういった何か行事があれば、もっと積極的に活用していただきたいというようなことを事務委託者の皆さんを通じて、またお話をさせていただき、さらに参加の回数がふえるようお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりでございます。御案内を受けた部分については、もちろん喜ん

で参加させていただきますし、ただ重複する先ほど冒頭でお話ししましたけれども、重複するとき以外は喜んで参加させていただきますし、また今議員がおっしゃったように各自治会長会などでこういう具合にして待っていますよというぐらいの気持ちはまた表して、地域との距離感をもっともっと縮めていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 私自身の中では、地域活動をするということ。それから自治会の活動を行っていくということは、地域で生きていくということと、自分自身についてはイコールであると感じております。さらに村の発展は各地域の発展を抜きにしては、あり得ないことであります。

各自治会の活動が活発化し、生き生きとしたものになるために、自治会長を初め、役員の方々は心を砕き、努力をしております。先ほど、村の職員の方々の自治会活動への参加、行事への参加状況をお伺いしましたが、公務員としての仕事と、地域活動は切り離すべきことで、地域活動は本人の自由意思でなされるものかもしれないというふうな考えもでございます。しかしながら、村民のために働いている村の職員でございますので、ぜひ地域の活動に積極的に参加をしていただいて、地域を盛り上げる手助けになっていただきたいというようなことを希望いたします。何かの機会があれば、また総務課あたりを中心にそういったお話もしていただければ、非常にいいのかなと思います。

地域盛り上げ隊が発足して数年が経っております。立派な取り組みを始められたことだと評価しております。いま一度、また新たに全職員の方々が地域盛り上げ隊が発足した当時の気持ち、精神を思い出していただいて、住んでいる地域の発展のために取り組んで中城村をもっと輝く明るい住みやすい幸福感のある村にして

いくために取り組んでいただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 新垣博正 以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時43分）

~~~~~

再 開（10時55分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○4番 屋良照枝議員 皆さん、おはようございます。4番屋良照枝です。

議長のお許しが出ましたので、これより一般質問をします。

質問に入る前に沖縄戦終結から74年経過した今日、6月23日慰霊の日を前に沖縄戦の戦没者20万656人、いまなお犠牲者の数が追加される現状、沖縄です。住民を巻き込んだ沖縄戦で犠牲になった御霊に思いを馳せ、御冥福をお祈りします。

それでは今回の一般質問をしてみたいと思います。大枠1番、小学校のプールについて。①中城・津覇・南小学校におけるプールの授業についてお聞きします。使用期間はいつまでですか。管理体制はどのようにしていますか。熱中症対策はどのようにしていますか。休憩所はありますか。水難事故に対する児童生徒の認識、知識はどう指導していますか。

②中城中学校はプールがないので、プールの授業はどのようにしていますか。泳げる生徒の把握はできていますか。

大枠2番、ごみ問題について。①村内一斉清掃が去る5月19日にありましたが、ごみ処理はどうなっておりますか。当日に処理、搬送することができなかった理由をお聞かせください。当日に処理、運送をすることができなかった支

部がありました。その理由をお聞かせください。

②生ごみ処理容器購入補助金について伺います。今年度予算が9万9,000円となっております。前年度より3万9,000円のアップです。そのアップしている増額の根拠をお聞かせください。ごみ分別の広報について、部数は幾らですか。答弁を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会。大枠2番につきましては、住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、大枠1番の②中学校のプール。恐らくプールはどうするんですかという部分も入っているものと仮定をいたしましてお答えをいたしますけれども、場所等につきましても議会の中でもお話をさせていただいておりますが、中学校のプールは必要不可欠だと思っておりますので、今後、教育委員会との協議。あるいは教育委員会の意向を重視いたしまして、私どもまた議論が深まってくるものだと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠1についてですけれども、水泳の指導は周りを海に囲まれた沖縄県においてはとても重要な授業だと捉えております。プールの環境整備については学校からの要望があったときには、できるだけ対応するようにしています。特に水難事故防止等、安全面の指導に対しては、夏休みに入る前に全体集会で校長、生徒指導主任から、そして学級活動の中では学級担任のほうからしっかり指導するように各学校に指導助言を行っているところです。また、中学校のプールに関しては長い間の課題でありまして、現状では中学校にプール建設をする敷地がなく、

教育委員会としては役場跡地に建設する方向で話し合いを進めているところでございます。詳細につきましては主幹のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 それでは大枠1の①についてお答えいたします

使用期間につきましては各学校で異なっており、中城小学校では6月から9月、津覇小学校では5月から7月、中城南小学校では7月から10月となっております。管理体制としましては、各学校に、プール管理人を配置しております。また、プールを利用するに当たり、健康管理カードや水泳実施指導計画により、決まり事項や使用手順の統一を図っております。熱中症対策としましては、授業の合間に休憩時間や給水休憩等を設け、児童の様子を観察しております。休憩所につきましては、ベンチ型の休憩所が中城小学校と津覇小学校にあり、中城南小学校には、ピロティ型型の休憩所があります。

水難事故に対する指導につきましては、先ほど教育長からありましたように安全面に考慮し、全校体制で指導をしております。

続いて、大枠1の②についてお答えいたします。中城中学校におきましては、プールの授業は行っておりません。また泳げる生徒の指導については、小学校3年生から6年生まで、毎年泳力調査を行っておりますので、現在の中学生が小学6年生当時の状況は把握しております。調査によりますと、全体の77%が25メートル以上を泳ぐことができっております。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠2、①②の質問についてお答えをいたします。

2019年春の一斉清掃（5月19日日曜日）実施について、答弁をする前にこの場をかりてお礼を申し上げます。村民が一体となって、生活環境及び公衆衛生の向上に御理解と御協力を賜り、

快適な環境づくりに御尽力をいただき感謝を申し上げます。ありがとうございました。村全体で一斉清掃により収集されましたごみについては、しっかり分別され袋に入れ運搬されゴミ処理場青葉苑にて当日午前9時から午後1時までに受け入れたことの確認もしており、適正に処理されたものとして認識をしております。

②について。今年度の予算計上については、前年度より生ごみ処理機が1基と処理容器の3基ふえたことによるものです。また、ごみ分別の広報（中城村の分別の手引と認識しておりますが）については、各字行政区の世帯数分布する準備をしております。以上でございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ありがとうございます。それでは順を追って再質問をいたします。

中城小学校と津覇小学校、プールはどちらが古いですか。設立はいつごろでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時05分）

~~~~~

再 開（11時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 建築された年は不明なんですけれども、津覇小学校のほうから建築しまして、中城小学校の建築と伺っております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 よろしいですよ、津覇小学校のプールが最初に設立。そして中城小学校を設立。当然の如く中城南小学校はごく最近であると。古いのが津覇小学校であるという認識はありますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 先ほど答弁いたしましたとおり、津覇小学校のほうから先に建設しておりますので、中城小学校、中城南小学校

と比べまして、一番古いのが津覇小学校のプールということになっております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 お聞きしたのは、津覇小学校が古いところはそれだけ故障とか、そういう実情が出ているということをお願いしたいので、そこをお伝えしたいと思います。その前に、この答弁をする前に3校においてプールの使用について、回答をお願いしたのでそれをちょっとまとめて御報告をいたします。まずプールの使用は3校とも全て各学年、1年生から6年生で使っているということ。期間は先ほどおっしゃったとおり、早いところは津覇小学校は5月から7月。中城小学校は6月、中城南小学校は7月。これからですけれども、3校とも約3カ月、4カ月、夏休みも挟んで使うという状況があるということです。時間は8時30分から3時30分、その辺をめどに使用しているということです。そして一番気をつけていることは熱中症対策、休憩をとってちゃんと指導をしております。健康観察もしっかりやっていますということで、各3校とも回答をいただいております。今、私が問題にしたいのは、プールの屋根です。または休憩所の有無について、回答を求めましたら、中城小学校は控え場所の施設以外に簡易テント、通常に設置されます2.5、2.5のぱっと広げられるそれを二張り整備して、それも飛ばないようにその都度、毎日毎日管理委員が設置して固定して、それをまた二張りですがそれを広げて、そこのほうで生徒たちに説明・指導をして終わったら、その日で片づける。これは安全面からです。組み立てやすいですけれども、その分、飛ばされる可能性、それから耐久性などもありますので、そのまま設置をずっとしているというその2カ月、3カ月の設置もできない。毎日朝出して、また夜は夕方4時から片付けてという、そういうことをしているということを聞いております。津覇

小学校においては、屋根もなくテントを張ることも検討したそうですが、津覇小学校はその小さいテントはなくて、通常の4名から6名で設置しないといけないテントしかなくて、それを設置するにもそれだけのその先生方の確保ですか、人数ができなくて、テントを張るのはあきらめて、その代わりに子供たちの休憩を多めにとってプールの授業をしているということです。中城南小学校はピロティー型の休憩見学スペースがあります。屋根もついております。シャワーもそれから更衣室も広くて、それらに使いやすい。それは当たり前だと思います。中城南小学校が新しく最近、四、五年でできているんですから、やはり古いところはこれがない。これが必要であるという、そういう反省のもとと言いますか、その使ってみての様子で必要なものをつくられたと思いますので、中城南小学校にはピロティー型の休憩見学所、屋根がちゃんとついております。子供たちは屋根の下でちゃんとプールについての注意ですとか、そういった授業をそこのほうでやっています。一番びっくりしたのは、休憩時間の取りようなんですけれども、まず津覇小学校においては10分プール、10分休憩。10分プール、また10分休憩。4回最低でも休憩時間を設けます。授業の半分は休憩時間です。そうしないと炎天下なんです。私もその場所を見に2回行きました。晴れの日でしたので、本当に5分立っているだけで汗ばんできました。タイマーを見ながら10分、とにかく立ってみました。やはり少しきつかったです。そういう授業形態であるということ。中城小学校もわかりです。中城小学校は10分、5分休憩。10分、5分休憩。あちらも4回の休憩を取らないと授業がやっていけないということを指導員のほうからお聞きしました。中城南小学校においては、15分、2回の休憩で済んでおります。といいますのも始まる前のその説明をするとか、そういうところがちゃんと

休憩所のある屋根で10分から15分の授業をしますので、そこに関しての休憩はいらないんです。だからプールの時間は15分から20分泳がせて、5分それなりの休憩を取る。2回の休憩で1時間の授業はできますというお答えをもらいました。

このことを自分はとても疑問に思ったんです。子供たちは同じように同じ授業を受けます。でもプールを使用する期間は限られています。3カ月以内で中に入る時間もその水のプールの中に入ることで、水に慣れて泳げるようになる。特に低学年などは水を怖がらないように、できるだけ中につけていきたいということで、先生方の思いがすごい伝わってくるんですけれども、なにせ今は熱中症対策、30度を超える日中の中で子供たちがプールをしているという、授業をしているということなんです。その実情を踏まえて再度お聞きいたします。津覇小学校、中城小学校のほうに屋根がないです。それで子供たちが暑い思いをしてプールの授業を受けているという現状を再度、教育現場の当局としてお願いいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 津覇小学校側のプールに関しての屋根をつけるという場合にどのような屋根になるのかというものもありますけれども、これを影をつくるだけの屋根なのか。そのプールを囲むドーム型の屋根なのかというような方法もあります。一带に影をつくる簡易的なものでの対策を現在行っております。遮光ネットを張って体育館側のほうに影をつくれるような形のもので対応をしております。中城小学校のプールのほうは入り口を入れて、スペースがあつてそこにテントの設置等は可能ではありますが、毎回取り込みをするために簡易的なネットを管理員に出してもらっているという状態になりますので、どちらにしても屋根をつける場合にどのサイズで、どのぐらいのものが必

要なのかというものの協議も必要ですし、それをつくっていく耐久が、以前つくったときのものでつかどうかというものもありますので、屋根の設置は難しいということで答弁いたします。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 先ほど課長のほうからありました津覇小学校においては先週の金曜日、学校のほうから遮光ネットが教育のほうからロープでもって引っ張られましたということで私も先週の金曜日に見てまいりました。確かに引っ張られております。頭のとっぺんに少しばかりの影はできております。でも本当に考えてくださったということで評価いたします。先ほど使用する時間を言いました。8時半から3時半まで授業は行われます。午前中はその遮光ネットで本当に影が少しですけれども、帯状にできます。でも12時を過ぎて、午後になると遮光ネットがそのまま日差しが斜めに入りますので、影は下ではなくて壁のほうにできるんです。午後からは影はないに等しいんです。そのほうを考えていただきたい。

これはちょっと参考になるかどうかなんですけれども、石垣のほうの小学校においても、そのプールの件が取り沙汰されました。あちらにはお店のテントというんですか、ひさしというんですか、そういうものを簡易的に取りつけて、そして一番いいのは台風対策も考えて、平日は終わったら壁に閉じるというかぺたっと、それだけでやっています。設置はただ固定式にそこは元々あったコンクリートの壁に設置をしたということで、学校の規模が小さいということもあるんですけれども、費用はと聞きましたら、「いや、昔8年前なのでちょっと金額は参考になるかと言われましたけれども、70万円。100万円はかかっていない」というのを御返事もらいました。70万円ほどで設置できたということで、単純にテント屋さん製をお願いをして、

設置は固定だけなので業者ではなくて、父兄がやったという経過があるということを経験としてお聞きいたしました。でも最近ではなくて、8年前ということでしたので、値段的な参考になるとはちょっと思いませんけれども、あっ、いい考えだなと思ひまして、それを踏まえて、津覇小学校の遮光ネットを見たときにまず予算的なもの、そういったものもありますけれども、今の遮光ネット、そのままずっと設置ですか、台風対策とかそういったのをプールが終わるまで取り外しをするのか。それとも固定式というか、そういう考えなのかそちらのほうをお答えお願いいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では答弁いたします。

この遮光ネットのほうはプールの授業が終了次第、取り外しを行う予定です。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 はい、わかりました。とりあえず早急の今の子供たちのためにやってくださったということで理解しますけれども、これがずっと使えるというか、その固定式に丈夫なので安全面にも気をつけて、先生方の負担もなくやっていけるように考えていきたいと思ひますので、それはもう学校の当局と相談をしながら考えていきたいと思ひます。

あと一点ですけれども、アンケートの中で学校のほうから改善したいことはということで、回答をいただいておりますので、御報告いたします。中城小学校はドアや窓の修繕、プールのところのドアですが、やはり古いのでちょっと開け閉めといいますか、さびのととても固いです。それから先日の集中の雨のために、プールの水が普通は出したら自動で満水になったらとまりますけれども、そのボールタップが壊れてとまらないんです。これはこの間の雨だと思うんですけれども、そういうことで今、困っていらっ

しゃるということを見てまいりました。津覇小学校においては、日除けの施設設備の設置ということで、これは要求をしておりますということ。それから先生方の先生の更衣室、それが無いということで子供たちが使っている更衣室をやはり子供よりさきに使うわけにはいかないので、先生はあわててということで、先生の更衣室。特に女性の職員の更衣室がなくて困ってらっしゃる。中城南小学校においても更衣室の改善を要望されております。何を言いたいかといいますと、プールは期間が決まっています。使用するのは5月21日から9月ぐらいまで。そのプールを使用する前の点検というのは今なさっていますか。プールの使用する前の点検はどのようになっていますでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

プールに限らず学校環境施設についての安全点検は毎月1回全教諭で行っております。プールに関しましてもプール担当の学年または専属の職員よっての点検を毎月行っております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 毎月1回行っているんですね。わかりました。ということはプールが始まる5月、そのときにも点検はされているとそう解釈してよろしいですね。はい、わかりました。

それではそれを踏まえて質問いたします。中城小学校のプールの下のほうにあります機械室、そこについての何か不備な点とか、そういう報告はありませんでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 報告は受けております。その都度、業者に確認をしております。大型連休もかかっておりましたので、日程の調整に多少時間はかかりましたが、業者と連絡を

して確認をしていると聞いております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 はい、わかりました。私が伺ったときには5月31日でしたので、ちょっと期間が過ぎておりますので、ちょっとふぐあいとか機械、水漏れ、それからちょっとさびているところから水漏れとか、そういうのを見てきました。そのほうが承知をしているということと、あとは直す方向で処置する方向で考えていらっしゃるということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 その管理のほうについても努めてまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 これからも子供たちが安全にそして泳げる子がいっぱい出るようにプールの指導をよろしくお願いします。管理のほうも含めてお願いいたします。

続きまして、②の中城中学校についてお伺いいたします。プールの授業に関しての時間数はあると思いますけれども、その時間数は何時間ですか。実際にプールはないんですから、その時間数は別の授業に置き換えられているのか、そこまでお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

平均的に中学校では10時間から15時間程度行うことが多いです。しかし、文部科学省から告示されている学習指導要領には水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれは扱わないでよいものとされておりますので、中城中学校におきましては授業はしておりません。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 10時間から15時間です

ね。そのプールがあれば使用されるその時間、その時間は要するにほかの授業に置き換えられていると思うんですけども、何に置き換えられているのか。例えば体育の授業に置き換えられているのか、そういったことをちょっと教えてください。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

体育の水泳自体が体育領域の8つの領域の中の一つですので、水泳ができない場合にはその他の体育運動を実施しております。要するに体育の授業を行っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 はい、わかりました。では体育の授業にということですので、ぜひ先ほどもありましたけれども、6年生の時点で77%、半分以上。77%の子が25メートルを泳ぐ。この数字を見てお聞きして、少し安心しております。では小学校のプールについてはその施設面で古い、新しいはあると思うんですけども、やはり教育現場において、そのものがあるかないというのは何か設備とか、そういうものがこの学校にはあるけれども、古いところにはないというのはそれは児童生徒に対して教育の現場で差別になるかと思しますので、そういうところは改善していただいて、3校ともできるだけみんなあるもので、勉強のほうをさせていただきたいと思えます。大枠1については、これで終わりたいと思えます。

続きまして、大枠2番、ごみ問題についてお伺いいたします。先ほど村内一斉の5月19日のごみ一斉清掃の件をお話いただきました。とりわけ私が質問をしたいことは、当日のごみ処理が9時から午後1時とおっしゃいました。私の知っている二支部なんですけれども、その時間帯に要するに運ぶことが支部としてできなかったのがごみ処理を当日行えなかったという

ことで、これはもう支部、自治会長とかそういうところの努力と言いますか、そういう手順の悪さもあると思うんですけども、青葉苑にその日、19日のその日にごみを処理できなかったということをお聞きしたものですから、それをまた見ておりましたので、その一日で搬入できない量がそのまま青葉苑に持ち込まれたのか。それともその時間的な制約で運べなかったのかというのを少し実情をお聞かせください。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの御質問にお答えをいたします。

当日行われた一斉清掃はその日は快晴で行われました。搬入されたごみはほとんどが伐採機のごみで、分別表に記載されている長さ50センチ、直径8センチメートル以内で、5月19日の最終搬入時間が12時42分で搬入量のほうは終了しております。搬入量の量なんですけど、約45トンが、その日に搬入されたということで確認しております。それとその一斉清掃の取り組みについては、こちらのほうにお手元のほうにチラシがあるんですけど、これをまず事務委託者会議の中で自治会長のほうにこの一斉清掃のお知らせをしております。そのお知らせのほうにその受け入れ時間も午前9時から午後1時までということで、ごみ搬入についての注意事項等を載せて事務委託者会議で協力依頼をさせていただきました。以上でございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 搬入の1時の根拠といえますか、もう少し伸ばせるということは可能ですか。難しいですか。というのは、搬入できなかった支部は結局、その時間内に終わることができない。掃除は終わったんですけども、それをまた集めて搬入する時間がもう向こうが持っていっても閉まっているだろうということで躊躇したというそのお話がありましたので、お聞きします。一時はもうその時間が少し延ば

すということは可能でしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えいたします。

時間は午前9時から1時ということですが、基本、青葉苑においては一年365日稼働しております。ただし、その5月19日においては先ほどのチラシでも御説明したとおり、とりあえず時間のほうは制限をしておりますが、基本、その日は青葉苑のほうにも担当係長を配属し、そして役場のほうでも待機をさせていただきますので、このような御相談があれば青葉苑のほうに御連絡をしまして、受け入れは全然問題ないと認識をしております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 はい、わかりました。では搬入がおくれる支部とかそういうのは相談ができるということを聞いて安心しました。というのは、二支部はその日搬入はできなかったという実情があります。そして結局、そのチリがそのまま1週間、5日、6日、どうしても片づけることができなくて、そこにあつて少しずつ少しずつ処理をしていただいたということです。私が懸念するのはごみがそこにせっかく片づけたのにやはりちょっと残っていると、それを見てまた次の日からふえるのではないか。それから不法投棄みたいにそういった別のごみがふえてくるのではないかというそういう懸念があるので、やはり掃除をしたその日に片づけができるというのが一番いいかなと思います。1週間以内にはまたそのごみもきちんと片づけてはいましたので、そこは安心して見ておりましたが、やはりその日の1時というのはその時間調整はまた必要であれば自治会長なりで延長をお願いをしてもう少しごみを搬入するというので、そういう相談ができるということを確認できましたので、それで結構です。わかりました。

もう一つ、ごみ問題について。②の生ごみ処理容器の件ですけれども、ごみ問題については去る12月の定例会で私が一般質問をしましたが、課長は御存じでしょうか。私が12月の定例会で生ごみの処理器について答弁といたしますか、一般質問をしたんですけれども、それは把握してらっしゃいますか。それとも初耳でしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えいたします。

承知をしております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 はい、ありがとうございます。済みません、ちょっと質問した意図は3月で前任の課長が変わられて、4月からまた引き継ぎがされているのかなということで、そちらのほうを確認したくて、質問をいたしました。それで生ごみの問題について承知しているということを踏まえて再度質問をさせていただきます。前任に生ごみの処理器、それについて使われていないということでしたけれども、それを新年度予算が3万9,000円アップになっている。そのことは使われている、必要であるという認識のもとでこの予算は立てられておりますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では12月に私が言いたかったことを集約いたします。これは今年度のこの間、住民生活課からいただきました分別収集の手引きです。そして今年度の新しく印刷された処理です。間違いありませんよね。いただいたものです。それの中に自分が前の12月で言いたかったことはこれが昔といたしますか、数年前にいただいたものです。こちらが今現在の4月

からのです。さほどの違いがないんですね。ぱっと見何が変わったかと言いますと、1カ所だけです。一番上のごみは分別して、村指定のごみ袋。日時、指定日、当日の朝8時までに当日の朝出しましょう。そのことを強調しております。私が提案したのは生ごみ処理器そういったものには補助金があるということをこれにどこかに入れてほしいということを私は訴えたつもりでした。そして、前任の課長はちょうどこれは印刷する時期に、新しくなっているので考慮しますというお答えいただいたので、済みません私もちょっと勘違いなんですけれども、今度のものからはこちらに1行でいいから補助金がありますよという文言がどこかに入らうというそういうことで期待をして見にいきました。残念ながらこちらには記載がありませんでした。ただ、いただいたこちらのしおりの中に生ごみ処理器購入補助金ということでページが設けられて、こちらのほうにあります。でも家にいる者として、こちらのほうが毎日見ます。こちらのほうが詳しく見ます。すみませんが手引きについてはすぐ引き出しにしまうほうだと思っております。再度お尋ねします。これは部数も印刷されておりますけれども、この1年で配布は終わりますか。毎年、もう数年この掲示物は1年でなくなりますか、どうでしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えをいたします。

去る7月19日に事務委託者会議がございました。その会議の中でポスターの掲示物についての依頼ということで、こちらのチラシの冊子分とポスター、これを各世帯の部数分を印刷しまして、配布の依頼をさせていただいたところでございます。その中に先ほどの指摘の中で使い勝手といいますか、その実際、生活する上でごみを出す上で利用するのは、収集手引きではなくてポスターのほうが目につきやすい、その

ようなことからすると使い勝手、こちらのほうを目にするのがただ多いというようなことで、こちらのほうが利便性があるということの御質問だと思いますが、ただ、ポスターにおいてはどうしてもその表示できる限度があるというか、範囲がございまして、その中で補足としまして、より村民、住民のごみを出すに当たって理解しやすいようにということでこのような手引きをつくりまして、そして先ほどの屋良議員がおっしゃいました15ページに、生ごみ処理容器と購入補助金についての啓蒙等についてのお知らせを図っているところでございます。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 はい、わかりました。ぜひ補助金のあることですね。それを住民に知らしめてほしい。そのためにも私も一役買いますので、こちらにはありますので、ぜひ新しく来た方とか、そういった方への説明とかそういうのに中城村はごみ処理に関して補助金がありますということを認知して、周知・徹底させていただきたいと思っております。

ごみについてちょっとまとめさせていただきます。自分のほうは生ごみ、家庭ごみについて前はちょっと問題視しておりましたけれども、ごみについての考え方をみんなに考えていただきたいと思ひまして、あえて提言いたします。家庭ごみに限らずそもそも家庭ごみだけではなくて、事業活動に伴って出る事業系ごみのあると思ひます。その事業系もごみはその性質からたくさん一遍に出るという認識できますので、そのごみ事業から出るごみですね。紙類・繊維類・プラスチック・食品。そういったものを大量に出されているその事業ごみが適切に資源化、リサイクルできれば、そして分別、資源化できれば家庭ごみよりもはるかにリサイクル、そういうのにつなげやすいかと思ひます。ごみ減量に一役も、二役も買って出られると思ひますので、家庭ごみも大きなウエートを占めますけれ

ども、事業系のリサイクルについても考えていただきたいと思います。私も考えてまいりますので、きょうはありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で、屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時46分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○6番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席番号6番、石原昌雄、一般質問をしますので、よろしく願います。質問に入る前に補正予算に出ました、今回のスポーツくじtotoの助成内定を受けて、野球場の人口芝への調査設計となりました。吉の浦公園の整備計画の一環としてこのような補助金の活用は非常にタイムリーなことだと思います。今後もっといろいろな補助メニューを調査してさらに取り組んでもらいたいということで期待しております。それでは通告書に基づき一般質問をいたします。

まず大枠1番、南上原地区内の交通安全対策について。土地区画整理事業で道路網の整備もなされました。それに伴い交通量が増加しており、また、県道29号線を通る交通車両も地区内の道路を迂回道路として、利用がふえています。そこで、次のことを伺います。①住宅地内の交差点箇所は優先となる判断がわからず危ない状況であるが、一時停止の白線の標示ができるか。②カーブミラーは現在何箇所に設置されているか。また、今後の設置計画はあるか。③琉大東口の信号機の横断歩道は、時間が短いため弱者が渡りづらいということで、苦情も聞いております。調整できないか。

次に大枠2番、中城村の観光振興についてであります。中城村観光協会が発足をしました。

その後の経過と今後の観光振興に係る計画等について伺います。①会則や規定はどのようになったか。②法人化の計画はあるか。③事業計画での主な内容は。④事務局長の任期はいつまでか。⑤観光人材育成で観光ガイド養成講座の開設はあるか。⑥民泊事業の推進はどのように取り組むか。

大枠3番、中城村は県にどのような要望事項を出していますかということで、5月21日にあった沖縄県との意見交換会において、本村よりどのような意見や要望を提出したかを伺います。①予算面の要望はしたか。②道路整備の要望はしたか。③広域都市計画区域変更の要望はしたか。以上、答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては住民生活課長と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては産業振興課。

大枠3番につきましては企画課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうではお尋ねの大枠3番の県との意見交換会についてでございますけれども、参加させていただきましたけれども、ただ誤解なきようにお伝えしておきます。これは圏域別の交換会として、26市町村が一堂に会しての中南部の圏域ということでやりました。ですから正直なところもうあれだけの大所帯ですので、各首長一人当たりの発言時間は1分もあるかだとかぐらいでしたので、おおよその県からの振興予算関係についての説明と、それに伴う少しの質疑応答があったぐらいで、御質問の広域の変更への要望等というのはもう完全には別で、その前に実際には玉城デニー知事と私に北中城村の新垣邦男村長で要請をいたしましたけれども、そういう個別で我々のものはやっぴいこうと思っております。

その中で出たのは先ほど言いましたように26市町村という非常に大所帯だったものですから、次年度からはこれをもっと細分化して、もうちょっと県と深い話ができるような会合にしてくれという要望で、次年度からは多少変わってくると思います。そういう類のものでございました。以上でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1、①③の質問についてお答えをいたします。

①について。交通規制標識については、住民生活課を窓口とし、村道管理担当部署である都市建設課と連携し、交通安全上事故発生の危険性があるか。交差点においては、宜野湾警察署及び公安委員会に要請をしていきたいと考えております。

③について。現在の状況について、信号機設置時から交通状況に変化があり、改善する必要があるのであれば宜野湾警察署に要請をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 石原昌雄議員の御質問にお答えします。

大枠1番の②カーブミラーの設置については、平成30年度の事業で設置しました。新しく設置されたカーブミラーは南上原土地地区画整理事業区域内で21カ所となっております。設置については事前に南上原自治会長と調整して設置しております。基本的に追加の設置は現在予定はしておりません。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 それでは大枠2の①から⑥について。中城村観光協会事務局長に確認したものを基に答弁いたします。

①会則や規定についてですが、平成31年3月29日に中城村観光協会の設立総会を開催し、会

則を議決しております。また、就業規則等も制定し4月1日から施行しております。

②法人化の計画についてでございます。現在、法人化に向けて資料等を収集し、年度内を目途に準備をしているところでございます。

続きまして、③事業計画についてです。今年度の主な事業計画としましては、1 組織整備・充実・強化。2 観光情報の受発信の整備。3 会員の加入促進と資質の向上。4 各種イベント事業等の検討・実施。5 関係機関事業との連携でございます。

④事務局長の任期についてでございますが、中城村観光協会の会則には規定はされておられません。

⑤観光ガイド養成についてでございます。観光ガイド養成講座の開設の必要性は認識しております。関係機関と調整が整い次第開催したいと考えております。

⑥民泊事業についてです。4月12日に民泊実施団体と調整会議を行い、事業実施に向けて進めているところでございます。以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは石原議員の大枠3についてお答えします。

中城村の要望として、児童生徒への特別支援員の配置などについて、継続的な支援体制の構築などや沖縄県としての支援員配置の考え。財政支援等を含めた制度の整備を要望しております。また、スポーツコンベンションを県としても推進していますが、本村においても護佐丸陸上競技場の芝整備などを行うなど、サッカーキャンプの誘致、受け入れをして地域の活性化及び観光客誘致を行っています。しかし継続的な施設の維持、管理には財源確保が課題としてあり、県における財政支援の要望を行っています。

②の道路整備については、今回、要望しておりません。

③についてですが、圏域別意見交換会は村長からもありましたように個別の要請を行う場ではないということで、令和2年度の沖縄振興予算要請に係る意見交換会を行う場所であることから、都市計画区域変更の要望についてはさきの報道にもありましたとおり、意見交換会とは別に県知事へ行っています。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 答弁いただきましたが、これよりまた再質問をさせていただきます。

大枠1の①から順に行きます。南上原土地区画整理事業は順調に進んでおります。終盤となっているこの時期は安全面や防犯面の取り組みが求められてきます。特に地区内の交通安全は最重要課題ということで、地域の声もそこに集中しております。子供たちの安全確保や住宅地でのスピードの抑制はどうしても道路標識や道路標示が効果的に考えております。この道路標示については、今課長からもありましたようにまた県の公安委員会との調整とかも必要であろうし、あとは予算の確保なども必要ではあると思うんですけれども、これまでもまたこの中城南小学校前の道路標示とかいろいろやった経緯もあるので、早目にできるかなと思うんですけれども、その辺どうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

一時停止などの交通規制は宜野湾警察署とかそういうところの許可が必要になりますので、道路標示、徐行とかスピード落とせとかそういう道路標示に関しまして、必要な箇所については区画整理事業の範囲内で検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 実際、この徐行とかそういうのは琉大側の沿いとかに標示されているのは確かに見ております。ただ私の中ではこの道路標示の仕方ですけれども、最近気になって

いるところでたまたまではあるんですけども、宜野湾市内を車で通過しながらやっていると結構な箇所での一時停止の標示がもうでき上がっているということがあります。特に交差点とかだったらそういう部分での一時停止ですけれども、村内の部分は交差点の中にあって一時停止の1本にとまれで終わっているんです普通は。1本に徐行というようにやって宜野湾市のもを見ていたら、線が多く引かれて、今回中城南小学校前の交差点はそういうことになっています。ゼブラ方式というのかな。吉の浦線の安里方面のストップラインもゼブラ方式なのがついていますね。とまれの横に。もっとしっかりした標示のものも計画してほしいと思うんですけれども。この標示に仕方についてはどんなものでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 議員が今おっしゃった宜野湾市の交差点も参考にしながら検討したいと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 南上原の区画整理地内でも最初に終わっている、この山内原とかあたりは割と線が1本にとまれという字だから目立たないといいますか、イメージがあります。宜野湾市のほう、新しく区画整理できたところもそうでしたけれども、もっと奥の郵便局通りとか、あの辺の通りもしっかりしたとまれ一時標示の部分になさされていて、やはりあれぐらいやってもらったほうが車はとまりやすいといいますか、完全にあっちが優先だなというふうなことがわかると思いますので、そういう現場のほうも機会あるごとに見てほしいと思います。

あとはこの南上原の場所についてですけども、課長もそれにこの地図でいつも何度も見ているはずですけども、この地図の中では交差点になっている部分は約16カ所ポイントあるんですよ。丁字路は違う。丁字路はとまれではな

くて、交差点になっているところは大きなところから入ってきて交差点のところ、16カ所ぐらいあります。ここら辺の部分ではやはり優先度は実際にはわかりにくいんですね。そういう面ではこの交通がしっかり安全が確保されるような取り組みをしてほしいと思っています。

またもう一つはそのこの区画整理の期間中におよそ予算が使えるのではないかなと思うんですけども、工事事業期間中にぜひお願いしたいんですけども、それはどうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 路面標示に関しては土地区画整理事業で行っていきたいと思います。規制がかかる部分については住民課と相談しながら公安委員会に要望したいと思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 区画整理事業の一環としては、この安全面の確保まで当然に入ってくるだろうと思っています。今回、この大きな道路のところでは安全防護柵とか、そういう標示も設置してもらいまして、大変安心感がまた増しております。さらに合わせてカーブミラーも大方設置し、街灯も設置してよくなっているのはあれです。目に見えてきておりますけれども、最終的にこういう車のマナーをアップさせるにはどうしても標示で促すしかありませんので、ぜひこの区画整理事業の予算のあるうちに完了をお願いしたいと。これを要望しておきます。

次に、2番と3番については答弁がありましたので、さらにいろいろ調査とかやってもらって対応をお願いします。

次、大枠2番について質問をさせていただきます。まず観光協会の取り組みですが、分かる範囲内でお願いしますけれども、会員の確保についてはどのようになっているかちょっと聞いていますか。そして観光協会となって新たな事業の展開というのは、先ほどの説明の分であっ

たのかどうかをお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時51分）

~~~~~

再 開（13時52分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

会員数については、現在確認しているところですが、具体的に数字まで把握しておりません。次に事業内容ですが、今想定している事業として観光情報発信拠点事業ということで、サッカーキャンプ誘致とか、あとはプロジェクションマッピングとか、民泊事業とかそういったものを想定しています。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 会員の確保もやはりしっかりやって支持母体を元気にしてもらいたいと思います。

もう1点は4月からスタートしていますけれども、その人員の配置もわかっていますか。ちょっとお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

人員体制については、事務局長が1人。6月から臨時職員3名を採用し、村から地域おこし協力隊2人を派遣しております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 合計6名ということで、よろしいですね。はい、ありがとうございます。次に、今後の村の取り組みの方向性についてですけれども、この観光協会もできましたけれども、この観光人材育成の面からということで、観光ガイドの確保が重要に思われます。これま

では、この養成講座を教育委員会でやってきていましたけれども、今回の機構改革では観光担当課が産業振興課に移されましたけれども、今後、養成講座はどちらで行うことになるのでしょうか、確認だけ。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

観光ガイド養成につきましては、現在、観光協会のほうで関係機関と調整をしたいというところがございます。沖縄コンベンションビューローから講師を派遣していただくとか、その辺を検討していると考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 このガイド育成の講座については、直接ある意味では観光協会の自主事業であればあるだけの予算もかかる場所ですけれども、そこではちょっと村長に伺いますけれども、この村として観光ガイドの養成に当たって、これまでは教育委員がずっとやってきたんです。割と成人の年配の人たちが多く受けたりしてあるんですけれども、今後は例えば学生などの若い世代も含めてより多くのガイド育成といいますか、そういう中城村に訪れてきたときに村民こぞって情報が発信できるような状況も今後つくっていったほうがいいと思うんですけれども、形はいろいろあると思うんですけれども、この観光ガイドの養成についてこの一括交付金などを利用して講座をぜひ早目に開設してほしいと要望しますけれども、どんなでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時57分）

~~~~~

再 開（13時58分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

突飛なことで少しいメージがまだ湧きませんが、今議員がおっしゃる観光ガイドということであれば、当然一括交付金は観光に資するという部分が前提ですので、これは一括交付金を利用しての講座の開設はもう十分検討に値すると思いますし、規模だとか金銭的な財政的な部分がそれがどの程度なのかは今のところはわかりませんが、対象としては十分なり得る対象だと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 一括交付金を活用しながら、新聞とかそういうので見ると、うるま市あたりの高校生を中心とした学生の講座とか、そういうコンパクトな講座もやっているわけで、本村においてもそういう今若手の青年のグループがあつて、その人たちも何かの講座がほしいなということもちらっと聞いたりするものですから、若手を中心とした講座とか、あるいは成人あるいはOBとか、いろいろな形からの講座の形をつくり上げていってもらって、そのできるところからやっついていかないと今お客さんは来るけれども、案内するところが実際人手不足というところも本当にあると思うんです。ですからこの機会に村も一緒になって、観光協会業務を委託するのにいろいろ方法があると思うんですけれども、ぜひ予算を捻出してこの事業を進めていってほしいと思います。

次に民泊事業に関してですけれども、今後この行政としてはどのように関わっていくのかというのが非常に気になります。そして民泊以外の宿泊施設についても今後どのように取り組んでいくのかをちょっと伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

宿泊施設の誘致ということでございますが、

現在、土地利用と申しますか、なかなかそういう宿泊施設の誘致が厳しい状況にございまして、今後の課題だと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 確かに土地利用の面からすると、これまでの中城村の考えというのはわかりますけれども、それであっても常にどうにかせんといけんというところはお互いで議論しながら、どうにか村内にとどまってもらうような手法をみんなでやっていけたらと思います。このように観光誘客についてはいろいろサッカーキャンプやそういうグスクへの案内も含めてやっているところなんですけれども、実際に宿泊場所がないと。これまで修学旅行についてはこれまでの状況からすると村が実施していないという、直接村が実施していない観点から、結果だけを確認して何名ぐらい来たとかそういう報告でとどまっている状況ですよ、実際は。昨年はいよいよゼロでしたよね、実際。そのゼロになった原因というのを知っていますか。もし知っていましたら…。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時02分）

~~~~~

再 開（14時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

昨年度はNPO法人のほうで受け入れができないということで受け入れ数がなかったということになっています。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○6番 石原昌雄議員 確かにNPO法人の活動で今までずっと受け入れをやっていたと思うんですけども、村としてもそのNPO法人を含めて民泊とか、宿泊についての取り組みは非

常に弱い状況がずっとこれまで続いてきたわけですよ。今回、観光協会を走らせて受け入れも多クしようとかいうことにもなってきましたので、いよいよこの民泊事業についてはその観光協会だけではなく、村当局も含めてあるいは民泊事業をやってもらう個々の方々とか、NPO法人とかを含めて、かかわり方をもっとしっかりしなければならぬと思います。

そこで先ほど4月12日に調整会議、課長参加しております。そのときにはしておりません。観光協会がやったということですか。わかりました。内容については、質問しません。そういうこともあって、この民泊事業についてももっと村もやはりしっかり民泊をしてもらう人たちの斡旋とか、要するに国体のときは民泊、村を挙げて民泊募集をしましたよね。62国体とか。各字にだからあれぐらいの気持ちで今後やっていかないと、中城村に来る客はこれは民泊というのは高校生がメインになっているけれども、一般の人についてはどうするのか、というところも出てきます。ですから民泊の部分だけの部分に限らず、民宿も経営できますよとかそういうところまで村も情報を一緒にやってあげないと、観光協会といってもわずかあれだけの人数で、いろいろな仕事を投げかけてやるわけだから村、行政も一緒になってやってほしいと思います。今後また要望をしておきます。

次に移ります。大卒3についてですけども、先ほど村長からもあったんですけども、そういう状況の会合だったと理解をしておりますけれども。でも本村としては機会あるごとに県道29号線の問題とか、あるいは宜野湾市からの東西線の問題。329号バイパスの問題の道路面についての考え方をしっかり県に伝えて、村が働きかけることによって県もやはり動き出すと思うんです。最後に光栄県議もいますので、その辺の働きかけをそこら辺の働きかけをしっかりと今後も期待しております。

あと1点はこの村長がありました玉城デニー県知事に要望書を提出した区画変更についてでありますけれども、ただ住民にとってはメリットだけではなくて、デメリットはどうするんだという声も若干聞きます。ですからそういうデメリットになるかなという調査も合わせて進めていってほしいと…。そうすることによって村民がいけいけという方向に向かっていくと思います。ですからそのデメリットの部分、村民が気になる部分はやはりかみ砕いてキャッチしておかないと、得する人だけ得するみたいなイメージでは、全体が前に進まないと思いますので、そういうことも合わせて要望に加えてほしいと思います。私のほうから今回の一般質問は以上です。終わります。

○議長 新垣博正 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時08分）

~~~~~

再開（14時20分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、外間博則議員の一般質問を許します。外間博則議員。

○13番 外間博則議員 午後の2番手ということで、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。読み上げる前に訂正がございますので、文字の訂正です。大枠1の③の頭のほうです。村道津覇2号線とありますが、2号線ではなく中央線です。変更をお願いします。

それでは大枠1から読み上げて質問します。

①第一級村道であります潮垣線は交通量の多い道路であり、交通量の多いため事故とかのそういう道路であります。そこで村道津覇中央線との海岸に抜ける津覇グレースタウンを結ぶ十字路に潮垣線のストップ線について。またとまれの標示を路面にできないか伺います。

②こちらもそうですが、村道津覇中央線、そ

のとおり中央線の津覇74番地側にカーブミラーを設置していただけないか伺います。

③これも村道津覇中央線の国道へ抜ける正面に信号がございます。その信号機の青の秒差が短いと感じますが、秒差を延ばすことができないか伺います。

続いて大枠2、①国道329号線西原バイパス道路の延伸について。本村の村長も会議にも出席しておりますので、村の方針、また要請についてどういうことが協議されたか、詳しく説明していただきたいと思います。

②（平成31年）去る3月定例議会でも村当局の意向では、東海岸サンライズ推進協議会総会が今年度の開催が4月中旬から5月中予定し、要請されるということを書いてありました。今回、どのような要請をされたか伺います。以上、簡潔、明瞭な答弁をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては住民生活課と都市建設課。

大枠2番につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の329号線西原バイパスの件でございませぬし、延伸の件でございませぬ。本議会でももしかしたら答弁あったかもしれませんが、今着々と進んでいる状態ではございますし、今年度は予定としましたら南部国道事務所からの説明では、ルートがもう今年度で決まりますと。いろいろなアンケートも調査もしながらだと思いますが、今年度でルートが決まると、あとは採択に向けてより一層頑張りますという話もありましたので、進んでいるものと思われまますので、御報告申し上げます。詳細につきましては、また担当課のほうで答弁をさせていただきます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○**住民生活課長 義間 清** それでは大枠1の①③の質問についてお答えをいたします。

①について。交通規制標識については、住民生活課を窓口とし、村道管理担当部署である都市建設課と連携し、交通安全上必要不可欠であれば、宜野湾警察署に要請をしていきたいと考えております。

③について。石原議員への答弁と重複しますが現在の状況について、信号機設置時から交通状況に変化があり、改善する必要があるのであれば宜野湾警察署に要請していきたいと考えております。

○**議長 新垣博正** 都市建設課長 仲松範三。

○**都市建設課長 仲松範三** 外間博則議員の御質問にお答えします。

大枠1の②現地、津覇74番地付近については、津覇構造改善センター側から津覇中央線に入ってくる交差点であります。左側の方向は津覇71番地のブロック塀があるため、少し見えにくい気がいたします。右側方向の視界は良好のため、設置については今後検討していきたいと考えております。

大枠2の①現在、南部国土事務所のほうで西原道路の事業化に向けて進めているところでございます。今年度は地方小委員会に向けてのアンケートが実施されます。昨年度の地方小委員会では、アンケートの回収率が低いという指摘を受けております。西原道路の事業化に向けて村民の皆さんの熱い思いを示し、事業化ルート決定が早目に進むようお願いしたいところであります。

②5月8日に東海岸地域サンライズ推進協議会総会がありました。総会に関しては、昨年度の事業報告・決算、今年度の事業計画と予算案を承認いたしました。今後も東海岸地域の振興と観光を通しての連携を、4市町村で検討していきたいと思っております。

○**議長 新垣博正** 外間博則議員。

○**13番 外間博則議員** それでは順を追って再質問をしたいと思います。

大枠1の①についてですが、村民であれば皆さんよく利用される小学生ですね、この通りが日中を通してみると交通量というのは少ないんですけれども、朝夕ですね、朝は7時ごろから8時までの約1時間。また夕方になると多くの利用者は西原工業団地ですか、小那覇工業団地へのそういう通勤の道路として利用しているのかなと思います。そこでですが、先ほど①から③まで津覇の中央線からのその部分にあります。この東西にわたってはストップ線が2カ所です。海側と住宅側に停止線があります。それで今回、要望しているのは潮垣線の南北側に、これはストップ線は中央線には引かれています。東西の2カ所、この潮垣線はラインも引かれていなくて、南北の十字路、もうこの辺はちょうど朝のラッシュとか、車の通勤も多いのでかなりスピードも出して、ストップもしない状態で、通過していきます。南側から北側に進行している車は一応警戒しておりますけれども、対向車となる南側から来た車と接触がある場合にしか、するときにしかスピードは落とさないです減速して。その付近のこのストップ線なり、車線を入れてもらって減速とか、とまれとかの路面にそういう表示はできないかという質問ですけれども、答弁をお願いします。

○**議長 新垣博正** 休憩します。

休 憩（14時32分）

~~~~~

再 開（14時34分）

○**議長 新垣博正** 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○**住民生活課長 義間 清** ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複はしますが、津覇中央線から潮垣線の交差点への南北に引けないかということについてなんです、それについては先

ほどの答弁と重複しますが、要請としましては宜野湾署。そして公安委員会のほうに要請をしていきたいと考えております。それがちょっと引けるかどうかについてはその辺のところについては、調整していきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時35分）

~~~~~

再 開（14時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの質問にお答えをいたします。

優先順位としましては、村道の1級、潮垣線。津覇中央線のほうが村道2級線ということになっておりまして、優先の村道の1級について、既に村道中央線のほうは既に停止線は引かれているということで、1級村道においては宜野湾署に要請をし、今公安委員会のほうに要請していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 この質問の説明不足で失礼いたしました。この今言うように津覇中央線の東西側といいますか、十字路のことを言っております。潮垣線のちょうど十字路部分。これは中央線のこの上のほうと、また護岸のグレースタウンに行く下のほうにも上下引かれております、向こうも。両方ストップします。両方ストップする状態にありますので、それでここはストップしているのに、ストップ線があって徐行しようと、潮垣線を抜けるために徐行しようとしたらビューンと来るものだから、そういう危険性がありますので、正面にはカーブミラーの両側に設置されていますけれども、また確認はしておりますけれども、スピードが出ているのか知らないですけれども、確認した時点ではまだ遠い距離にあると思うんです。見た感

じはあつという間にそこまで来ている状態で、減速できるような車線、ストップ線ですか、車線に、徐行とか路面にそういう、標示ができないかということで質問していますけれども、よろしく願います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時39分）

~~~~~

再 開（14時39分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

津覇中央線のほうは両方とも停止線ととまれの標識があります。潮垣線については南北の交通車輛がスピードを出し過ぎということですので、路面標示でスピードを落とせ、またゼブラで危険ですという標示ができるかどうか検討して、予算の範囲内で標示していけたらと考えております。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 再度質疑しますが、この場所については十字路ではありますけれども、両側南北側から来る車と中央線の東西に来る車とこちらは鉢合わせしますよね。相手は確認していますけれども、どちらも躊躇してしまつたらまた向こうもスピード上げて出てくるもので、向こうは住宅があつて、この住宅の壁になってちょっと見づらいなかなというそういう場所でもあるんですよ。3カ所、上下に住宅の壁があり、また南側にも壁があつて、ちょっと飛び出ないと見えないような、南北の往來の車両が見えないということで、それで減速して南北を通過する車両を減速させていただくための車線です。今安里中央線と潮垣線との十字路、あの付近はストップ線を入れた分、これまで優先だった潮垣線が向こうで停止するようになっていきます。向こうは見通しもいいですから、それから改善もできているということで、大変評価

できる標示だと思います。向こうもまた同じ条件で東西にも車の行き来しますので、その部分の改善のためにやはり予算も単費で村道ですので、村単独の維持管理費の中で、その補修ということで予算がつくと思いますけれども、その部分はまだ早目に危険な状態というのは私も地元ですので、何度も通報していますので。やはり海側から来る東西、国道側、中央線から来る。来たときもやはり鉢合せをしたときには、やはりちょっとスピードが出ているもので、やはり必要なのかなと思います。見通しが悪いですよ、向こうは。両側に壁があって、正面のほうにも住宅の壁があって、大変危険な状態ということで何度か事故もあります。その部分の報告を受けていますので、ぜひとも南北側両方を徐行していただくように、徐行で車を確認したらとまれる状態ですね、それでできるような宜野湾警察署ともやはり調整をしてそういう車線、ストップ線なり整備をしてほしいなと要望いたします。よろしく願います。それでいいです。

2番ですね。カーブミラーの件についてですが、この74番地という上のは71番でしたかな、今言うのは向こうのほうスペース的には先ほど現場は承知していますけれども、津覇の構造改善センター向けから中央線の十字路のその部分の右手側を要望しておりますけれども、向かって右側です中央線の。向こうのほうスペース的には設置しやすいのではないかなということで74番地ということで地権者の方も了解していると思いますので設置しますよということは一言話をしてありますので。向かって左側、上のほうになると余計見づらいのではないかなと思います。ブロック塀も高いし、その意味ではまだ道路の幅も狭くなるのかなとそういう感じがします。第一に答弁できますかね。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 先ほどの答弁とも重複しますが、津覇構造改善センターから出て

来るときに、交差点の手前で一時停止はします。左方向についてはブロック塀で見づらい部分もありますが、右側については見通しがいいので、徐行する気遣いがあれば事故が起きないと思います。設置については優先順位がありますので厳しいと思います。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 課長のおっしゃるとおり小さい路地ですので、やはり交通マナーを守っていただければ飛び出し事故などのそういう危険はないと思いますが、ぜひ検討していただいて、もしお考えで小さい小型化している手もありますよね、カーブミラー、その設置でも検討できればなと思います。

それでは③に行きます。この中央線から抜ける際に中央線から国道329号に抜ける信号機が青の標示が短いですね。ストップしている車、3台ぐらいしか行きませんね。なぜかと言いますと、信号は正面が青でなっています。向こう側の国道側も赤になっていると思うんですよ。赤になっても二、三台通過していくこともあります。それでももう少し秒差を長くすれば、台数もスムーズに、車の台数も悪い場合には2台しか国道には出られません。平均すると3台。車の状況によりますけれども、その点どうですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、改善する必要があるのであれば、宜野湾署に要請していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 改善する余地はあると思います。それでこの青信号を確認して通過する場合がありますけれども、確認して青と、その後も赤信号でもスピードを出してくるものですから、それを青信号を確認してスタートするまでには大分時間かかります。その間に2台ぐら

いしか行かないとか、運転する方にもよりますけれども、スタートとか機敏な方があればびゅんと建ていくんだけど、この時間差がもう二、三秒でもあれば、あと2台ぐらいは緩和して通りやすく、道路には抜けやすいんではないかなと思います。その秒差をぜひ検討いただいて、宜野湾警察署と国道ですので、国道事務所、その関連もあると思いますので、南部国道事務所、その面を改善できるよう検討していただきたいと思います。以上です。要望でよろしいですので、行っていただきたいと思います。

それでは大枠2番、この329号のバイパス延伸について伺います。このバイパスの延伸についてはサンライズ協議会、村長が出席されているのは幹事会ですかね。4村長の。首長会でこの先ほどルートのお話をアンケート調査を取ってルートを決めていくというような、これまでよりは進行して進んでいるということですので、その点、中城村の方針としてどういったルートがいいのかとか、その提案をされたのか、村長のほうから一言…。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

候補としていろいろ紆余曲折あって、結果しかお話ししませんけれども、いろいろあって候補として3つの候補に今やっと絞られまして、一番北向けに路線が長いのが、津覇、浜のほうに国道329号につながるルートとそれで和宇慶のほうにつながるルートと、それと国道329号事態を拡幅するという3番目のルートと、このルートを3つに絞られた中から、国道事務所としてはやはり住民の意向をまず第一に考えたい。これは私も同じ意見でございますので、それでいてプラス財政的な部分。国道329号は国の予算ですから、それと照らし合わせながら決めたいということの説明は受けておりますので、それを今年度中に決定したいということでございます。

○議長 新垣博正 外間博則議員。

○13番 外間博則議員 今年度中ということですので、ぜひ村長もそういう施政方針にもうたわれていきますので、そういう読み上げはしませんけれども、それで今回の要請に当たって、次年度、今年度はもうこういう要請して次年度はどうしていきたいとか、いけば振興計画、本村の工事が始まりますよね。あと2年、その後、大体その新しい計画、振興計画ができる前に、そういう大きなプロジェクトですので、その次年度がその意向をそれをどうしていこうと。ルートを決まったとき、最短で事業が進められるよう4市町村を知恵を絞りあって頑張っていくということですので、ぜひ頑張ってください。まだ要望ですけれども、現在、協議中ですので、それで本村の発展のために、村民の皆さんが住みよい環境。また道路の延伸、また東西道路ですね、また拡幅される部分も検討していただいて、住みよい村づくりをぜひ進めていっていただきたいと思います。以上です。質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、外間博則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時55分）

~~~~~

再開（15時07分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、大城常良議員の一般質問を許します。

○8番 大城常良議員 皆さん、こんにちは。久しぶりに最後尾を務める5番目、本日の最後ですね。よろしくお願ひしたいと思います。8番、大城常良。議長のお許しが出ましたので、これより通告書に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

大枠1番、学校施設（体育館）の村民利用について。①平成30年9月議会でも提案した各学

校の体育館利用については村民の健康増進、スポーツ振興、人材育成の面から利用しやすい体制づくりが望まれているが、教育長の所見を伺います。②現在の利用状況はどうですか。③使用料の減額は可能なのか。④新規に申請する場合、問題等はあるのか伺います。

大枠2番、待機児童ゼロへの取り組みは。①平成31年3月末で待機児童が1歳児16人と答弁がありましたけれども現状はどうか。②待機児童ゼロにするための対策はどう考えているか。③県内市町村で待機児童がゼロの市町村はあるのか。④10月より国の政策で3歳から5歳、これはゼロ歳から2歳児もあるんですけども、児童の無償化になる予定ですが、村及び、保護者にどのような影響があるのか伺います。

大枠3番、中部広域都市計画区域移行について。5月21日に中城、北中城、両村において広域都市計画区域の指定を「那覇」から「中部」に変更するよう要請したと新聞報道がありました。そこで伺います。①中部広域移行に伴う村の土地利用計画の策定はどうか。②農振農用地、いわゆる市街化調整区域の開発制限は緩和されるのか。③緩和地域設定後の住宅建築数は何棟になっているのか。④都市計画区域の大幅な変更による議会との協議はどう考えているのか。以上、簡潔な答弁をよろしく願います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会。大枠2番につきましては福祉課。大枠3番につきましては都市建設課と産業振興課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠2番の待機児童ゼロへの取り組みでの所見を述べさせていただきます。御承知のとおり、きょうの新聞にもございました。うちは待機児童は今4月1日現在、待機児童15人ということでございます。いよいよいいま

すか、待機児童ゼロに向けてのカウントダウンということでございます。実際には今の調子でいきますと、来年度施設もふえますし、単純計算では待機児童はゼロになる秒読みに入ったということではありますけれども、これも議員御承知のとおり10月からの保育料の無償化に伴いまして、一体どういう潜在的な待機児童がまた出て来るのか。あるいはどういう形で今の制度が少しもしかしたらその隙間が見えて来るのかも含めて、想定できないところが実は予想されております。想定できない予想というのも変な予想ですけども、そういうものも含めて、我々中城村に限って言いますと人口増も見込まれます。ですから例えば来年度、待機児童ゼロを達成したとしてもそこは一概に大喜びすべきことでもないような気もいたします。今後ふえてくるであろう待機児童に向けて一步先んじて我々は政策をしていかなければいけないということで、逆に身が引き締まる思いでございますので、また議員各位の皆様方の御協力もいただきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の学校施設の村民利用についてですけども、学校の教育活動に支障がなければ村民に開放して村民の健康の保持増進、余暇の善用。そして生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を育成することはとても大事だと考えております。議員から去年9月にやった議会での後、前任の比嘉健治課長が近隣の市町村の状況の把握を行っております。今比嘉 保課長に引き継いで、利用しやすい体制づくりを進めているところでございます。②から④に関しては教育総務課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では大城議員の大

枠1の②のほうから、現在の利用状況ということなんですけれども、各学校体育館及び校舎の利用者がおり、活用状況としては、中城南小学校の利用状況が今一番多くなっております。

③の使用料の減額は可能かということなんですけれども、現在、施設利用料と、電気使用料・水道使用料等の料金に分かれておりますが、施設利用の時間を細分化することにより減額可能と思われまます。ただし、こちらの場合には中城村立学校施設の使用料に関する条例の改正が必要となりますので、それを今調整しているところです。

④についてなんですけれども、各学校の利用状況により、空きの時間であれば、問題はないものと思われまますが、土曜、日曜日については、部活動及びPTAや地域団体の利用があり調整が必要となります。以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

大枠2の①につきましては、沖縄県へ待機児童調査として報告いたしました平成31年4月1日時点の待機児童数は1歳児の15名となっております。

②につきましては、今年度、マシュー保育園の園舎建てかえ、クリスチャン教育センター幼稚園の第2園舎の新築、小規模保育施設の新たな1カ所の開設が完成しますと、次年度の保育定数も増加しますので、待機児童は解消されるところと考えております。

③につきましては、今朝の新聞に掲載していましたが、今年度の沖縄県待機児童調査報告から待機児童ゼロの市町村は、離島の町村と国頭村と恩納村を除いた、北部地区の小さな町村のみとなっております。

④につきましては、幼児教育・保育の無償化により、保育にかかわる保護者の経済的負担は軽減されるところと考えまます。無償化に伴う手続などにつきましては、認可園等は特に予定はしてお

りませんが、認可外保育施設につきましては、償還払いを予定しており、福祉課への請求等の手続が考えられます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 大城議員の御質問にお答えいたします。

大枠3番の①都市計画区域のあり方を検討する上で必要な基礎データを整理していきます。住民への意向調査・国及び県と協議を行いながら都市計画マスタープランの修正、用途地域の指定について検討していきたいと思ひまます。

③緩和区域の当初指定が平成16年であり、村内における緩和区域での住宅申請件数は、毎年20から30件と供給量も安定していると考えられます。開発行為を要する住宅申請件数を挙げますと、過去5年間を調べても過半数が「緩和区域」による申請となっております。

④中部広域へ移行するために、新たな土地利用ルールとして新しい条例を策定する際には議決事項が必要となります。大きな変更の間には、各種審議会や委員会の会議、説明会などを行います。その中で議員の皆さん、地域住民の方々の意見を聴取する予定であります。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 それでは大枠3の②についてお答えします。

農振農用地における開発行為は、開発許可申請の前に農振農用地から除外する手続が必要となります。これは『農業振興地域の整備に関する法律』に規定されておひまして、中部広域都市計画区域に移行後もこの法律は適用されますので、農振農用地内における開発行為は、現在と同様に農振除外の手続が前提となります。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは改めまして、また詳細に質問させていただきます。

まず①番のほうから教育長から答弁がありま

したとおり、教育長らしいことを去年6月にも村民がスポーツに親しみやすいということで非常にいいことだということで、きょうもおっしゃったんですけれども、やはりこれは村民の利用しやすいような施設、体育館、これはグラウンドもそういうところもそうですけれども、やはり大勢の方々が利用して、初めてこの施設が活かされるということを私も常々思っているものですから、ぜひ一つ、今進めているという段階であるのであれば、早急に物事を進めていただきたい。

今回、何で去年9月とことしも出したかと言うと要望が多いんですよ。ぜひ体育館を夜7時半から10時ぐらいまで利用できないかと。いろいろと村の体協も活発に活動している中で、やはり練習をしていい成績を残したい。あるいは体づくりにいろいろな方々のそういったところも御年配から若い方までやっていきたいというような話があるものですから、ぜひ利用料も下げてください、使えるのであればお願いしますという強い要望があるものですから、今回も出しているわけでありまして。

②番のほうですが、課長は利用状況はどうですかと、南上原が一番使われていると。去年を見ましたら中城中学校が60%ということで、一番多かったんですけれども、今回南上原が多くなったということはどこかの団体が借りられたのか、新たに。去年は南小学校40%だったんですね。今回、それ以上に利用した方がいらっしゃるのかどうか、その点ちょっと伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では今学校の利用状況についてなんですけれども、中城南小学校のほうの利用日が火曜日、水曜日、木曜日、金曜日と利用されておまして、月曜日しか空いていないような状態です。中学校は火曜日、水曜日、木曜日という形の利用となっております。中城南小学校がふえたのが、大学のミュージカ

ルクラブやIQ会というクラブが、琉球大学の学生で利用しているのがふえている状態です。ちなみに津覇小学校は火曜日と木曜日。現在、中城小学校の体育館のほうは平日の利用はないような状態です。土曜日、日曜日にはほかのクラブ活動等が利用しております。中城小学校の施設の利用は光ホールの利用でジュニアオーケストラと混成合唱団等が利用している状況となっております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 南小学校が月曜日しか空いていないということで、逆を返せば中城小学校が全然使われていないと。これはもう四、五年どころかずっと使われていない状況にあると思っているので、ぜひひとつそういうところも使っていないのであれば使えるような、それが本当に使いやすいようなものをつくっていただいて、申請したらいつでも使えますよというところでぜひ発信していただきたい。そのように思っております。

先ほど課長が条例規則等を変えないといけないうことなんですけれども、それはそうだろうとやはり条例も規則もあるものですから、それを考えるためには一番何が必要なのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問にお答えします。

この条例のほうの改正が平成22年度以降されておらず、どういようなものかという、屋内運動場の使用料が17時から21時という、その時間内で1,500円という料金となっております。これを時間を細分化する。ただ19時までは学校のクラブ活動が利用していますので、19時までは学校の利用に支障がありますので、19時以降の時間帯に分ける時間の細分化。1時間料金あたりをただいまの料金、今の条例上の1,500円を割っていくか、近隣市町村のほうと比べて同

額か、それより低い額に持っていけるような形に持っていき、利用する場合に以前の質問でもあったんですけども、体育館の全ての面を一つの団体がというような貸し出ししかできていないような状態なので、それを管理を入れてバドミントンの1コートなのか、バレーボールの半分のコート。バスケットボールの半分のコートなのかというような形のものが、管理上できるかどうかというものも必要になりますが、それを検討していき条例の改正を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今の中城小学校についてお尋ねしますが、使われていないという中で、恐らく長い間使われていない中で誰かが同じ日に半分のコートを使う。あるいは半分は使わないというようなやり方では私はできないと思います。これはその日はやはり19時までには部活とかそういうので使うのであれば、19時半以降に使う方々がきっちり使ってそれからも使い勝手のいいやり方と、今課長いろいろな問題点と言いますか、疑義が生じているところを述べたんですけども、そういうのをひっくるめていかに早く調整できるのかということも、いろいろ検討します、あるいはまた協議しますというのは私はもう1年もたつものですから、やっただろうと。検討もしましたでしょうという、ちょっと厳しい言い方かもしれませんが、使う方々にとっては待っているわけですよ。一刻も早く、一日も早く使えるようお願いできないですか。条例の変更あるいは規則の変更があるのであれば早目にやって、それに沿って我々も申請しますからというような話もあるものですから、ぜひひとつそういうのは早急な対応をお願いしたいと思っております。教育長、もう一度、御答弁お願いできますか。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 議員がおっしゃるように

使いやすいような条件整備をすぐ進めていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、教育長から非常に前向きな答弁が出ましたので、私も近いうちにできるだろうと。条例も出てくるんだろうと、規則も条例が出てきたら早急に改善していただきたいと思っておりますので、使用料の問題に関しても、いろいろあちこちの例も並べて、1,500円、1,000円だよと言ったんですけども、そういうところはやはり村民の運動、あるいは体力づくり、そういうのを含めていけば、安くしてもいいのではないかなと思っておりますので、ぜひひとつこれを前向きに捉えて、私も今の答弁で早い段階でできるんだろうと思っているので、これはぜひ教育長頑張ってください。

それでは大卒の2番に移りたいと思います。待機児童ゼロへの取り組みです。そのほうは私3月議会で質問は出しませんでした。というのはもうてっきりことしの4月からはもう本村は待機児童ゼロだろうというような思いでしっかりとできているだろうと。全ての対応を終えて、「はい、中城村4月からは待機児童ゼロ」ですという段取りでいくだろうと思ったんですけども、仲松議員がそのときに質問していただいた待機児童の件で16名の1歳児の待機児童がいるということで、後ろのほうで愕然としまして、今回、提出させていただきました。これはもう16名、そのまま今回も、今15名と課長が言われたんですけども、この15名の1歳児の待機児童、今現在どういう状況なのか。全てが認可外保育園に行かれているのか、伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

待機児童のその後の無認可か家庭保育かという状況に関しましては、今把握しておりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは去年の10月、11月からいろいろと査定を行って、確かにゼロ、一、二歳は待機児童が多いということを前から言われている話でありまして、その中で15名の待機児童が発生したということは本村は村長を初め、我々も本当に子育てしやすい村だというのが目標であり、これを日本一にしようという村長の大きな目標に掲げて邁進しているわけなんですけれども、課長の話で15名、これは漏れたわけですね。それが全く把握していないと。どこにいったかもわからない。家庭にいるのか。あるいは認可外にいるのか。そういう追跡調査もしていないということで、私は失望したなという感じなんですけれども。やはりその15名に対して本当に今現状はどうなんだろうかと。認可園に入れなかったというところで、認可外に行ったんですかと、その15名に聞いて、次年度はしっかりと対応をしますというようなところまでサポートしてあげないと、この待機児童は村長が先ほど言われた次年度はゼロになるだろうと。いうようなところはちょっと厳しいかなと今の対応では、課長、もう一遍この15名に対して何らかの調査を行うというような考えはありますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（15時33分）

~~~~~

再開（15時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり入れなかったから終わりだというような対応になっているかと思えます。15名が入れるような施設整備を毎年進めていて、今年も待機ゼロを計画しておりましたが、結果的に15名が入れなかったという状況もございますので、その保護者に対して手厚い対応としての状況確認は、必要かと思いま

すし、やったから改善できるということではないんですが、後追いの確認ということで、15名に対してはとっていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これについては保護者がどういう考えで動いているかわからないんですけれども、落ちたことには変わりはないと思っているので、その対応、対策というのは、次年度しかできないだろうと思っはいるんですけれども、やはり保護者の身になって行政としては対応していただきたい。そのように思っております。

③のほうですが、待機児童ゼロの市町村ということで、今朝の新聞にもあったんですけれども、これは課長からも資料をいただいたんですけれども、トータルしますと19市町村、これは離島も合わせてゼロになっているんですが、やはり小さい離島とか小さい村とかそういうところがほとんどゼロだということなんです、中部で言えば本村が一番いいほうだということではあるんですけれども、村長がいう待機児童ゼロ、あるいは子育てしやすい村だという段階の中ではいち早くゼロにして、それを継続していただきたいと思いますので、村長、ひとつ頑張ってくださいと思います。

次、④のほうですが、これは政府の政策になるんですけれども、ゼロから2歳が非課税世帯と。あるいは生活保護の世帯が無料と。3歳から5歳がこれは全ての子供たちが無料ということになるんですけれども、先ほど認可外のほうはちょっと違っておりまして、それが気にはかかっているところで認可外でもある程度の支援はあるだろうと思うので、ぜひその政策自体を課長、十分把握してできるだけ保護者あるいは村にどういう利益がもたらされるのか、それも十分把握してこの待機児童ゼロというのを、私は1カ年おくれだと先ほども言ったんですが、次年度には必ずやゼロにさせていただきたく要望

いたします。無償化によってさまざまな問題が発生するだろうと私も思っているんですけども、その中でも万全の対策を行って、これだけの受け入れ枠は十分にあるわけですから、次年度は。ことしも3件ほどの新しいといいますか、増改築、そういうのもやられていくわけですので、絶対に次年度も残念だったなというようなことがないようにぜひ頑張っていってくださいね。課長、答弁をお願いします。できる限りゼロにしますということをお願いします。

○議長 新垣博正 福祉課長 金城 勉。

○福祉課長 金城 勉 お答えいたします。

来年度にはゼロにしたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 課長よろしくお願ひしますね。

次、大枠3番のほうに移りたいと思います。中部広域都市計画区域なんですけれども、これは我々もいろいろと村との協議がないものから、一般質問や新聞報道、その辺の情報でしか把握できないもので、これは5月22日や5月9日に沖縄タイムス新聞報道があったんですけども、いろいろと5月9日に中城村と、北中城村が申請をしに行ったというような報道もあるものですから、それも見ながら質問をしたいと思っております。①のほうですが、課長、先ほど協議をしていくと、これから県、村、そして住民ということなんですけれども、これはやる段階で中部広域に移行する場合には計画書などの添付が必要だと思うんですけども、村長、それはもうできているんじゃないですか。計画書は。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

前もってお話ししておきますが、今の段階はまだ本当にスタートしたばかりでございます。知事へ要請をして、これから協議会をつくって練っていく段階でございますので、我々が今独

自に何かをもってこのとおりにやってくださいみたいなのではないですから、これから対象と云っては変な言い方ですけども、対象となるのは県を相手に我々が村の立場でどう説得をしていくか、その1点でございますのでそこから方針が決まって、では移行に向かうということになったときには村民挙げて、もちろん議員の皆さん方が一緒になって、こういう形でまちづくりをやっていきたい。それを県にまた一緒に要請していくということに、段階的に踏んでいきますので、今はまだ第一歩だと思ってください。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 例えば中部広域に移行した場合にはいろいろな壁、課題そういうのがあるだろう。新聞報道にもあるとおり、村民が宅地にしたい。住宅をつくりたいという中であるのであれば、まず最初に言うておきますけれども、私はその政策には中部広域に移行することには反対だという思いは一切持っておりません。これは村民、あるいは議会、行政も一つになって、使い勝手のいい土地利用に邁進していくんだろうなという中で、やはりその中でもメリットがあるのであればデメリットもあります。そのデメリットが今の段階で全然見えない。これは私がちょっと早とちりかもしれないんですけども、あちこちで話を聞いても中部広域に移行したらどうなるのと、先ほど調整区域にもお家がつくれるんじゃないかなというような話もあちらこちらで聞こえるものですから、調整区域には簡単につくれないんじゃないのと。いやいや中部広域に移行したらできるよという判断をしている住民も相当いるものですから、その辺がちょっと心配で、いざ中部広域に移行してやはり村の調整区域にはつくれないですよと言われた場合の、村民の気持ちのショックが大きいのではないかなというところも心配しております。きょうこの質問をさせていただいている

んですけども、まずは副村長、中部広域移行に伴って新聞報道でもあるように、道路の拡幅や下水道整備、そういうものの計画というのは概算でもいいですから、大体どのようになるんだろうなど大枠で何か試案があればお願いできますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

まず誤解がないように一つだけ。今の御質問で調整区域にもお家が建つのか。もう調整区域という言葉がもうなくなりますから、中部広域に移行すると。線がもうなくなりますので、市街化区域、市街化調整区域というのは那覇広域都市計画の中でしか線引きがありませんから、中部広域に移行ができたということは調整区域という言葉がもうなくなるということ。これは一つ前提に置いてお話させていただきます。

今議員がおっしゃる。例えば住宅が建てられるということは水道が引かれているのか、道路があるのかということだと思います。今御質問は。まず一つ中城村の大きなメリットを言いますと、これはもう何十年前からちょっと年数は覚えていませんが、調整区域の中で農業基盤整備がこれだけうまくいっています、うちは。これだけ6メートル道路が、ざっと8キロにわたってこの海岸線沿いに6メートル道路の区画整理があると思っていただきたいと思います。それが中部広域でそっくりそのままこれはもう道路として使えるわけですから、農業基盤で農用地専用の道路が、これが多岐にわたった形でインフラ整備が私が言いたいのは、インフラ整備が資金投下をする必要がぐんと減るということです。ですから住宅が非常に建てやすくなって来る。

それともう一つは決して乱開発ということではないと。あくまでも農業をしたい方はもちろん我々も支援をして農業をしてもらう。そしてただこの場でもお話したかもしれませんが、

他市町村から中城村で農業をしたいけれども、お家が建たないから農業もできないという方々も多数おられます。そういう方々の受け皿にもなる。自分の農地の側に自分の住宅もつくることのできる。そうすると外から入ってくる方々もふえてくる。農業の振興にもなる。それがまず第一でございますので、議員が今いろいろデメリットの話をしてはいますが、このデメリット云々とも協議会の中で全部洗い出していきますので、今私が考えられるだけの今話をしています。インフラ整備に恐らく金額的には大きな財政投資はないだろうと。あったとしても受益者負担で住宅が作りたい人が、そこで利益を生む人に負担を一緒になってやっていける。それと一番大きなメリットは地域で自分たちのまちづくりができる。これは中城村全体もそうですけれども、例えば北浜、和宇慶、この地域、地域で俺たちのところはもうちょっと住宅を抑制したいということであれば抑制することもできる。もっと農業を盛んにもっともっとやっていきたいからちょっとこの辺だけは住宅をどかしておこう。ここに集中的にゾーニングをしようとか、いろいろな思いが地域、地域でできるという大きなメリットがありますので、決して全てを乱開発して、何でもできるようなそういうことではございませんので、それは誤解がなきようをお願いをしたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 調整区域がなくなるということを今伺ったんですけども、今本村で一番に問題になっているこれは耕作放棄地。それについては今村長はどういうお考えで。例えば中部広域に移行した場合、その耕作放棄地をどうするのかと。農業に戻すのか、あるいはそこをどういう考えでやられるのか、それをちょっと伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

正確な数字は御勘弁ください。本村で今耕作放棄地が50ヘクタール弱ぐらいございます。ということは15万坪ですか。15万坪ほどございませぬ。この3年間で約でございますけれども、約2万坪ずつふえております。耕作放棄地が、この分で行きますとこの小さな中城村の1町村の中城村で、これだけの数で耕作放棄地がふえていっていますから、今議員がおっしゃるとおり思いは一つです。これを歯どめをかけるには中部広域への移行が、実はこの耕作放棄地を解消するための理由が第一でございます。地権者にこの土地を十分利用度の高い選択肢がふえた形であれば、耕作ができないから耕作放棄地になっていますよね。ところがそれが選択肢がいろいろあるのであれば、この耕作放棄地の解消につながるものがこれが実は第一義的なものでございます。ですから地権者の思いがダイレクトにそこにつながっていくと。そして我々、行政と地域がこの土地は、この地域はどういう方向性で持っていくのかということ、十分に議論をして決めていくことができる裁量を持つことができる。これが非常に大きなことだと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今の答弁でいろいろと考えるところもあるんですけども、本村の成り立ちというのがやはり農業、漁業、第一次産業になるんですけども、そこの発展なくして中城村の発展もないと、私は思っているんで、言われた乱開発しないということなんです、やはり総合的な計画を示していただかないと、今言われた進めながらやっていこうというような考えがあるかもしれないんですけども、その前にやはり村としてこの区画は大体農用地だなど、この辺は集中的にお家、例えば当間の今庁舎が建っている部分。向こうは発展するためには宅地がいいだろうと。それで斜面地はどうするんだと。下の海岸線はどのようになるんだ

なというような、総合的な計画もぜひ示していただいて、我々議会にも十分示していただきたい。そのように思っております。

あとは③のほうに行きます。③は緩和地域の住宅件数です。課長、年間当たりペースで20件ぐらいだということで資料をいただいたところで、今146件の緩和地域への住宅建築数があるということなんです、これは平成16年に11号区域で津覇小学校区域と新垣になるんですけども、指定されてから14年で146棟、おそらく年ペースで10棟ぐらいになるんですけども、この緩和をした地域で146件ということなんですけれども、村長、中部広域にもし移行したとして、その緩和地域が今まで以上に、例えば宅地造成、そういうのがさらに発展して建築されていくのかなという思いはどのように感じていますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

緩和区域という言葉もなくなります。要はこれは那覇広域都市計画の中の調整区域の中の緩和区域ですので、ですから調整区域自体がなくなりますから、緩和区域もなくなりますので、当然、土地の利用度は高くなります。この土地に今まで畑しかできなかったものに住宅も建てられるだとか、いろいろな選択肢がふえてまいりますので、もちろん畑も当然できるんですよ。そういう意味では今よりは当然、住宅の件数。あるいはアパートとか、緩和区域では今アパートがつくれませんので、アパートの需要があればアパートなどもつくれるような形になっていくと。用途地域はこれから決めていきますけれども、基本的にはウイングが広がると思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 次、④番のほうに移りたいと思います。

那覇広域から中部広域に変更するということは本村にとっても大幅な政策の変更だという認

識がありますが、一般質問や新聞報道でしか我々把握できないという状況でいいのかなと、思ってしまったもので、村長、これは議会といろいろな協議、あるいは連絡網とかいうのかな、今こういう状態ですよと、あるいはそのように進めますよというような協議会というよりは、議会にも十分浸透させていただきたいんですよ。我々も今の段階ではこうしてどんどん報道されて村民からは、「イッター、こういうことなんだけれども、わかっているでしょう。知っているでしょう。どうなっているの」と言われた場合には、詳細な答えが導き出せない。先ほど私が言った調整区域はお家をつくれないうかと言われても、まだ私も半信半疑で、「いや、できないんじゃないの」と言ったんですけども、そういったところも含めて、ぜひ議会にも十分な情報の提供をいただきたい。村長、答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

もう数年前からこの議会においても私は議員も御承知だと思います。あのときは脱退という言葉を使いました。那覇広域からの脱退が我々中城村のこれからの将来を左右するという話はずっとやらしていただいていますし、ましてや那覇広域、都市計画と中部広域都市計画の違いは調べればすぐわかりますから。どういう今の調整区域が云々という言葉自体もどういうものであるのか、これは私が不動産をやってきたからわかるということではなくて、一般的に調べるすべは幾らでもありますし、また我々も当然、その機会機会で議員の皆さんや村民の皆さんにはいろいろなお話をさせていただきます。たまたま今こういう御質問があったからお答えできますけれども、例えば一住民の方々のちょっとした会合でも私はあえてこの話をして、そこで理解を得ようという形をやっております。ですから私が言いたいのは決して議会をないがしろ

にとかということではなくて、今現在はこの段階なんです。村長としてこれは中城村民の総意と信じて、今県とこういうことに向けて、県に要請して、県も理解をしてくれ。そこから方針が決まってくると当然、議会の皆さんやいろいろな各種団体の方々も、もう足をぜひとも運んでいただいて、そこで我々はこういうことをしたいんですけども、こういう方向で行きますけれども、よろしいですかということをもたまたま再確認もしたいと思います。議会はいろいろな形で全員協議会とか聴取させていただいて、早急にはできると思うんですけども、一般の方々やその住民の方々にどうやって告知していくかというか、広げていくか。それはまたこれは我々の課題ですけども、これは中城村、北中城村、両村民の相意というものがないと。できるものではございませんので、それは議員も御理解をいただきたいなと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 本当に議会との調整、あるいは村民との説明会、そういうのも今からやっていかなければいけないだろうという思いもありますし、できるだけ徹底して情報は開示していくというところはぜひ行政当局として念頭に入れて、これは本当に先ほども言いましたとおり、メリットだけではなくて、デメリットもこれは公表していただいて、そのデメリットに対してはこうしてデメリットは最小限。あるいは少しずつ解消していきますよというようなやり方で、村長、ぜひ前向きに取り組んでいてもらいたい。そのように思っております。

あとは皆さん、あとは皆さんも御承知かと思えますけれども、これは私の独り言ですので、ちょっと聞いてください。18年度の全国の出生率がこの前、新聞に出たんですけども、本県は1.89ということで、何十年もトップを走ってきております。中城村も本当に多いんだろうなと思っているんですけども、それはまた後で

ちょっと総務課かどこか担当課に行って本村は何名ぐらいいるのと。ほぼ200名前後だとも思っているんですけども、子供の出生率があるんですけども、そういうのがどうなのかということでもあります。

それとこれは独り言ですので、聞いてください。最近津覇小学校に行く機会がございまして、その中で学童保育の話をお聞きしまして、我々が今学童保育は十分施設もあるし、足りているんだなというような思いでお話を伺いに言ったんですが、内情を見たら厳しい状況があったものですから、今後、待機児童が次年度で私はゼロになると思いますので、次回からは学童保育、それがどういう状況なのか。本当に本村にとって子供が育てやすい環境にあるのかどうか、それを追求していきたい。あるいは説明をいただきたいと思いますので、また9月の一般質問にそういうテーマを行政のほうに投げかけておきます。本日はこれで終わります。

○議長 新垣博正 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時59分）

令和元年第2回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	令和元年6月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和元年6月12日（午前10時00分）		
	散 会	令和元年6月12日（午後3時57分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	外 間 博 則
	6 番	石 原 昌 雄	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	15 番	新 垣 善 功	1 番	安 里 清 市
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎 太 郎
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	副 村 長	比 嘉 忠 典	都 市 建 設 課 長	仲 松 範 三
	教 育 長	比 嘉 良 治	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	知 名 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	教 育 総 務 課 長	比 嘉 保
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	生 涯 学 習 課 長	稲 嶺 盛 昌
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 幹 主	稲 嶺 盛 久
	福 祉 課 長	金 城 勉		
	健 康 保 険 課 長	仲 村 盛 和		

議事日程第4号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1. 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に新垣貞則議員の一般質問を許します。

○7番 新垣貞則議員 それでは通告書に基づいて、7番新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、海岸を整備して、健康づくりと観光推進を図る。(1)吉の浦公園の護岸を整備して、村民の健康づくりを図るには。(2)中城モール横のマリンスポーツから東海産業まで護岸は砂や草が生えて護岸を埋め尽くしていました。テレビなどの不法投棄もありました。その対策は、どのようになされましたか。②マリンスポーツから東海産業の海岸は草も生え、不法投棄もありますが、その対策は。(3)中城モールから東海産業の海岸を整備して観光推進を図るには。(4)ウォーキングしている人から、屋宜地区の海岸は悪臭がするとありますが、原因と対策は。(5)「吉の浦公園から屋宜」、未整備の海岸を整備する方法は。(6)吉の浦発電所周辺の護岸と排水路の環境対策は。(7)自動車活用推進法の概要について伺います。

(8)「吉の浦公園から中城モール」までの海岸ロードを整備して、ウォーキングや自転車を活用した健康づくりを図る取り組みは。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

御質問につきましては、教育委員会、住民生活課、産業振興課、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の海岸整備、護岸整備等についてでございますけれども、草刈り等の維持管理以外につきましては、やはり海岸、護

岸の整備というのは、どうしても県への要請だとか、協議。そういうものが必要になってくるものだと思っております。今後、いろいろな意味で我々中城村と沖縄県の連携を深めていくことが大事ではないかなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大枠1の(1)の住民の健康づくりについてですが、教育委員会としても生涯にわたって健康で過ごすために、ウォーキングなど手軽にできる運動習慣を村民に身につけさせることはとても大事なことだと思っております。詳細は生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 おはようございます。それでは新垣貞則議員、御質問大枠1(1)についてお答えいたします。

吉の浦公園海側の護岸につきましては、既に県において整備済みであると認識しております。今後は、維持管理を県中部土木事務所や役場関係課へお願いしてまいりたいと思っております。護岸を活用しての健康づくりについては現在のところ特に計画はしておりません。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1(2)①②の質問についてお答えをいたします。

(2)①②についてお答えいたします。沖縄県より業務委託を受けています海岸海浜浄化業務を活用し不法投棄の収集運搬処理、護岸の雑木の剪定等を実施しております。不法投棄や草木については、管理者である沖縄県と協議しながら委託の範囲で対応可能なものについては、委託で対応をしたいと考えております。

(4)についてお答えをいたします。屋宜地区海岸の悪臭がすることについて、去る6月3日から7日にかけて村道潮垣線と屋宜被留線交

差点から終点向け海岸においては、添石と安里向け近辺を歩いて調査をしたところ、悪臭として感じたのは周辺の事業所あたりではないかと思われま。対策については対応可能か、今後検討したいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 それでは大枠1の③モールから東海産業の海岸を整備して観光推進を図るにはにお答えいたします。

先日、現場を確認いたしました。東海産業の手前までコンクリート護岸が整備され、また、護岸から水際にかけては砂が緩やかに堆積し、モールまで連続しておりました。ただ、砂浜の大半は雑草が生い茂り、現状での活用は困難な状況となっております。今後の活用については、村としては計画はございません。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

大枠1の(5)県の海岸防災課に問い合わせたところ、屋宜から当間海岸は琉球諸島沿岸海岸保全基本計画の中で海岸環境を積極的に保全する保全区域となっております。現在のところ整備の予定はないとのことでした。

(6)平成29年度に沖縄電力吉の浦背後地泊側に砂が堆積し閉塞することがないよう、整備を行っております。しかし、完全に土砂が吐けない状況であることは認識しております。今後公有水面の管理者である沖縄県港湾課と協議を継続していきたいと思。います。

(7)自転車活用推進法の基本理念として、①二酸化炭素を発生せず、災害時においても機動的である。②自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的効果がある。③交通体系における自転車による交通の役割の拡大。④交通安全の確保。以上、4点

が挙げられております。

(8)⑤と関連した質問となりますが、現在確認したところ整備の予定はないとのこと。今後、護岸整備とウォーキングや自転車等を活用した健康増進の図れる護岸道路整備ができないか、中部土木事務所と意見交換していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは大枠1番の①から質問をします。

吉の浦公園の海岸整備して村民の健康づくりを図る取り組みとして再質問します。吉の浦公園の護岸は県の管轄だからと言って、3カ年間放置したら護岸は人が通れないほど草が生えていました。中城村建設協会の企業の皆さんを中心に、3月16日に役場職員や議員の皆さんで公園の草刈りをしてきれいになりましたが、屋宜向けの護岸は石や砂があり、木や雑草も生えてごみなどがありました。浜向けの護岸も人が通れないほど木や雑草が生えて空き缶やペットボトル、自転車などの不法投棄などがあり、環境は悪化していましたが、どのようにして改善しましたか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではただいまの御質問にお答えをいたします。

本日、議員からお配りされた資料提供ありがとうございます。こちらのほうにも若干記載もござい。ますとお。り浜向けの護岸につきましては、ボランティアの方々により草刈りを行いました。その際には中城中学校陸上部の部員の皆さんと、また父母会の皆さんにもその刈り取った草の後片付けや海岸のごみ拾い、雑木林に隠れたごみ拾いなどをボランティアで手伝っていただき、きれいにさせていただきました。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、生涯学習課長から、今資料が手元にあると思。いますので、こんな草

が生えている現状で、それをどうにか改善できないかと思って、やったら今言ったように生涯学習課長からありましたように陸上の子供たち、それから父母の皆さん。生涯学習課長、都計課長もボランティアで参加をえています。こういう形で何かやれば改善できると思います。多分皆さん、吉の浦護岸をぜひ見に行ってください。それで浜向けの護岸は草刈り機で刈りていますので、草がすぐ伸びます。浜向けの護岸もユンボを入れて、木や雑草根っこから取って整備したらもっと護岸がきれいになります。ボランティアと共同で予算的にも5万円以内ないで済みますから、そういったのを取り入れて改善する考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

現実的には教育委員会では護岸は管轄外でございます。予算の確保のお願いだと思いますので、今後も関係課、都市建設課も含めて通しながら、県への予算の確保をお願いしてまいりたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 都市建設課長に質問しますが、土木費の河川の維持管理費で重機使用料で200万円計上されています。そういった予算を使ってユンボとか入れたら浜向けも整備されると思いますけれども、そういった予算を使って改善する方法はないでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 あくまでも護岸は県管理でありますので、そういう重機使用料とかそういうまた木の伐開とか必要であれば中部土木のほうの担当者と協議をして予算の確保は行いたいと思います。またうちの予算の地域活性化事業の重機使用料が該当すれば、その辺もまた課で相談しながら事業に捻出できるか検討してまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 都計課長からありましたが、もう各所の現状を見た場合にそのままほったらかしたら、またこういった感じで吉の浦護岸は草が生えますよね。年1回ぐらいは、2カ年でもいいですので、そういった清掃をしないといけないと思いますので、今県の管轄ではあるんですけども、そこら辺を要請をしながらぜひやられてください。

次、護岸をきれいにしたら人づくりをつなげないとはいけません。最近、公園の護岸をきれいに整備したら、サイクリングやウォーキングする人もふえています。海岸にも保育園の園児たちや親子の家族連れや外人も来ていました。護岸を整備することによって、海岸を活用した健康づくりに役立ち、公園が村民の憩いの場所になります。この護岸を活用した村民の健康づくりを図るために、護岸にウォーキングコースの距離を表示して村民の健康づくりを図る取り組みをすることはできないでしょうか。公園の海岸を整備して、こういった健康づくりを考えていますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり現在、護岸におきましてはウォーキングされる方々。また海岸におかれましては、そういう海の海岸線の散策をする親子連れ。またちょっと防波堤にいきますと釣りを楽しむ。いろいろな意味で憩える場になっているということは理解しております。その中で御質問の護岸を活用してのウォーキングコースの設定ということではありますが、現在のところ護岸を吉の浦公園の遊歩道、ウォーキングコースと一体としてのウォーキングコースを設定するという考えはございません。その中でありますので、距離の表示等も現在は考えてはおりません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 せっかく整備しました

ので、人づくりにつなげないといけないと思うんですね。それで護岸をきれいにしてありますので、そういった距離表示とかしたらウォーキングする人もふえます。スタートそれから500メートル、1,000メートル、200メートルと距離がわかりますので、目標をもって歩けるかと思うんですよ。だから距離の表示というのは歩くときに非常に大切です。そういったことも整備を考えてください。教育長に伺います。吉の浦公園整備計画の中で村民の意見として、①海岸ビーチとして利用したい。②東屋を設置してほしい。③護岸を整備して照明をつけてほしい。④海岸をきれいに整備してほしい。という意見があります。今後、吉の浦公園の海岸をどのように整備計画をする考えでしょうか。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 ただいまの質問にお答えします。

吉の浦公園内の施設機能強化整備基本計画の中では海岸の東屋、照明等の整備は令和15年の計画になっています。この計画はいろいろな団体から村民からの意見、専門家からのアドバイスを受けて優先順位を作成したものです。基本的にはその計画に沿って吉の浦公園の整備を進めていきたいと考えているところです。現段階ではその議員がおっしゃる整備の進める計画はございません。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、教育長からありましたように一つ一つ村民の意見を聞いて、一つ一つ整備をしてください。

それでは次、②です。中城モールの横のマリンスポーツ社から東海産業まで護岸に砂、石があります。その対策については先ほど住民生活課長からありましたようにそこは住民生活課からの予算で家電の不法投棄とか取っています。そしてユンボなどの機械を入れて、きれいにしています。きれいにしたら久場区民の皆さん

や村民がウォーキングやサイクリングする人がふえています。大変御苦労さまでした。それで次はマリンスポーツから東海産業の海岸を不法投棄、草も生えています。その対策について再質問します。平成30年度より中城村観光推進計画を策定します。観光推進計画で中城村城跡以外に中城村モール周辺の海岸を整備し、きれいに観光客を誘致しようと計画していますが、現在、マリンスポーツ社から東海産業の海岸はどのような現状でしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

先ほど申し上げたことと重複しますが、護岸から水際にかけては砂が堆積しており、中城モールまで連続しておりました。ただ砂浜の大半は草が生い茂っていて現状での活用は困難な状況となっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今のは私の資料の(3)の写真があると思いますので、それをごらんになってください。右手のほうは住民生活課が整備してきれいにして、こんなにきれいになっています。それで左手のほうは今言ったように海岸のほうに草が生えています。そういう現状で今答弁がなされておりました。観光推進を図るときに大切なことは、きれいにすることだと思います。観光客が訪れるのは沖縄らしい青い海、青い空、すばらしい景観、絶景を見に行きますが、マリンスポーツ社から東海産業まで海岸は雑草が生え、ペットボトル、海からの漂流物、ごみなどがあります。観光推進計画の中で村民アンケートの結果、村民はごみや雑草などを取って環境を改善すべきと考える村民が多いです。マリンスポーツ社から東海産業までの海岸はごみや雑草がありますが、この課題を解決するためにはどのような方法で解決しますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時23分）

~~~~~

再開（10時24分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複をしますが、現在、沖縄県より業務委託を受けている海岸海浜浄化業務を活用しながら不法投棄については、対策対応はしていきたいと考えております。さらに定期的にその不法投棄等について、現場のほうを調査をし、随時先ほど資料の中で清掃ボランティアのほうでされた状況、その状況が維持できるように、こちらのほうも対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 この写真を見てもわかるとおりモールの横からマリンスポーツから東海産業までの海岸に草が生えています。この海岸を整備し、きれいにすると中城モールから東海産業までの海岸、約100メートルから200メートルの砂浜ができ、村民以外の来訪者もふえ、観光推進に役立つ。ユンボなどの機械で整地して、きれいにすれば村民のくつろげる砂浜ができ、癒しの場になります。私たち久場区民も協力しますので、行政と久場区民の役割分担をして官民協同の取り組むことによって、観光振興、護岸もきれいになります。予算的にも重機使用料が大体5万円から6万円以内に済みます。そういうことでこういった恵まれた環境というのはありますので、これは整備することが村民のためになると思いますので、マリンスポーツ社から東海産業までこの海岸を協同で整備する考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時26分）

~~~~~

再開（10時28分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

護岸の維持管理の範囲内の清掃ということでよろしいでしょうか。沖縄県中部土木のほうは護岸の管轄であります。以前、護岸に打ち上げられた砂を撤去する要望もしましたが、まだかかっていませんので、これからもまた中部土木に要望して建設協力会社、またボランティア等と一緒にできるように、中部土木のほうにも今まで以上に呼びかけていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ぜひここを整備してきれいにしたら素敵な護岸になって、観光客が来ると思っていますので、そういうことで整備していきます。

それでは次、③です。モールから東海産業の海岸を整備して、観光推進を図るといった質問をします。平成31年度予算に中城村観光協会の補助金として、1,960万1,000円が計上されています。中城モールで観光推進を図るために、海洋レジャー予算として約200万円から300万円計上して、5月4日にイベント事業を実施しましたが、どういった事業内容で実施しての成果はどのような状況ですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

10連休中の5月4日に観光協会設立後の初のイベントとして、中城モール海岸において琉球國祭り太鼓エイサー演舞、バナナボート試乗会、護佐丸エアークイズ、パラグライダー、こいのぼり遊泳、お菓子のパラシュート取り、魚のつかみどりは吉の浦海岸で行っています。あとはビーズブレスレット講座を実施しております。

成果としまして、バナナボードの試乗会の参加者が22人、お菓子のパラシュート取りが約200人です。魚つかみどりが35人、ビーズブレスレット講座に24人が参加しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私、5月4日に現場に行きましたけれども、参加者が少ないです。それで議員の皆さんも少ないし、課長とかも少ない現状です。どういった公報をなされましたか。その参加人数が少ない理由は何でしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

観光協会のほうでこういったチラシを作成して配布はしておりますけれども、周知期間が短かったということが原因だと考えています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ちょっと成果のほうで少し参加人数が少ないです。そういったイベントをやる場合には、200万円から300万円の予算を使いますので、もうちょっとすばらしいイベントができないかなと思っています。それで平成30年には村観光推進計画を策定しました。本村の強みを生かした観光推進に取り組む必要があります。中城城跡以外に自然を活用した海、中城湾があります。沖縄県では大型MICE施設を核とした、東海岸地域の振興と県土の均衡を図る発展されています。県の東海岸地域の主な拠点などの計画がありますが、その資料の中に中城ビーチとありますが、県は中城モールを海岸ビーチにする計画があるかお伺いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

県には確認はしておりませんが、ビーチにするためには監視員の配置とか、便益施設の建設

などの課題がありますので、今の段階では困難な状況だと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 計画書の中にも中城モールの海を観光推進に図るとありますので、そういったこのモールのビーチ化をして、海岸をきれいにすることが観光の誘客につながります。ビーチ化したら中城モールにたくさんの観光客が集まり、地元の雇用につながる。経済効果の発展につながります。ビーチ化する計画は今はないと言っていますが、そういった今後、ビーチ化するための何か課題とか、何かありますか。そういった方向に進むとか。

それでまた次、モールの下の階段を活用して、5月4日に海洋スポットのイベントを実施しましたが、今後はモールの海岸を活用して、回復の推進を図るための具体的なイベントの取り組み。こういった観光協会とそういったイベントの取り組みとかもお話し合いとかなされてますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

今のところは具体的な取り組みは考えておりませんが、観光協会や商工会などと連携してどのような事業が展開できるかを検討してまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ぜひビーチ化する計画を立てて、それでビーチ化したらここでいろいろなイベントができると思います。それで海水浴とか、それから水上スキーとかいろいろできます。それでカヌーとか、そういった海洋スポーツがどんどん盛んになると思いますので、そういった課題を解決しながらビーチ化を取り組んでください。

泡瀬地区の東部海浜開発事業で空前の強化が

図られ、たくさんの観光客が来ます。こうした観光客を中城モールへ誘客したらモール周辺の企業も経済効果があります。西海岸地域は海を活用しての観光施策をして観光リゾートに向けての那覇空港や那覇港クルーズバースなどを産業拠点として整備したり、そこで宿泊施設、ホテルなどがあり、たくさんの人が働いて経済効果の発展を遂げています。中城村も今後、泡瀬地区のクルーズ船が入港し、観光客もふえると思います。こうした観光客を中城モールへの受け入れ体制のルートはどのように取り組んでいきますか。それから観光推進を図るには宿泊施設、ホテルが必要ですが、今後、中城モール近くにホテルを誘致する取り組みとかは考えてないでしょう。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

クルーズ船の船会社による周遊コースなどがございますので、近隣市町村にはないような魅力がモールの近辺で発信できれば、コースに組み入れていただけることも考えられます。

ホテルの誘致についてですが、現在のところは土地利用上、誘致は厳しい状況ではないかと考えられます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは村長にちょっとお伺いします。

広域都市計画区域の指定を那覇から中部に変更する予定です。その中部に変更した場合にモールから東海産業まで整備して中城村のブランド化を図るために、仮称ですけれども、中城モール開発事業としてスポーツを中心とした商業ホテル、それから人工ビーチによる海洋レジャーなどのマリンスポーツやスカイスポーツを展開する。スポーツコンベンション拠点を形成を目指して、そうすれば地域活性化を図るこ

とになると思います。村長の見解をお伺いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今の議員の御提案と言うのは中部広域への移行が実現した段階では大いに線が引ける話だと思います。残念ながら現在のところはこれはもう正直なところ夢物語でございます。ホテル1つ誘致できない。企業1つ誘致できない。これは全て先ほども答弁ありましたけれども、土地利用の部分で法規的にもう建築ができないということでございますので、その法規的な部分を我々、見直してやっていこうということでございますので、モールを活用したということで、今議員がおっしゃるものはこれは全てにおいての話ですけれども、全てにおいて可能性は中部広域への移行が実現すれば、全て可能になるというのはまた間違いのないことでございますので、やり方はいろいろございますので、今議員がおっしゃるものを全てを網羅するには地権者の問題だとか、あるいは海岸の県との協議だとか、もちろんハードルは幾つかありますけれども、しかし基本的には十分実現できるものと認識をしております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、村長からの答弁がありましたように、一つ一つこのモールを中心にスポーツの展開をしたら経済の活性化につながると思っていますので、そういったものも取り入れてやってください。

次、④です。ウォーキングしている人から、屋宜地区の海岸を悪臭するとありますが、原因と対策について質問します。ウォーキングの海岸、屋宜地区には現場を確認しに行きましたか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、去る6月3日

から7日にかけて村道潮垣線と屋宜被留線の交差点から終点向け、海岸においては添石と安里向け近辺を实际歩いてみました。歩いて調査していったところでございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ウォーキングしている人から協同商会からにおがきつくてどうかしてほしいという声があります。風向きによると屋宜地区の民家までにおがきするという声があります。におがきする原因は何でしょうか。その対策はどのように考えていますか。協同商会の下、海岸に4月ごろ、長さ約60センチメートル、重さ大体30キログラムの大きいウミガメが死んでいました。また、吉の浦公園の屋宜向けの海岸の砂浜に同じように大きい亀が死んでいました。ウォーキングしている人から協同商会の下のウミガメが死んだ原因は海水のせいではないかと言われていました。ウミガメが死んだ原因は何ですか。また、この海岸の海水の水質の検査。水質は大丈夫でしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃる事業所であることが特定できるのであれば、事業主に面会を申し入れ、原因把握に努めてまいります。並行して沖縄県中部土木事務所や中部保健所と連帯し、対策等について相談をしたいと考えております。

次に、ウミガメが死んでいるということについてなんですが、ただいまの御質問にお答えをいたします。

実施はしておりません。現時点では実施する必要はないものと考えております。ウミガメが死んでいたことについては直近では4月16日の中城パシフィックホテル付近の海岸の側溝で、5月10日はごさまる陸上競技場の海岸でも死んでいたとの報告を受けております。そのことについて、情報を提供として美ら海水族館に連絡

をし対応をしていただく経緯でございます。そこで原因等について御教示いただけるのであればお聞きして対応を考えたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時43分）

~~~~~

再 開（10時45分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 海岸を活用した間、観光づくり、観光推進を図る場合には悪臭が強いところでは健康づくりと観光推進を図れません。こうした課題を解決することについては、村民の健康づくりを図ると思いますので、村民が住みよい環境づくりを整備してください。

次、⑤です。吉の浦公園から屋宜まで、未整備の海岸を整備して観光推進を図ると言って、先ほど都建課長から答弁ありましたが、県は整備予定はないということですが、多分、それは高潮対策事業とかそういったのがない。私が言っているのは自転車を活用してそういった整備がないかというもので質問しますので、そういうことでよろしく願います。吉の浦公園の屋宜の協同商会まで約1キロメートルが未整備です。ここを整備したら吉の浦公園、中城モールまで護岸がつながり、約6キロメートルの海岸道路ができ、一つの道ができます。道を整備したウォーキングコースやサイクリングコースが村民の歩く道になり、村民の健康づくりに役立ちますが、中城村として吉の浦公園から屋宜までの海岸を整備することは必要だと思っておりますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

護岸を整備すれば景観もよくなり、地域の方々のウォーキングコースとして利用でき健康増進が図られる面では、本当に必要だと思いません。先ほど答弁したとおり、整備の予定はない

そうです。今後、中部土木に要望をしていきたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ここを整備することによって吉の浦公園から中城村までの海岸道路が、自然と人間の調和がとれた空間が図られ、豊かな自然景観を活用したウォーキングやサイクリングができ、村民の健康づくりが図られ、村長の施政方針の住みよい村、住みつきたい村づくりになると思います。海は村民に快適な海洋空間を与え、村民みずから健康づくりに役立ち、5月4日の中城モール観光協会のイベントと、前中城議会議長の與那覇朝輝さんから吉の浦公園から屋宜未整備の海岸を整備したら、村民の健康に役立つからぜひ実現しろと言われました。海岸は県の管轄です。県の補助事業で実施します。そこで新垣光栄県議もそういった協力するというので、今後の護岸整備の件に関してはそれで私も光栄議員とその護岸整備をすることをやろうと思っています。それでこの吉の浦公園から屋宜までの海岸道路の整備をするためにこの課題を解決に向けて、県と村との連絡会議を光栄議員も一緒に混ぜて連絡会議を開催する考えはないでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 県のほうが現在、海岸を整備をする予定はないということであり、地域の方々、また、村、光栄議員も一緒になって要望し、その護岸整備が実現の方向性が出たときに連絡会議の設立は必要だと思います。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは次、(6)の吉の浦発電所周辺の護岸と排水路の環境対策について質問します。

排水路の件で、4月にヒューム管の土砂を取り除いたら、発電所の排水路の水は海に流れました。5月にはヒューム管の中にまた土砂が堆

積しています。ヒューム管の中に石や土砂がたまる原因は、海から石や砂が流れて、陸地はふえていますので、1カ月、2カ月はヒューム管に石や砂がたまり、排水路の水が流れない状況になります。排水路の環境が悪化します。この解決をするために排水路を埋めてこの一帯を緑地造成してグリーンベルトにしたら村民の憩いの場として、地域の活性化が図られます。排水路をグリーンベルトにするための課題は何がありますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 電力背後地の排水路は沖縄県の管轄であります。去年の5月18日に港湾課の班長と担当の方と協議をしました。11月6日に港湾課の與那覇課長と村長を交えて今後の整備方針ということで、協議をしました。村長のほうから中城村のほうに大きな負担がないように電力、県を交えて整備するように要望してあります。ことしの5月に担当の方が総合事務局と協議をした後に、今後、国、県を交えて協議していく方針であります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今の都計課長からありましたように県の土木建築部の参事 与那覇聡さんは中城村の登又の方です。それから海岸防災課の課長は新垣よしひでさん、久場の方が課長になった。このような感じで県の土木の建設部の管理職の方は中城村の方々です。そういった方々と調整をしながら、この護岸の解決策に向けて取り組んでください。

それから、次(7)自転車活用推進法概要について伺います。

自転車活用推進法では都道府県は市町村において、地方版自動車推進計画策定に努めるとあります。沖縄県では那覇市、名護市が自転車推進計画を策定しています。沖縄県では市町村の自転車ネットワーク計画策定の支援を行うことになっております。自転車通行区間においては、

ネットワーク計画に続けるとある。県の道路において、整備を行っていくとあります。今後とも市町村と連携をして自転車通行区間の整備に取り組むとあります。中城村も自転車活用推進計画を早急に定める必要があると思いますが、作成の状況はどのようになっていますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 中城村独自では作成は現在しておりません。サンライズ推進協議会の中で与那原町、西原町、中城村、北中城村、4町村でサンライズ自転車ルートを今年度から検討に入っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今の都計課長からありましたように東海岸地域サンライズ推進協議会が与那原町、西原町、中城村、北中城村、4町村の協議会があります。東海岸地域サンライズ推進協議会の中で、5月からサンライズ推進自転車ルート検討会議が開催されています。①自転車ルート検討会議のメンバーと各部会の構成はどのようになっていますか。②事業の目的はどのような目的か。③2019年度の実施内容はどのような内容で自転車のルート等をやる検討する予定でしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時56分）

~~~~~

再 開（10時56分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 幹事会のメンバーですけれども、各市町村の道路担当課、観光推進担当課でメンバーを構成しております。中城村のほうは都市建設課と産業振興課の担当が5月28日の会議に出席しております。目的としましては、自転車ルートを検討し新たな魅力として発信することで、交通環境の向上と4町村の地域貢献につながることを目的としております。

19年度の事業内容としましては、4町村の各担当が与那原町から北中城村まで各担当が自転車で調査をしながらコースを決定していくという事業となっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今の都計課長からの答弁がありましたように、その検討会議の中で自転車ルートの検討がなされていると思います。それで吉の浦公園の屋宜地区までの海岸道路を整備して、その自転車活用推進計画の中にそういった取り入れることも可能でしょうか。吉の浦公園の屋宜地区までの海岸道路を整備しての自転車活用推進計画の中に取り入れることは可能でしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 ルートの検討の中では道路整備をして新たなルートを選定することにはなっておりません。中城村と言えば潮垣線、土地改良道路、海岸沿いを活用してルートを検討していきます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 吉の浦公園から屋宜地区までの海岸を整備したら吉の浦公園から中城モールまでの海岸道路ができ、サイクリングやウォーキングをして村民の健康づくりの中、ここを整備したら吉の浦総合スポーツクラブの事業としてノルディックウォーキングのスポーツや交流大会など、それから海岸の道路を利用して、サイクリング教室やサイクリング交流事業などができ、村民の健康づくりが図れます。ここを整備することによって、中城モールの観光客の誘客の観光推進を図り、本村の強みを生かした観光推進に取り組む必要があります。中城城跡以外にも自然を活用した海。中城モールから吉の浦公園までサイクリングやウォーキングをしたら、さんさんと輝く太陽、エメラルドブルーの海。青い空、美しい自然の絶景は観光客の憩いの場になるでしょう。吉の浦公園から屋

宜までの護岸整備をすることによって、中城モールから吉の浦公園、ひいては西原町、与那原町、北中城村、それから4町村の海岸道路ができ、村民の健康づくり東海岸地域の観光推進が図れます。東海岸地域の活性化につながると思います。その他吉の浦公園から屋宜までの護岸をぜひ整備してください。そうすることが海岸を整備して村民の健康づくりと中城村の健康推進が図られる。海岸通りを整備していきましょう。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時01分）

~~~~~

再開（11時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは改めまして、こんにちは。まず最初に令和の時代が幕を開け1カ月と10日ほど過ぎました。何でもこの令和というのは人々が美しく心を寄せ合うという意味があるというふくせつの中の一説を最近聞きました。また今回は令和初の一般質問から義間課長が仲間入りをしまして、これまで見ている側が見られる側になっておりますが、きのうはまた議長からの呼びかけに「はい」という元気な声が聞こえてまいりまして、私も元気をいただきました。きょうは前向きな答弁をいただくと私、きょうもさらに元気になりますので、よろしく願いいたします。それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

大枠1. 街灯と公共施設のLED照明導入化について。実は私、毎週日曜日に地域の皆さんと防犯と健康づくりのために夜間パトロールをやっていて、そのときに区内をすごく明るく

なったねとか、あとは歴史の道を通るときもパトロールするときもあるので、そこから下地域を見て下地域がすごく明るくなったということで、地域の皆さんとお話をしながら通っております。防犯パトロールをしております。そういうことで村民を犯罪から未然に守り、安心・安全な街づくりのために防犯灯は大変、重要なものです。最近では電気料金の削減や地球温暖化防止対策として、LED化が増加しております。そこで伺います。①本村と自治会が維持管理する各街灯の設置数を伺います。②本村街灯のLED照明導入率を伺います。③村と全自治会が負担している街灯電気料金を伺います。④自治会負担の街灯電気料金を村が負担する考えはないか。⑤本村公共施設のLED照明導入状況を伺います。⑥ESCO（エネルギー・サービス・カンパニー）事業を活用する考えはないか。

大枠2. 有機フッ素化合物について。本村に水道水を供給する浄水場の一箇所である、北谷浄水場の水源から、人体に有害な影響が指摘されている有機フッ素化合物PFOSやPFOAが高濃度で検出されました。村民から健康への影響に関する不安の声が上がっています。そこで、村民の不安解消と安心安全な水道水について次のことを伺います。①北谷浄水場から供給されている、本村地区を伺います。②PFOS・PFOAによる健康被害を伺います。③県企業局より北谷浄水場の有機フッ素化合物検出についての説明と報告等はあったか伺います。

大枠3. 交番設置（防犯ボックス）について。去る、5月28日に神奈川県川崎市で通学途中の小学生を含む、19人が殺傷される痛ましい事件が発生し、2人の尊い命が奪われてしまいました。その方の御冥福をお祈りいたします。その同日、糸満市でも刃物を持った不審者情報があり、県民は不安と恐怖を感じたことでしょう。そこで伺います。①村民の安心・安全を守るための取り組みを伺います。②平成30年6月定例

会で質問しましたが、南上原地区に交番設置の考えはないか伺います。③千葉県で導入されている「防犯ボックス」を本村でも導入する考えはないか伺います。それでは答弁よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課と企画課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては上下水道課。大枠3番につきましては住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の大枠3番、交番設置「防犯ボックス」についてでございます。議員も今お話がありました川崎市での非常に痛ましい事件。子供たちが巻き込まれる事件、あるいは子供たちが巻き込まれる事故も含めて、最近の報道では大変心の痛い報道ばかりでございます。そういう意味では我々、行政といたしましても議員がおっしゃる安心安全という部分を重視した施策の取り組みが必要だと認識をしております。そういう意味では形として、交番設置なのか。あるいは議員御提言の防犯ボックスなのか、いろいろな形があると思っておりますけれども、安心・安全について、できる限り最大限の努力をしていきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 比嘉麻乃議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番の①中城村で管理している防犯灯は449機あります。自治会管理分については現在のところ把握できておりません。②平成29年度沖縄県安全対策事業で設置した中城村分は252機で56%の導入率であります。自治会管理については沖縄県安全対策事業で導入した162機と南上原土地区画整理事業で設置した165機、合

わせて327機となっております。③平成30年度村が負担した街灯の電気料は年間240万円となっております。自治会分については把握できておりません。④現在のところ村が自治会負担分の電気料を負担する予定はありません。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 本村、公共施設のLED照明の導入状況についてお答えいたします。

LED照明が導入されている施設は、護佐丸歴史資料図書館、クラブハウス、北浜地区の世代間交流・人材育成・防災避難施設、サンヒルズタウン地区の防災拠点・地域交流施設でございます。また、吉の浦会館につきましては、平成24年度の機能強化事業として、ホール部分についてLED照明を導入しております。さらに吉の浦公園の街灯、村立小中学校におきましても一部につきまして、LED照明を導入しております。

次に、ESCO事業の活用についてお答えいたします。地球温暖化問題等を背景に、企業の工場や事務所、病院、研究所等におきまして、省エネルギー化による光熱水費の削減や二酸化炭素排出量の削減等を目的に、ESCO事業導入の事例が見られます。本村におけるESCO事業導入につきましては、本村の施設規模や年間光熱水費の総額の関係から、現在のところ導入の検討は行っておりません。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それでは比嘉麻乃議員の大枠2の①から③の質問についてお答えいたします。

まず初めに①についてです。御存じのとおり中城村は水源がなく、沖縄県企業局より石川浄水場系と北谷浄水場系の2系統より水道水として受水しています。北谷浄水場系統については、上地区の登又、新垣、北上原、南上原の4地区になります。

次に、②についてです。有機フッ素化合物の

PFOS・PFOAの人の健康への影響についてはまだ研究段階で、発がん性や人への毒性についてはまだ結論が得られていません。日本国内には基準がなく、海外におきましてはアメリカ環境保護庁の水道の暫定健康勧告値として、77mg/L以下、イギリスにおきましては飲料水中最大許容濃度として1,000mg/L以下と設定されており、さらにWHOでは現在のところ設定はありません。また、2016年のアメリカ環境保護庁の生涯勧告値によると「体重10キログラムの子供が生涯にわたり毎日1リットルの水を摂取しても健康上感知できるようなリスクを生じない濃度」と設定しています。この時点でのアメリカの暫定勧告値としては200mg/L以下でした。現在、PFOS・PFOAについての健康被害等の報告はありません。

次に、③についてお答えいたします。企業局から受水団体への説明及び報告については5月31日に受けています。又、企業局では、水道水の安全性を確保するため、企業局水源及び浄水場におけるPFOS・PFOAの検出状況を調査し、その結果をホームページで公表しています。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠3、

①②③の質問についてお答えをいたします。

①について。「地域の安全は地域で守る」を合言葉に宜野湾警察署、宜野湾地区防犯協会、宜野湾市、中城村を初め、多くの関係機関・団体・事業者・地域住民が一体となって推進している「ちゅらさん運動」の事業を積極的に推進する取り組みをしております。②について。村としては、前課長から引き継いでおり答弁は重複しますが今後も継続して要請をしていきたいと考えております。

③について。②の答弁に関連しますが、村としては、平成21年から今まで、宜野湾警察署に設置要請を行ってきており、重複しますが②の

答弁どおり引き続き要請をして行きたいと考えており、「防犯ボックス」については、今のところ本村で導入する考えは持っておりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは順を追って、再質問をさせていただきます。

大枠1の①、維持管理する街灯の設置数はどういう質問に対しまして、村のほうでは449機。自治会のほうでは把握はできていないということなんですけれども、これはどのような調査を調べても把握は難しいのでしょうか。これをちょっと伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 各自治会で設置した街灯もありますので、全て把握はしておりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 できれば自治会の電気料金を聞くなり、把握はやろうと思えばできることだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。また後で教えてください。そうでないと前にどんどん進めなくなるのでよろしくお願いいたします。

村が設置しているのが449機。そしてLEDの導入率が56%ということがわかりました。地球温暖化が原因とみられる集中豪雨やまた洪水、猛暑といった異常気象が全国で多発しておりますが、その中でも本村においても大雨で土砂崩れなどが発生しました。温暖化の原因が二酸化炭素の排出だということはもうおわかりいただいていると思うんですけれども、その二酸化炭素を削減するためにはやはりLED導入が求められているということもおわかりいただいていると思います。そのことから村がLEDを導入しているのが56%。できれば自治会が設置しているものまでわかればよかったですけれども、その56%あるいは自治会が管理しているLED照明を100%、LED照明にする考えはないか

伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 村管理の分についてお答えしたいと思います。

LEDを設置する場合は1機当たり多額な経費がかかります。そのために一気に全部交換は難しいと考えております。村管理の街灯について修理が必要なものについては、その都度、LEDに変更していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 確かにこのLEDに変えるのはすごく多額ということはわかっています。一気にするというのは難しいのであれば、今の時点で導入のスケジュール。ことしは何機やろう。来年は何機やろうというスケジュールとかを立てているのか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 どの地域、どの場所での交換というスケジュールは立てておりません。維持管理の予算の範囲内で故障した場合にその都度、変更している状況であります。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 わかりました。LED照明の大きな特徴。いわゆるメリットは電気料がやはり安い。それと寿命が長い。そのために経済的で交換する手間も少なくなるというのがメリットだと思います。寿命は白熱電球の約40倍あるそうなんです。具体的な数字でいいますと白熱電球が約1,000時間に対しまして、LEDの照明は約4万時間と言われております。また1時間の電気料が白熱電球が1日30円かかるとしたら、LED照明はその6分の1の5円と、家庭ならLEDに変えた場合には9カ月でもとが取れますし、街灯でしたら3年から5年ぐらいではもとが取れると言われております。このLED照明に一括交付金が活用できるということをちょっと聞いたことがあるんですけども、この一括交付金の活用の件に関して、県に問い

合わせ、あるいは県にお願いしたことはあるかどうか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 一括交付金を利用して取りかえができるというのは初めて聞きました。県のほうに問い合わせは現在行っておりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 一括交付金の補助メニューの内容としましては、地球温暖化対策を目的としまして街灯ですとか、公共施設へのLED照明導入事業なんだそうです。実際に活用している自治体もあるということなので、ぜひ県に問い合わせをして、多額の料金がかかるとおっしゃっていただきましたので、こういったことを活用してどんどんいろいろ調べていくと単費でそんなに出さなくてもいい方法もあると思いますので、よろしく願いいたします。

では③の村の街灯電気料金を伺いましたら240万円ということで、自治会のほうも本当は聞きたかったんですけども、それは把握できていないということだったので、このLEDに変えたときの電気料金の試算とか、差額とか、自治会はもういいです。村の240万円、自治会のものは把握できていないということだったので、村の240万円の電気料金の全てLEDに変えた場合の電気料金の試算とその差額がわかりましたら教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 電気料金の明細書でLEDは約200円程度であります。それ以外の街灯につきましては800円から1,300円の支払いをしているので、全てLEDに変えた場合には110万円の削減で、年間130万円ぐらいになるだろうと試算しております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 そうするとやはり電気料金は半額以下になるLEDに全て変えると電

気料金が半額になるということなんですよね。それに浦添市のほうでは試算を平成26年に出しております、街灯電気料金の総額が1,420万円、これが電気料金です。それをLEDに変えた場合の試算は1,420万円が470万円になるんですよ。その差額というのが950万円の電気料金が浮くということになるわけなんです。この白熱電球や蛍光灯をLEDに変えただけで財政的にも効果があるわけなんです。家庭でもいろいろな財政が厳しいとかであれば、私たち家庭でしたら何を削減するかといえば、やはり電気料金とか、電気を小まめに変えたりとか、あとはLEDに変えたりとかする工夫をします。それは村も行政も同じことだと思うので、できることをどういった方法でできるだけお金をかけないように一括交付金にするのか、またこれから言いますけれども、ESCOにするのかということをしつかりと考えていただきたいなと思います。

街灯電気料金を村が負担する考えはないかという質問をしましたがけれども、はっきりないと答えました。南上原の話だけでいいましたら南上原自治会は加入率が14%と低いのは皆さんおわかりだと思います。村からのこの自治会の活動というのは村からの補助金ですとか、自治会の加入の加入費。そして寄附金などで賄っております。区民からいただいた実は自治会費の約3分の1が光熱費となって消えていくんです。そもそも村の自治会の加入率が44%ぐらいだったと思います。あと南上原は14%、そもそもこの加入者で街灯代を支払うのもおかしな話ではないのかなと思います。実際に地域のほうでも、この自治会費から電気料金が払われているとは思わなかったという方も中にはいらっしゃるんです。やはり実際に補助しているところはあるかと私、調べましたらありました。那覇市のほうではLEDでしたら90%から100%を市が補助します。自治会が負担している電気料金は。

浦添市のほうでは80%。県外のほうでも90%を負担しているというところがあるんです。そこで村長に質問ではなく、村長にお願いがあります。自治会活動の充実とそして何よりも自治会を加入している人もしていない人も誰もが村民みんなが平等で安心、安全な生活を送れるように自治会負担している街灯の電気料金を村が負担していただけないか、再度、村長に伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時37分）

~~~~~

再 開（11時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

この件につきましては、実は数年前から何とかできないものかということの大きな検討すべき問題だとは認識をしております。まだ結論が出せませんが、やはり財政的な部分、そして自治会の支援全体で考えたときの部分、いくなればこの電気料金の負担だけに特化するのではなくて、いろいろなほかの支援も含めた形でバランスよくやれているのかどうかも含めて、ちょっとわかりづらいかもかもしれませんが、私が言いたいのは、大きく検討をしている。現在、検討もしている。もうそろそろ結論も出さなくてはいけない時期に来ているというのは、ここで答弁したいと思います。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 どうしてもこの電気代だけに会費を使ってしまいましたら自治会の活動ができなくなったり、あるいはもしかするともう自治会費を上げないといけないという場合も出て、これはもう本当に避けるべきだと思うんですけども、やはり平等性です。自治会に加入している人だけが、この電気料金を払うというのは違うと思うんです。ですから村民、皆さんのほうからお預かりしている税金でもって

お支払いするのも強く願いたいと思います。ぜひ、前向きに検討して、そして一歩踏み出していただいて、皆さん結論をよろしく願います。

では次に⑤です。村内公共施設のLED照明導入状況ということで、図書館、クラブハウス、北浜サンヒルズなど、あとは吉の浦公園のホール、街灯、小中学校の一部の電気にLEDが使われているということなんですけれども、LED導入はやはり先ほどからお話ししているように街灯だけに限らず、村全体の公共施設を精査する必要はあると私は思っております。そこで⑤の再質問になりますが、お話がありましたように図書館と新庁舎もLED照明だと考えられますけれども、それ以外の公共施設。例えば学校の全体の照明ですとか、吉の浦はホールだけということなんです、体育館だとか、周辺の街灯などを全て一つにしまして、全施設などの今後のLEDの照明導入の計画はあるか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村におきましても、光熱水費等の削減につきましては、常に意識しなければならないことから執務室等の照明について、LED化を推進しているところでございます。導入計画書としては策定しておりませんが、照明器具の切りかえを行う場合におきまして、LED照明を導入しており、今後につきましても継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは策定ないことで、でも一つ一つ切りかえていくということは、とても素晴らしいことだと思いますので、引き続き一つでも毎年多くのLED導入化をしていただきたいと思います。

では⑥ESCO事業についてなんですけれども、初めてESCO事業を耳にした議員や課長

の皆さんいらっしゃるかと思いますので、もう少し詳しく、このESCO事業とESCO事業のメリットのお話をお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

ESCO事業は光熱水費の使用状況の分析、改善、設備の導入といった初期投資から設備運用の指導、装置類の保守管理など、導入事業者の光熱水費削減に必要とされる部分を実施しまして、経費削減実績から一部を委託料としてお支払いする制度でございます。ESCO事業のメリットとしましては、全ての費用を省エネルギー改修で実現する光熱水費の削減分で賄うことを基本としております。導入事業者に新たな費用負担が発生しない、そういうところがメリットとされています。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 そうですね、ESCO事業は省エネルギーの診断ですとか、計画、立案、提案、設備の導入や改修、メンテナンス、最終的には省エネ効果の確認までトータル的に削減されるということで、事業費の全ての費用は削減分から一部を支払うということで、つまり電気料金が100万円かかっていたら、このLEDに変えて80万円削減されて20万円残ったとします。その20万円のうちから、この事業費というのが払うので、村から最初の初期費用はゼロ。ですから村からの持ち出しはないということで、御理解いただきたいと思います。

さらにこの契約時間、例えば契約の期間が10年ありましたら、10年もう過ぎたらこの一部の報酬も支払うことなく、もう全てが村の利益に変わっていくので、とても素晴らしい事業だと思いますので、先ほど課長のほうからは検討はなし。総額のこの施設はたくさんのお金がかかることがないので、検討していないということなんですけれども、全て、吉の浦体育館ですとか、あとは陸上競技場、そして街灯とかを全部

一括でこのE S C O事業ができないかというのを相談するなり、あるいは地球温暖化防止策としてやっているの、いろいろな相談を聞いてくれるのではないかなと思います。実際に、防犯灯だけでE S C O事業を行っているところがありました。新潟県の燕市というところではE S C O事業で防犯灯、LEDに変えているので、これは村の大きな経費削減になることなので、簡単にあきらめずとことん調査して取り組んで財政をよくしていただきたいと思います。そこでまた環境にもやさしい中城村になりますので、よろしく願いいたします。

県内でいいますと、県庁や県議会等、あとは看護大学でE S C O事業実施をしております。実際に平成29年度の削減実績が県庁が削減分だけで4,126万9,000円です。県議棟で1,164万5,000円、あとは看護大学で810万円と実績があります。そのほか、たしかうるま市とか、浦添市でも実施していると聞いているので、これもまた調べるといいかなと思います。村のほうでもE S C O事業がよいのか。あるいは一括交付金がよいのか、検討し地球温暖化対策と経費削減に取り組んでいただきたいと思います。そして、しつこいかと思いますけれども自治会負担の街灯電気料金を村が負担するように一日も早くよろしく願いいたします。

それでは次の大枠2の有機フッ素化合物について再質問いたします。

北谷浄水場から供給している地区が北上原、新垣、登又、南上原ということなんですけれども、それは高台地域です。あと下地域は石川浄水場でよろしかったですか。石川浄水場からは有機フッ素化合物は検出されていないのか伺います。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

ごく微量ではあるんですけども、企業局の資料によると、平成28年度、平成29年度に検出

されています。ちなみに2ナノグラムパーリットルになります。平成30年度におきましては、検出はされておられません。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 わかりました。平成28年度、平成29年度は検出され、平成30年度はされていないということで、少しは安心はしております。やはりこれだけ沖縄の特に中部は基地が集中しているので、いろいろな調査も必要かなとは思いますが。また今回、北谷浄水場が供給している那覇市都心公園と、名護の浄水場から供給されている名護市久志とを比べますと、那覇の新都心の公園が100倍の有機フッ素化合物が検出されたという新聞で見ました。この本村の上地区にも南上原には7つの街区公園ですとか、または登又には県営中城公園がありますが、その公園の水飲み場の水道水は安全なのでしょう、伺います。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

水道水は企業局より100%受水しています。企業局では水道法4条に基づき、水質検査を行っています。北谷浄水場の浄水のPFOSとPFOAの合計値は直近の平成30年度におきまして、29ナノグラムパーリットルと、生涯健康勧告値であるアメリカが定めている77ナノグラムパーリットル以下の低い値であり、安全なレベルに低減されていることを確認しています。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 やはり新都心のほうではすごい高い。名護市の100倍のフッ素化合物が検出されておりますので、心配になって上の地域の公園はやはり子供たちが直接口にするものなので質問いたしました。

健康被害のほうに移ります。PFOS・PFOAによる健康被害をとということをお伺いしましたけれども、結論は今はないということなん

ですが、よく新聞とか調べてみましたらP F O S ・ P F O Aによる健康被害としまして、妊娠期の胎児や乳児への影響として低体重あるいは思春期早発、骨格変異があり、そのほか腎臓がんですとか、肝臓や免疫への影響。コレステロールの増加などの影響が挙げられております。これだけ多くの健康被害が新聞など、レポートなどで挙げられていると、とてもやはり不安を感じてしまうわけなんです、そこでちょっと提案したいのですが、住民健診の血液検査の項目の中に有機フッ素化合物の血中濃度の検査を実施することを検討してみたいか、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時52分）

~~~~~

再 開（11時52分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲村盛和。

○健康保険課長 仲村盛和 お答えいたします。

現在、住民健診で行っている血液検査の項目は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施しておりますので、検査項目をふやそうという考えはございません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 項目をふやすことは今考えていないということなんです、実際に宜野湾市は普天間飛行場から西側から高濃度の化合物が検出されまして、その西側にある大山地域の住民を対象に血液検査をしましたところ、有害の物質のPFHxSが全国平均の約53倍。そして発がん性のあると言われているPFOSが4倍。PFOAが2.2倍という、この高さの血中濃度の検査結果が出ているんです。これは恐らく普天間飛行場で以前使用されていた泡消火剤の成分が地下水を通り、宜野湾市の上から下の地域へと流れ込んだ。または普天間周辺には水を通しやすい琉球石灰岩が広がっているた

め、地下に蓄えていた湧水が出てきているということも推測がされております。大山地域といえば普天間地域の西側なんですけれども、では普天間地域の東側といえば中城村のほうになるのではないかなと思うんです。北上原、南上原になると思うんですけれども、地下水が流れていないかなとやはり心配になります。西側に流れているなら東側にも流れているのではないかなと思って心配になるんですが、その中城村の普天間飛行場から東側の調査も必要ではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時54分）

~~~~~

再 開（11時56分）

○議長 新垣博正 再開します。

上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

上下水道課としましては、水道の水質検査になるのですが、井戸水、河川水に関しては関係3課にまかしますので、その辺については役場内で検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひ本村も近くには基地がありますので、本村の井戸水も調査をしていただきたいと思っております。

現在、本村のごみ処理施設の話になります。青葉苑では米軍基地の一般ごみを受け入れておりますけれども、この青葉苑受け入れ以前は沖縄市の倉敷環境で焼却されていたと思っております。その倉敷環境で去年、2018年に実施した地下水調査でアメリカの健康勧告値の37倍という高濃度の有機フッ素化合物が検出されました。私はこの新聞を見てすごくびっくりはしたんですけども、この青葉苑は今後、安全と言えるのでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問

にお答えをいたします。

ごみ処理場青葉苑は安全かについては去る3月まで5年間清掃事務組合で施設の運転管理に携わった立場で答弁させていただきます。御存じのとおり青葉苑では両村の管内処理区域より排出される一般廃棄物、米軍ごみについては可燃ごみのみだけのみを預かっております。米軍ごみについては県内の民間業者において収集・運搬・廃棄物の適正な分別が徹底されており、安全と確認をしております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 力強く安全だとおっしゃっていましたがけれども、PFOS・PFOAは基地内で多く販売されているピザの箱ですとか、あるいはフォーストフードの包み紙、あとポップコーンの箱とかからもそれが原因だとも言われているので、私は今後、青葉苑は安心なのかな。もちろん日本人もそれは箱とかは捨てていますけれども、それ以上にまた基地内のほうではファーストフードを多く使われているのかなと思います。やはりこれも日がたつと心配になるので、青葉苑のほうも検査を県に要請していただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では大枠3は次にしたいと思います。大枠2の③企業局より有機フッ素化合物について、どのような報告があったかという質問に対しまして、いろいろな報告が5月31日に報告があったということなのですが、私が調べましたところ県企業局はアメリカの環境保護庁が設定した飲料水の生涯健康勧告値、つまり人が生涯にわたって飲用しても問題がないとされている1リットル当たり77ナノグラムパーリットルより低い37ナノグラムパーリットルであるため水道水を飲んでも健康上の問題はないと説明があったと思うんです。でも果たして健康勧告値の77ナノグラムパーリットルも本当に安全値なのかというのもやはり疑問だと思います。国内法で

は水道水の有機フッ素化合物の基準値はまだ定められておりませんし、北谷浄水場は活性炭素フィルター処理を行っているといいますが、浄水場の水源となっている比謝川ですとか、あとは嘉手納大工廻川でPFOS・PFOAがアメリカ国内の基準を超える高い数値で検出されている限り安心とは言えないと思います。今朝の新聞の中でなんですけれども、北谷町の浄水場のダムですとか、あとは川からの水はこのフィルターです。2016年1億7,000万円をかけてフィルターを設置したと聞いているんですけども、そのフィルターを通っているそうなんですけど、実際に井戸の水は高濃度が検出された井戸水からの水は、フィルターを通過していないということを見ましたので、これもやはり心配になりました。要は私たちの命を支えてくれるはずの大切な水が健康の悪影響を及ぼしているということで、玉城デニー県知事も今後、国に基地の立ち入り検査ですとか、そういった要望をしてくれるということなんですけど、ぜひこの地元である中城村を初め、7市町村が結集をし、1日も早く情報収集をして抜本的な解決に向けて取り組んでいただければと思います。

今回、大枠3がちょっとできなかったんですけども、交番につきましては、また次の議会にやりますので、できるだけそのときにはもっと進んだ交番のお話を聞きたいと思っておりますので、3カ月でいろいろと進めていただきたいと思います。以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（12時03分）

~~~~~

再 開（12時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時03分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 皆さん、こんにちは。お昼の後、眠たかろうと思えますけれども、一般質問を行います。12番、金城 章です。大枠1. 新庁舎建設についてであります。①新庁舎建設の進捗状況はどうか。②公用車の屋根付き車庫は検討したか。この件に2番、3番、4番は3月議会に取り上げたものでありますので、ぜひ検討したかどうかお答えください。③公用車の管理はどのように行っているか。これは各課ごとの車両があるかと思いますが、どのように管理しているのかどうかです。④職員駐車場の場所の検討は行ったか。⑤新庁舎周辺の土地利用計画と開発はどう考えているか。

大枠2. 東西道路についてであります。これも今までずっと取り上げてきていますが、東西道路の県との協議の進捗状況はどうか。村当局はどのような考えが変わったかどうかです。

大枠3. 公園管理についてであります。①各公園の管理体制はどのように取り組んでいるか。②遊具の安全管理の取り組みはどう行っているか。③除草作業は年何回ぐらい行っているか。これも除草作業もどう取り組んでいるか。お答えできればと思います。

大枠4. 吉の浦公園整備についてであります。①吉の浦公園の整備計画の進捗はどうか。今回の議会で野球場の整備の予算も出ましたけれども、その件について、ぜひお答えください。以上です。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課と総務課のほうでお答えをいたします。大枠2番、大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。大枠4番につきましては教育委員会で答弁をいたします。

私のほうでは教育委員会で詳細を答えていただきますけれども、吉の浦公園整備について、きのうも御質問や質疑の中でも本議会でもお答えをいたしておりますけれども、吉の浦公園整備全体で考えていろいろ計画がございますけれども、基本的には高率補助を取れた部分と言いますか、高率補助が対象になる部分を優先的にできればやっていければなど思っております。もちろん教育委員会との協議を重ねてのことではございますけれども、今回の野球場の芝についてもそういうことでの優先して補助の確定ができたがゆえに優先してやったこととございますので、そういう常に高率補助を意識しながら展開していければいいなど思っております。後ほどまた教育委員会のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。大枠4の①この件については、先ほどの新垣貞則議員の答弁と重複する部分もありますけれども、この吉の浦公園の整備計画については、住民の意見や各団体の意見、そして専門家のアドバイス等を受けて優先順位等を決めて、この計画を作成しております。ですから基本的には公園整備基本計画のもとで整備を進めていくという考え方で。詳細については生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 金城 章議員の御質問にお答えします。

大枠1番の①前年度までに杭工事を完了しました。本体工事を今年度中に完成予定であります。今後、外構工事を発注し令和2年の完了を

目指して進めています。

⑤新庁舎周辺の土地利用計画については、豊かな暮らしサービス拠点として位置づけております。今後村民の利便性を高める村のタウンセンター地区ゾーンの拠点形成を検討していく予定であります。

大枠の2. 昨年度の検討委員会において、宜野湾横断道路東側区間の概略ルートが承認されました。具体的なルート決定に向けて、今年度から道路予備設計に着手するという報告を受けております。

大枠3の①公園の維持管理については、各自治会と管理委託契約を結んでおります。施設の修繕以外の維持管理や利用については、自治会にお願いをしています。日ごろから地域で草刈りや清掃管理をしていただき感謝しております。しかし、南上原地区につきましては、糸蒲公園を除き全部で7つの街区公園がありますが、そのうち4つの公園につきましては役場で対応しているところであります。

②遊具の安全管理については、平成25年度に公園施設長寿命化計画の策定を行い、施設の健全度判定を行っております。この計画を参考に、年1回点検を行い、不具合があれば処置を行っております。

③除草作業は年5回程度、平均的に行っております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 公用車駐車場についてお答えいたします。

屋根のついている駐車スペースは、思いやり駐車場として体が不自由な方などへのスペースと、村長車及び議長専用車のスペース等の7台分。また、コミュニティバス等の大型車専用のスペース4台分となっております。前回3月定例会の一般質問におきまして答弁がありましたように、屋根付きの公用車駐車場の設置は当初から予定はしておりません。また、その後にお

きましても、検討はしておりません。

次に、公用車の管理についてお答えいたします。公用車は、補助金等の特定財源を活用した車両以外は、総務課で一括して管理しております。登録、車検等の定期点検、廃車、自動車損害保険の手続き等について管理をしております。

次に、職員駐車場についてお答えいたします。新庁舎建設に伴い、新たな職員駐車場を整備する予定はございません。従いまして、3月定例会での一般質問以降、場所等の検討は行っておりません。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 金城 章議員、御質問の大枠4についてです。吉の浦公園の整備計画の進捗についてお答えいたします。

平成29年度に本整備基本計画が策定されまして、平成30年度までに整備された施設は、体育館のシャワー及びトレーニング室の備品、そして公園内の照明等が改修されております。令和元年度におきましては、吉の浦会館のトイレ増改築及びテニスコートの改修を実施してまいります。あとは野球場の件でございますが、予算の審議のほうから人工芝等の今回の設計費を可決させていただき感謝いたします。整備計画の中では野球場の全体的にはグラウンドを含めた照明、ベンチの設置や管理棟や音響設備等の整備計画をしておりまして、計画の中では野球場に関してはトータルが3億3,500万円という計画の中には概算的には入っております。そのうちで先ほど村長からもございました高率補助のできる部分からまず優先順位をつけてやっていくという中で野球場の中でもまずはグラウンドからだろうということで、今回野球場の人工芝の整備をする方向で進めてまいります。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは順を追って再質問させていただきます。

今現在、新庁舎建設、先週大雨もありましたけれども、問題があったかだけ…。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 大雨に関して特に問題はありませんでした。最初は着工が少しおくれましたが、工程的には順調であります。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 先週、相当の大雨でした。各地域で冠水してしまっていて、この庁舎周辺が農道ですか、そこも水でいっぱいになったと思います。そういう原因もまた安全管理等、排水等はぜひ指示していただきたいと思います。それとこの新庁舎建設ですが、変更の事項はまたこれまでにあったかどうか。これから図面等の変更があるかどうかだけ、確認だけ…。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 杭工事も完了し抗長の変更もありませんでした。磁気探査については異常点が多く、増額変更はありました。現在、府版のコンクリート打設の準備はしておりますが、大きな変更はございません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひいい庁舎をつくるように現場も踏んでいただきたいと思います。

続いて、公用車の屋根付き駐車場の検討はしていないという答弁ですけれども、3月議会にも話しましたがけれども、この入札残でどうか公用車の屋根付きを望んでいますけれども、私は、車検とかそういうものの管理は行ったという話ですけれども、洗車とかはどうしているんですか。各公用車ですが、今公用車を見ますと新しい公用車はもうびかびかしているのは目に見えるんですけれども、やはり古いのよりは新しいのがよくて、そのまま野ざらしで要するにやっている公用車ですので、そのもち具合は全然違うと思うんですけれども、それをどう考えていますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

公用車の清掃につきましては、日時を決めて定期的に行っているということではございませんが、車両の汚れ具合を見まして職員がみずから判断し、清掃を行っているものと認識しております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これは誰がやると決められていなくて、もう使う職員が担当してやっていたらいい。洗車とか、ワックスがけとか、そういうのはどうでしょうか。使う人がその車に愛着がある人だけが要するに行っているのか。月に何度か、清掃とかをそういうのを決めてやっているのかどうか。特に沖縄ではやはり車の板金が傷んでくると車庫に入っていると、野ざらしで管理するのは耐用年数が違ってくる。それでこの屋根付きの公用車スペースをぜひ今の段階で入札残も出ましたし、その場で検討してはどうかということで私は言っています。これは定期的に職員の皆さんで見回りしてやっていけば、たまたまもっと長持ちするんだろうと思いますけれども、屋根付きになるともっと長持ちします。公用車もやはり予算から出ますので、ぜひそういうのを考えていただきたいなと思っておりますが、村長どうですか。お答えは。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

御指摘のとおりしっかり管理をすれば車両が長持ちするというには間違いのないものだと考えております。指摘がありますように日にちを決めて、どここの何課の誰々がということで車両の清掃を行っておりますので、今回のこのような指摘を受けまして職員が定期的に清掃をできるような、そういう環境をつくっていきたいと考えております。

また屋根付き駐車場につきましては、確かに入札残はございますが、今、金城議員が提案を

されている屋根付きの駐車場につきましては、概算建築費で2億円程度かかるという情報を得ております。そうなってくると入札残のみで賄える金額ではございませんので、現在のところは検討しておりません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この今の駐車場は全部要するに屋根付きにしてほしいというのではなくて、60台分の公用車の分だけ、要するに3分の1ぐらいになりますか。そこでその予算に伴うと感じていますが、そこはぜひもう一度検討してください。庁舎建設の前でまた改めて9月にもやりますので、ぜひそのときには予算をちょっと出してきますので、私も…。

先ほどの公用車の管理です。別に私は職員に負担をかけようとは思っていません。ただ先ほどの話では車の板金の長持ち。そこをするためにぜひとも屋根付きで。屋根付きでしたらまた上も駐車場として使えると。それでそういうのもつくったほうがいいのではないかなという提案です。この現庁舎を見ましても、なかなか議会棟も、委員会室が電気もつかないという状況で、そういうのを使っていくのではなくて、長持ちさせる方法で、今まで予算を組んだうちでそういうのをつくってもらわないと、まだこの公用車の屋根付き駐車場を今で検討をしないと、将来的にまた絶対にだめではないかなと思います。現庁舎も何十年もつくるつくるとしてつくらなかったのは一緒だと考えておりますので、ぜひこれは検討をしてください。また9月議会にもう一度また同じ質問をします。職員駐車場の検討はしていないということですから、もうそこはまた新たに職員と執行部の課長の皆さんと話し合っ、ぜひ職員がちゃんと車を駐車できるところを確保しないといけないですので、そこもぜひ検討してください。私はこの屋根付き駐車場の上のほうに職員の駐車場ができればなと思っていました。そうしたら料金も取っ

て、設備を投資した分、料金も取りながら駐車場も近いということのできるのかなと思っていましたけれども、これはまた改めて考えてください。

先ほどのもう一度確認…。⑤の課長、この周辺の名称をちょっと聞き忘れたんですけれども、もう一度だけ…。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 都市計画マスタープランでも。タウンセンター地区の拠点という形で位置づけをしております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この役場周辺の土地利用計画ですが、そこをどのようにして計画を進めていくのか。ちょっと調べていましたら中城村の景観条例にもその土地利用の詳細はあまりなくて、私は以前から緑地をふやしなさいということをよく提案するんですけれども、そこをタウンゾーンですか、そこでやるときに今土地改良の広い土地がいっぱいありますので、その利用度を区分、面積も区分しながら要するに家屋がつくれると。その一部分は半永久的な緑地対応を設定しないといけない条例とか、これができるかをどうか検討して、ぜひ進めてください。ぜひこの景観条例を調べても、屋上とか壁面とかいろいろあるんですけれども、そういう敷地内の植樹も計画法の4条のほうに少しはあるんですけれども、ちゃんとした植樹をなさいという条例がまだ設定できないと。それができるかだけ、そうしたら確認を…。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 都市計画マスタープランではタウンセンター地区として位置づけはしてありました。議員がおっしゃったように土地改良、農振農用地も多く。また海拔が低いための津波の災害の対策も必要となることから、今後また検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 景観条例のアドバイザーがいっぱいいますよね。その人ともう一人ということですが、どの方なのかちょっとわかりませんが、ぜひこれからの土地利用、南上原もそうですけれども、南上原が自分の土地の要するに住宅地区に緑地が少ないと感じるんです。ぜひタウンセンターの位置づけとしてはもっと緑をふやす計画をぜひやっていただきたい。ほとんど道路沿いに庭を設定しますけれども、この庭をつくった場合に将来的にやはり子供がふえたりなんやしたり、そこをまた開発をして駐車場にしたり、いろいろな整備をするんです。それをできないような条例とか、緑地をいかに残すかのタウンセンターづくり、道路沿いに各家庭に入る前に緑がいっぱいあると、そういう条例的なもので、要するこのタウンセンターづくりを緑がいっぱいになるような地域づくりを、ぜひ考えていただきたいなと思います。これは今、広域の問題で進んでいますけれども、広域を開発すればどんな建物でもつくれるようになりますけれども、この用途地域設定とか、いろいろな条例があります。そこでぜひこの検討ができないかどうかは確認してやっていただけないかなど。今南上原もすごい土地区画整理していいまちになりましたけれども、ああいうコンクリートだけのまちではなくて、もっと緑地をふやす中城村の良さが生きる、このタウンセンターにぜひ考えていただければと思います。その件をもう一度だけ…。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 まちづくりの手法として区画整理事業があります。区画整理事業に関しましては、海拔が低いということで懸念材料があります。地区計画を導入してまちづくりをするためには、県の地区計画のハードルが高いということで、8月から地域区分制度検討協議会が発足します。その中で那覇広域の市町村で地区計画のハードルを下げるように要望し

ていますので、そういう手法も取り入れて、緑があるまちづくりが検討できないか考えていきたいと思えます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 南上原みたいに区画整理ではなくて、これからまた新たに始まるタウンセンター街ですか、そこを先ほど話したように緑いっぱいにするような計画を立てていただきたいと思っております。これが今、タウンセンターゾーンは地域は、安里中央から当間の旧道路のどの辺まで要するに拡張する予定なのか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 マスタープランでの位置づけでありまして、範囲についてはまた農振農用地がたくさんありますので、まだ検討はしていません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 当間の旧道路の路線名をちょっと忘れていたんですけれども、今の新しい庁舎前の道路ではなくて、旧道路まで拡張する予定が、あの辺は土地区画改良もあまりしていない土地が多いんですけれども…。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時57分）

~~~~~

再 開（13時58分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 当間中線のことだと思いますが、その区域まで取り入れるかどうかは今後の検討になると思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ当間前原線の安里中央でではまだ小さいと思って、その中線まで、今の答弁のあった当間中線までのこのタウンセンターはつくとしないと、それだけの中城村の発展のために役場を中心にいろいろな村づ

くりをやらないといけません。そこまではぜひ延ばして、よく考えて進めていただければ、またこの地域がまた盛り上がると思いますので、ぜひ計画的にやっていただきたいと。

先ほどの緑地の件も一緒ですけれども、この景観法でも壁面とか、壁面の緑化、屋上の緑化とか当たり前にうたっております。しかし、これも南上原を設定したときに、このつくられたものもありますけれども、これが生かされていないと思っています。その地区の設定は今整理が始まる前に土地改良区、先ほど話しましたように土地改良区の面積が広いところなんです。区画、もし分筆計画があるときには平米を定めていただいて、それ以内にやって、その分で、今植樹帯を優良田園住宅みたいな田園住宅の設定でいいから植樹帯をぜひ定めていただきたい。そうしないとコンクリートだけの村になってしまったら、中城村の魅力はなくなる。確実に道路沿いに植樹帯の何平米以上はもう敷地の何分の1は設けないといけないと、そういうことをぜひ考えていただけないかなと思っています。また、次にまたこの関連の質問をしますので、

次に移ります。大卒2番、東西道路についてであります。概略でほとんど決まっている話をしますけれども、これがちょっと別からの情報で話しますけれども、西原バイパスの接続で以前から東西道路は国とか県の予定では西原のバイパスを考えて、それに接続するような東西道路が設定されていたんじゃないかなと。西原バイパスの継続して東西を58号まで結ぶと、その計画で立てられていたのかどうか。私が望んでいる東西道路というのは、この新庁舎の近くにならなくてもこの東西道路を持ってきていただかないと、上地区と下地区の結びがスムーズにいかないのではないかと、それで東西道路をよく取り上げておりますけれども、その新庁舎の近くに来る予定が村としては推しているのかどうかだけ、もう一度確認します。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時02分）

~~~~~

再 開（14時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 前年度の検討委員の幹事会がありました。その中で北側向けルート、東側向けルート、南向けルートの提案がありました。検討委員会の中では村として役場庁舎のほうへ向けてほしいという要望しました。4回の検討委員会、幹事会の結果を踏まえ、広域性、住環境、景観性、経済性の観点から、ルートは南側の方向へと決定しました。線形については、これから予備設計を実施し線形が決定いたします。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この南側ルートをきのうの外間博則議員の回答に村長が答弁しました南側ルートに決まりそうだということ。答弁しておりますけれども、しかし、この南側ルート、これだけで本当に西原バイパスの解消だけいいのかどうか。中城村としては本当にこれでいいのか。村長、一つだけ答弁。西原バイパスの追加通路の車解消だけの要するにルートだけでいいのかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

まずきのう私が答弁したのは、西原延伸バイパス、329号バイパスのルートが今年度で決まるという話はさせていただきましたけれども、今南側ルートという部分では答弁していないと思いますが、そこら辺はちょっと後で確認していただきたいなと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時05分）

~~~~~

再 開（14時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今理解いたしました。東西道路につきましては、第1希望はもう北側です。その北側というのは、役場側にいざないたいというのがまず第一でございましたので、今回、南側ルートの方に、これは財政的な部分だと思わすけれども、そこら辺の調査が今行おうということになっているらしいんですが、今後でもできる限り一番はもちろん東西道路がうちの329号に降りてくるのがまず第一ではありますけれども、できるだけ中城村の希望に沿うような形で、今後またしっかり副村長を交えてそれを要請したり、あるいは希望を押し通すなり、相談でき得る限りの努力はしてみたいなと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、奥間から南に上がる道路が一つあります。そうしたら南側は和宇慶地区、津覇地区からなると思っています。そこにした場合、どうしても南側だけで処理して、この北側ルートの役場周辺にまだ届かないと、私がよく若南線につなぐのはちょうど北上原の若南線も上地区の中心、役場もちょうど下地区の中心、これからまた上地区の北上原、登又、新垣の開発が進んでいくとその道路はどうしても必要ではないかなと私は思います。ちょうど下地区も中心だと。はしご道路にもなるかもしれませんが、それでその提案を私はしていません。南側に向けて、今先ほど話した西原バイパスのただの車解消の道路にならないかなと一番懸念しております。これはまだ調査段階ですので、県に求めて、県道29号線から国道につなぐ、329号からつなぐ路線もつくるんでしたら南側でいいですよということでも決定で。この今南側でつくってしまったらこれで終わりかなと一番思っています。東西道路が。私が言っている若南線の抜ける329号につなぐ一番高低差の少

ないところにつなぐのもこれから検討できないのかなと思います。この道路建設は大分子算がかかりますので、ほぼできないのかなと思います。その庁舎の近くにどうしても上地区とつなぐ一つの道路は必要だと。将来的にそう考えておりますので、ぜひこれは村長、副村長、また都建課長も皆さんで検討をなさって、ぜひこれも頭に入れていただきたいと思います。

それでは次、3番の公園管理についてです。今この公園条例の中で、確認ですけれども公園は28カ所で合っていますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 吉の浦公園を初め全部で28カ所であります。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この中でほとんどが今先ほどの課長の答弁でしたら各自治会が賄っていると。それで南の4カ所だけは都建課、維持管理課で行っている。この4カ所もどうか自治会管理とか、周辺管理は進められないものかと思っております。この維持管理は各自治会のお願いしながら、これは維持管理費も要するに各自治会で自治会に負担補助をしています。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 通常の草刈り等の維持管理は自治会に任せております。街灯等の修理については、村で行っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 糸蒲公園は村でやはり除草作業から何でも管理しないといけないとそれぐらいの大きさだと思います。そうではなくて街区公園とか、この周辺に居住する者が利用するものでありまして、そこを利用する方々が、ぜひいろいろな管理をやってほしいということで話しますけれども、この公園を主として、周辺のコミュニティを図るとあります。ぜひこの公園を主体としてコミュニティがうまくいけばその公園の管理自体の周辺の住民の方がやっ

ていただければ、もっと周辺住民のコミュニティがまた深まると思います。そこを意識的に取り組んでいただかないと、それは今の自治体で賄っている除草作業も各地域の公園も率先的にやっていることを、お互いのつながりは人が集まらないとつながらないと。それを集めるような努力を何か示していただきたいと、これは取り組んだことがあるかどうかだけをもう一度。それとこの4カ所はどうして、この村で取り組んでいるのかどうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 南上原地区の村が維持管理をしている4つの公園につきましても公園ができた時期に管理委託契約を結ぶ手続きを進めていましたが、地域の方が集まらないということに断念した経緯はあります。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひこれは地域とこの周辺と話してどうにか集めて、まずは除草作業から周辺地区を集めて、それからその公園を主体としていろいろな活動ができる周辺地域にしてもらいたい。自治会とも話をしながら周辺にも話しながら、もし役場が除草作業をするときに管理するときに周辺にチラシを配って、「皆さんで除草作業をしませんか」ということぐらいはやって進めていって、それからまた周辺地域で集まれるような、その公園づくりをしながら。そういう地域住民が管理していない公園というのは利用度が少ないですね、見ても。本当に利用されていない公園だから雑草が生えてくると。逆に公園をせっかくつくって、そこに人が集わないものですから、そこが利用されていない。逆にそこがまた荒れてくると、そういう公園ですね。ぜひこれはこれからの検討課題ですけども、いろいろなことを考えて地域の人を集めるように、さすがに下地区とか別の公園はありますけれども、各自治会が管理しているところは小さい自治体で管理して、ああい

う大きい南上原のところはそこに人が集うのは難しいかと思います。しかしそれをやっているとこれからの中城村の人が集うところが少なくなると思いますので、ぜひこれを考えていただきたいと思います。

もう一つだけ、次の2番です。遊具は年1回の管理といいますけれども、これは年1回でふぐあいとかこれまで見つかりましたか。それと糸蒲公園の遊具等は利用度が多いと思いますけれども、年1回でいいのかどうかだけ、確認だけ…。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 平成25年度に長寿命化で点検した計画をもとに年1回点検はしております。老朽化の遊具については、平成29年度、津覇、北浜、添石、久場の4つの公園については新しい遊具を設置しております。また糸蒲公園については、年に5回以上点検はしています。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 よく使用するところはやはりそれだけ傷みが早いですので、ぜひ徹底した管理をお願いします。

それとこのぶらんとか、滑り台とかその着地地点とかはちょっと荒れてしまうんですけども、その整備とかそういうのはまだ別にやられているのかどうか後で答弁ください。それと除草作業ですが、この糸蒲公園の除草作業もやはり今臨時職員でやられているかもしれませんが、これは糸蒲公園とかは委託管理をさせる除草だけでもぜひ今は斜面の草が防水シートで押されてなくなりましたけれども、その管理はまたぜひ委託管理ができるかどうかだけ…。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 緊急雇用の作業員が入る前までは民間のほうに委託管理を何カ月に1回させておりました。そのときの単価より

は現在のほうが大分安くついていますので、今の緊急雇用の作業員でやっていきたいと思いません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 安く済んでいたら委託管理はできないですね。私はシルバー人材のほうがちょっと委託管理をさせていただきたくてそういうのをお願いできないかなと思って、今委託管理のほうが費用が安ければ、緊急雇用のほうが費用が安ければそこで進めるしかない。しかし、この緊急雇用の要員も、今村道の整備も賄っていないですよ。もう毎日追われている状況で、まだゆとりがないのかなと思って、村道を通るたびに見て一生懸命頑張っているんですけど、ゆとりがないのかなと私は思うんですよ。ぜひこの一つでもまた別のところが委託管理、これはもう予算の範囲内で行えるかどうかだけ確かめて、任せたらまた別の村道の管理がうまくいくと、この緊急雇用のメンバーでぜひそこに回して管理…。今日立ったところはこの緊急雇用の方々が農道、村道も全部管理していますけれども、ほとんど賄っていないところがあるんです。結構伸びてからまた草刈りに入る作業が多く見受けられます。ぜひこれも検討課題として考えていただきたいと思えます。

最後に大枠4です。吉の浦公園整備です。この吉の浦公園整備計画的に行っている。今度の野球場の芝ですが、ちょっと人工芝も私ははっきりわからなくてちょっと今回予算に出てきましたけれども、これからの野球場はほとんど人工芝になる予定ですか。ちょっとわかりますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

基本的に全国の野球場が人工芝化をしているかということはまだしっかり調査をしたことはございませんが、例えば都心部に含めると野球場だけではなくて、例えば校庭等を含めると粉

塵等の問題もございますので、ある意味で人工芝の芝生化が進んでいると。沖縄県でいうと今年度から嘉手納の情報ではありますが、嘉手納球場も全人工芝生化にしていくという流れもございます。ただしその中で人工芝のやはりメリット、デメリットもあるかと思えますので、その辺も考慮しながら、ただし今回の人工芝の部分に関してはどうしても今水はけの問題や利用度、安全・安心にできるように人工芝を進めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 わかりました。子供たちが私は南小学校で、運動場に芝を張りなさいということを行いましたけれども、子供たちが土に親しむ。人工芝ではもう裸足で走って、この身体づくりかどうかわからないんですけども、実際、裸足で走って芝生の上を裸足で走ったときに、この運動能力が上がると、人工芝でどうなのかちょっとわからないんですけども、そういう感じで、ぜひ人工芝でよろしければまたそこで対応できるんですけども、普通の芝でもいいのではないかと一瞬思ったものですから、そういったところは野球場の外野ですが、まだスペースがあります。これを今野球場で使っていますけれども、野球場以外に今中城村は野外劇場とか、野外音楽堂とかそういったのがなくて、これは野球場だけで使うのではなくて、せっかくのナイター設備が整っています。そういう再度利用できる施設が考えられないものなのか。今、そこまでは予算が入っていないという話でしたけれども、3億幾らか今先ほど答弁ありましたけれども、ぜひその件が後ろ側を使って、外野側を使ってそういう施設をまたつくれるかどうか、舞台とかそういうのを。そういう考えがまだこの整備計画にあるかどうかだけ…。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

野球場に關しましては、基本的には野球場でございまして、野球場としての利用。しかし現在、何年続いていますか、青年会による青年まつり等についてはその球場を利用させていただいたり、今後も野球を基本ベースに置きながらそういったいろいろな例えば横浜球場ではコンサートがあったりとか、そういったところもございまして、その他の利用度については適宜、このグラウンドを傷めない程度にやっていきたいと思ひます。ただし、野外ステージを外野スタンドを利用して整備していくところは現在のところは考えておりません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひこの吉の浦公園の整備も先ほど話した野外劇場も音楽堂とか、そういう計画もぜひ考えていただきたい。これからまたみんながいろいろな形でいい村民のいい利用度が図れるような公園をつくってくださいと、ぜひお願いします。

もう一つだけ東西道路に戻りますが、村長、ぜひ利用度の高い県道ですか、東西道路に合わせてそこを先ほど私が提案した若南線もそうですが、中央から中央に移る道路はぜひ県に要請していただきたいと、もう一言だけできるかどうか…。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

協議会の中でどういう形になっているかということとは後でしっかり精査して報告を受けたいと思ひますが、希望は議員がおっしゃるとおりの我々も希望がございまして、なるべくそれを実現に向けて努めていきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ではちょっと一言だけ。今回、私がことしから取り組んでいる食育のもので人手不足ですけれども、添加物の講演会をやります。ぜひ皆さん集って聞いていただ

ければと思ひますので、これで一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時26分）

~~~~~

再 開（14時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 皆さん、こんにちは。5番 桃原 清です。議長の許可を得ましたのでこれから一般質問を行います。

まずは質問内容を読み上げます。大枠1番、完了済工事で発生した災害について。工事が完了した後、完了済工事にて発生した、災害への対応について伺います。平成30年に、教育委員会発注の161.8高地、そのそばの歴史の道及びその周辺の工事を行う際に、これまで人が通れるだけの山道でありましたところ、重機を使い約2.5メートル程度の広さに広げて、そのために大雨が降る時には大量の水流となりさまざまな被害が発生しております。教育委員会として、どのような対策を考えているか伺います。

大枠2番、交通安全対策に関して。①泊の国道329号線と村道の交差点において、ここ3年以内に児童が巻き込まれる交通事故が2回も発生したということですが、何か対策を考えているか伺います。

大枠3番、役場施設跡利用について。現在、役場新庁舎建設中で2020年9月に完成予定、2021年1月には新庁舎で業務を開始予定ということですが、その後の旧庁舎跡の利用計画について伺います。以上、質問いたします。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○**村長 浜田京介** それでは桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会。大枠2番につきましては住民生活課。

私のほうでは大枠3番の役場施設跡利用についてお答えいたします。議会でも発言させていただきました。第一番目の候補といえますか、跡地としましては、中学校が使用できるプールをつくりたいと思っております。もちろんこれは教育委員会との協議等も含めて、中学校のプールは不可欠だと思っておりますので、中学校が使用できるプールを第一義的に考えていきたいと思っております。以上でございます。

○**議長 新垣博正** 教育長 比嘉良治。

○**教育長 比嘉良治** こんにちは。大枠の1の161.8高地陣地の道路整備は平和学習等で活用するときに子供たちや観光客等がけがや事故に遭わないように道路の道幅を広げて、整備したものです。そのことで住民が被害を発生しているということであれば、教育委員会としても何らかの対応をしないといけないと考えています。詳細については生涯学習課長から答えさせます。

○**議長 新垣博正** 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○**生涯学習課長 稲嶺盛昌** それでは御質問の大枠1についてお答えいたします。

161.8高地陣地周辺の整備は平成29年度の事業として施工して終わっております。先日、現場を確認しました。今後、関係課や施工業者及び専門的立場といえますか、都市建設課を含め、そちらのほうからの意見も伺いながら、早急に対応をしてまいりたいと考えております。

○**議長 新垣博正** 住民生活課長 義間 清。

○**住民生活課長 義間 清** それでは大枠2の質問についてお答えをいたします。

ここ3年以内（平成28年から平成30年までの認識でございますが）2回も児童が巻き込まれ被害のあった事故については、把握はできておりませんが、物損事故については、発生したも

のと思われます。村としては、住民生活課を窓口として、村道管理担当部署である都市建設課と連携し交通事故が多発する恐れのある交差点においては、宜野湾警察署及び公安委員会に要請し対策を考えていきたいと思っております。

○**議長 新垣博正** 桃原 清議員。

○**5番 桃原 清議員** 大枠1番について、再質問をいたします。

このたびの問題の個所はこれまでは大雨が降ろうとも何ら問題が起きないようなところでした。雨水はその辺に浸透していくか。また山全体に広がっていくということで何ら問題がなかったところではあります。ただ1年ちょっと前ぐらいなのですが、先ほど述べた工事のときにミニユンボのちょうどキャタピラーぐらいの幅で、これまではたった1メートルぐらいで人が歩くだけの山道だったところが、キャタピラーぐらいの幅で道が広げられております。そこからユンボか四輪駆動車を使って資材を運んだかと思われませんが、工事発注の段階でこういった場合というのは、ああいう山道のところ。そういうところというのは、工事の手順なども条件で決めて工事を発注するのでしょうか。お答えをお願いします。

○**議長 新垣博正** 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○**生涯学習課長 稲嶺盛昌** お答えいたします。

基本的に現場に入る場合も含め、工程会議を含めていく中で担当職員、現場監督員と相談しながら協議しながら現場には入っていくということで実施しております。

○**議長 新垣博正** 桃原 清議員。

○**5番 桃原 清議員** 手順をちゃんと決めてちょっと道を広げたということだとは思いますが、その工事の後から水が大量に集まるようになっていまして、まずはその災害と言いますか、問題がこの大量に集まったのを水道みたいになっていまして、それが流れ込んでいって左側の近くの土地の地主が大変なことになってい

ると。土が流されているということで役所に文句を言いに行きましたよという人もいました。それと約50年ぐらい、このちょうどラポール保育園の近くまでは舗装がありまして、そこから山に向かっていく道なんです、そこは50年ぐらいコーラルの砂利道なんです。ずっと固められている道で、全く崩れることはなかったんですが、今回のこの1年ぐらいで大きな水が流れるように溝になっていまして、土管も出てくる、くちやも出てくるという状態に今なっています。ちょうど二、三日、6月11日の朝は雨が降っていたものですから、そこを見に行きましたら、私もタイヤがはまって、10分ぐらい出られなかったというのもありました。それぐらい大きい溝になっています、道の真ん中で。そこはもう早急に直してもらわないといけないということです。

それとあの砂利道から流れ出たたくさんの砂利が今回、ラポール保育園のきれいに舗装した箇所がありますけれども、その舗装の上にたくさん流れ出てきていまして、雨が降るたびにです。上の家の人たちがよくバイクで通る人もいますけれども、バイクで転倒して、ちょっとバイクが動かなくなったというのは、口頭の会話だけです。そういうような話も出ていました。これについては今わかるだけの範囲でいいんですけれども、解決策はどのようなことを考えているのでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複するところもございますが、そういった技術的な立場の方々からの意見をいただきながら、まずは基本的には水の流れ、水量、流末の状況など、その辺も確認しながら、この原因を突きとめ処理の方法等も含め、早急に対応しながら協議をしながら、予算も含め対応できるように努力してまいります。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 山みたいところで一旦集まってしまった水というのはなかなか散らばっていかない、これは道の真ん中を大きな溝をつくるぐらいですから、そこに側溝をつくるということもちょっと難しいと思うんですよ。側溝までちょっと距離が遠いのではないかなと思うので、十分に考えて一旦集まった水がまた散らすことができるのかどうかとか、そういうのを考えて解決をしてください。お願いします。

続きまして、大梓2について再質問を行いたいと思います。大梓2. 事故の記録がなかったということなんです、ちょうど課長も変わったばかりで、前の担当でしたらもしかしたら記録は残らなくても現場で見たことはあるとか、話を聞いたことはあるとか、そういったことはちょっとあったかもしれませんが、今回は泊の自治会の方からちょっと話がありまして、現場も見てきました。これは泊の方からの話として今からちょっと話をしますけれども、この文章に書いてあるとおりに二、三年前から青信号で横断歩道を渡っている児童が、村道のほうから国道に入って久場側に向かって右折をしようとしたときに、右折する車が子供をひいた。これは1回だけではなくて、また次の年にも2年連続でこういう事故があった。その中の一人は1週間近く入院した子供もいたということは泊の人が話をしていたので、これは詳細とか詳しいことはどこまでかということではなくて、この児童がそういう事故に遭ったということだけでも、対策を考えていかないといけないと思います。生活環境課長、現場までごらんになりましたか。

そのときに何か視認性とか、村道から出てくる車が児童をひいたということなので、何か感じるころはありました。何かあれば返答をお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問にお答えをいたします。

早速、通告書を受けまして現場調査をその日に行きました。昨日も行ってきました。そこで今議員がおっしゃる現場についてなんです、村道吉の浦線の起点が安里のほうなんです、終点側がちょうどその現場ではないかなと思っております。その終点側を泊から久場向けにそこで信号を停止し、そこから右折する際に巻き込まれた事故というようなことでの御質問についてあったので、実際、そのちょうどきのうの夕方、特に車の交通量が多いときに実際に向こうに立ってみて、どういう状況なのかというところをちょっと調査させてきました。

たまたまそこでまた国道からその信号で、国道の横断歩道のほうに歩行者がいて、ちょうどそのタイミングみたいなものを自分の 아이폰ですが、この動画も撮ってきたわけですが、「ああ、なるほど、議員がおっしゃるようなことについては、そういうことだったのかな」ということを感じまして、であればこの住民生活課としても、今後の対応についてはしっかり先ほどの答弁と重複しますが、先ほどの答弁どおり対策を考えていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 これからの対応をよろしく願います。そのときにまずは交通安全関係でこれからちょっと留意していただいて、これから話しすることをちょっと考えてほしいんですが。

まずは対策として考えられることが信号機で対応するという案がまず一つあります。一番いい方法というのは南上原のサンエーの横の交差点みたいに、片一方国道が青の場合はほかは赤。今度、村道側が車道が青の場合はほかは赤。次は歩行者だけが青の時間を設けるとというのが一番安全な方法ではあります。ただし、その場所

は国道との交差なので、交通量がちょっと国道が多いものですから、宜野湾署がどこまで話を聞いてくれるのかはちょっとわかりませんが、ただまずは一番安全な方法として生活環境課のほうとしてはそれを留意して、また進めてほしいと思います。

あとは次にサイン。標識とか看板があります。ああいうのはサインというんですが、それを左側に立てていくと、危険という意味のことを事故多発とか、注意とかそういったものをサインを立てるという方法とまた標示、道に線を引いていくと。その標示の中では車の車両のちょうど幅外側に点々がありますね、最近よく。あれはドットラインというんですけれども、点々を書いて真ん中に徐行とかまたは事故多発注意とか。一番いいのは最近よく出ているのがヨンナー、ヨンナーというものもあります。ドットラインを書いて、真ん中にヨンナー、ヨンナー。そういう文字もあります。それも全部参考にさせていただきたいと思います。

あとは普通に問題なく快適に通過できる交差点というのは、意外とまた何と言うんでしょう。事故の可能性もあります。それで交差点に入る前にハンプというんですけれどもでこぼこ。例えば長さ1メートルとか2メートルを盛り上げるというのがありますし、50メートル幅ぐらいでゴムの製品でがたがたさせるのがあります。ああいったものを使って、ちょっと交差点に入る前にあまりいい感覚ではなくて、ちょっといらいらするような感覚にすれば、注意して交差点に入っていくのではないかなという方法もあります。そういったものを都市建設課長は立場上、大変よく御存じですから、あとは都市建設課長に二人で生活環境課と都市建設課で相談しながら対策を進めていただけたらと思いますけれどもどうですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問

にお答えいたします。

大変驚きました。こんなに詳しい議員のアドバイスをいただきましてありがとうございます。ぜひ参考にしまして、その後の対策等について検討させていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では大枠2についてはよろしく願いいたします。

次、大枠3です。役場の庁舎跡の利用計画について質問を出しましたが、きのうからも中学校のプールの話も出ていますし、私は実際、中学校のプール建設の件でこの質問を出しましたので、再質問はなしといたします。ちょっと簡単ではありますが、これで私の一般質問を終了といたします。

○議長 新垣博正 以上で、桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時58分）

~~~~~

再 開（15時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さん、こんにちは。本日の一般質問のラストバッターということで、大変お疲れではあると思っておりますけれども、もう少しおつき合い願いたいと思っております。それでは議長より一般質問のお許しが出ましたので、通告書に従って質問をしていきたいと思っております。

まず大枠1番、農業振興について。①村内の耕作放棄地は平成30年度において何筆で、面積にしてどのくらいあるか。②耕作放棄地解消の対策でこれまでどのくらい解消されているか。③耕作放棄地を解消する手段として、サトウキビの生産をふやす方法も有効と思っております。役場職員や村民に推奨できないか。

大枠2番、村道や農道の交通安全対策につい

て。①村民の生命・財産を守るために村道交差点に信号機の設置ができないか。これは前の山城商店近くです。②村道の信号機設置について自治会からの要望はないか。③信号機は誰が設置するのか。④村内には、住宅地域や農道の交差点などで、見通しが悪く危険箇所と思われる場所に多くのカーブミラーが設置されています。しかし、このカーブミラーが破損したり、反射板の向きが見たい方向とは別の方向に向いたりとかして、ミラーの役割を果たしていない欠陥ミラーが数多く見られます。早期にカーブミラーの総点検を行い、早急な補修や更新をし、村民の安全を確保されてはどうか。以上、答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては産業振興課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては住民生活課、そして都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の農業振興についての耕作放棄地について。きのうの質問でも答弁したと思っておりますが、我が中城村では約50ヘクタール。正確には後でまた担当課のほうから答弁させていただきますけれども、50ヘクタールほどの耕作放棄地があると。わかりやすく言いますと、南上原区画整理が90ヘクタールちょいぐらいですので、単純に南上原の区画整理の約半分が耕作放棄地だということで考えますと、その大きさがおおよそですけども、御理解できると思っております。毎年、その解消に努めて担当課も一生懸命頑張って解消に努めてはおりますけれども、それ以上にまた耕作放棄地がふえていっているということが現実でございます。

そういう意味では議員からの御提案の何とかそれを利用できないかという部分と。もう一方ではまたきのう私が答弁いたしました中部広域

への移行がこの耕作放棄地の対策にもなるんだということと、量だけで我が中城村の耕作放棄地の解消に向けて頑張っていきたいなと思っております。詳しくはまた担当課のほうで数値的なものは答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 それでは大枠1の①から③までお答えいたします。

①平成30年度の再生可能な耕作放棄地は、約750筆で、面積が約47ヘクタールでございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時15分）

~~~~~

再 開（15時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 土地改良区も含めた平坦部分に存在する耕作放棄地ということでございます。それに対して、斜面地も含めた耕作放棄地が約3,500筆、面積が約215ヘクタールでございます。②平成28年度から30年度にかけて、約20ヘクタールが再生が可能となる農地でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時16分）

~~~~~

再 開（15時16分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 約20ヘクタールというのが斜面地を除いた部分の再度耕作ができるような農地でございます。斜面地は含まれておりません。

次、③でございます。議員の御指摘のとおり、耕作放棄地を解消する手段として、サトウキビの生産をふやす方法も有効だと思います。耕作放棄地の地主に対しましても、サトウキビ農家への賃貸を呼びかけております。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠2①②③の質問についてをお答えします。

①について。交通規制の一種信号機については、住民生活課を窓口として、村道管理者担当部署である都市建設課と連携し、交通事故が多発する恐れのある交差点においては、宜野湾警察署及び公安委員会に要請をしていきたいと考えております。

②について。直近では、登又自治会から要望がございました。

③について。要望に対し村から管轄する宜野湾警察署と調整して設置要請を行い、沖縄県公安委員会による交通規制の決定・設置となります。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 仲松正敏議員の御質問にお答えいたします。

大枠2番の④カーブミラーについては、台風や大型車の接触により傾きや破損が見られることは承知しております。今後カーブミラーの点検が必要と考えており、老朽化や破損の見られるものから予算の範囲内で随時更新していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは再質問をいたします。

中城村で耕作できる農地が私が調べた時点では約861筆で、60ヘクタールぐらいあると思うんですよ。これについては非常に私は少ない面積だと思います。本村の土地改良区域は3カ所あって、全部で2,214ヘクタールが土地改良区域ですので、土地改良区されていない土地も合

わせるともっと多くなると思います。それで実際にもっと再生可能な農地はあると思うので、と言いますのは、これだけの農地が仮に再生できたとしたら村民の所得の向上にもつながると思います。本村では農業にかかわっている戸数が調べたところ445名あるということ。その中で130戸が何らかの農作物の販売をしていると思う。さらにふえてくる可能性がありますので、その辺でもう一度、農業委員会もそうですが、村として耕作放棄地の調査をできるだけ再生可能な農地を調べていく。そして本村にもいろいろな補助事業がありますので、そういうものの活用もどんどん進めていくことが私は大事ではないかなと思います。ぜひ再度、耕作放棄地の調査と再生可能な農地をふやしていく。あるいはある程度の資金を投入してでも耕作できるような対策を取ることも必要ではないかと思いますが、ぜひそれを考えていただきたいと思いますが、課長の考えは。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えいたします。

農業委員会では毎年8月ごろをめぐりに、遊休農地対策のための利用状況調査を行っております。今年度も耕作放棄地の把握に努めてまいります。

また補助金につきましては、緊急対策交付金が平成30年度で終了しておりますので、これにかわる補助金とか、交付金を県や国に相談して検討してまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 いろいろと補助金もあるようですので、ぜひこういった補助金をしっかりと活用して、もう今数字からもわかるようにまだ大分膨大な耕作放棄地がありますので、ぜひ解消につなげていってほしいと思います。

次、②の耕作放棄地解消の対策についてですが、先ほどの答弁でも平成28年から平成30年度にかけて約57ヘクタールが解消されているということですが、先ほどの話しからすると実際には平成28年から平成30年度までには耕作放棄地は年々、私はふえてきているという状況にあると思います。平成28年から平成30年度にかけて解消はされてきているが、それ以上にまた耕作放棄地はふえてきているということになっているが、これまでいろいろな取り組みはされてきたとは思いますが、思うように耕作放棄地の解消が進んでいかない。その原因は何なのか。その辺、もう一度原点に戻って調査し、取り組み方について考えるべきではないかと思います。それで農業委員会の耕作放棄地解消対策として、今どのような話し合いをされているか、その辺を伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

耕作放棄地が増加している原因として、まずは農家の高齢化による担い手不足とか、あとは農地をしたら戻ってこないのではないかという不安とか、そういったのが農地の貸借が進まない原因と考えられます。

次に、農業委員会の取り組みですが、先月の農業委員総会において、今年度津覇地区にある耕作放棄地を1筆、農業委員会で借り受けて耕作をする話し合いを持っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 農業委員会では耕作放棄地解消の取り組みとして、目標達成の計画書とかついているんですか。どうも今ふえていく数値を見ていると、取り組みはされていると思うが、解消するための計画書はつくられていないのではないかなと思います。年々ふえていく耕作放棄地の数字と向き合って、農業委員

会、ぜひこれからも考えていかないと。中城村の村益を失うことになってくると思いますので、ぜひその辺しっかりこれまでやってきたと思うんですけども、もう少し真剣に考えて取り組んでいただきたいと思います。

次、農地利用に関する新しい法律もできまして、農地を貸したら得をする。今後、固定資産税が1.8倍になるのですが、農地機構に土地を預けて、農地機構が農業をしたい農業者に貸すことによって、固定資産税が半減されるというのができています。また、2カ年間の時限立法になりますけれども、ここで15年間貸せば5年分の減となり、10年間貸したら3年分のその期間の固定資産税が減となりますので、これから村も農業委員会もそういうものをPRすることによって、農地の流用化といいますか、貸し出しもふえていくのではないかと思います。ぜひその辺も念頭に入れて地主としっかり交渉をやっていただきたいと思います。個人でお互い同士の貸し借りもそのままいいわけで、貸し借りするだけで固定資産税はそのまま上がることはないと言われております。ぜひその辺も含めて、産業振興課も農業委員会とタイアップされて、取り組みをやっていただきたいと思います。そうすることによって、再度言いますが、就農者がふえて収入もふえてくることになります。ぜひそのような取り組みもされてはと考えるが、その辺どうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 知名 勉 お答えします。

産業振興課としても農家に対して農地中間管理事業等を積極的にPRして農家が安心して貸し借りできる情報等の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひ農家が利益にな

るようないろいろと税金関係もありますので、その辺もPRしながら農家と交渉していただきたいと思います。

耕作放棄地を解消するためにサトウキビも方策ではないかとの提案ですけれども、ここでまずお願いしたいのは村長にはぜひ職員の皆さんにも推奨していただいて、大きな面積を早目に解消するには花卉やサトウキビかと、また野菜もそうですが、一番手取り早く組みやすいのはやはりサトウキビではないかと思っておりますので、やる気のある職員、またはやりたいという職員に貸してあげるという方法も考えてはどうかと思います。というのもやはりサトウキビの生産ですが、県全体では年々減ってきて、過去5年間で80万トンから、4年前には干ばつや台風で50万トンに落ちて、落ちてから少しずつではふえてきているが、この3年間で何とか70万トンまで回復しています。しかし、まだまだです。80万トンまで持っていくのが今の県の目標で、県全体で80万トンになれば160億円。本村はと言いますと、平成26年、平成27年は4,000トンで、7,900万円がサトウキビ農家の手元に入るお金ではありますが、しかしいろいろな手数料を引きますと約半分という状況ですか。

また近年は高齢化が進み、サトウキビづくりは重労働でもあるわけで、やはり今の若者の後継者が育たないのが現状であります。耕作放棄地の解消にはやはりサトウキビ栽培を推奨にする必要がどうしても必要であります。それで本村にはサトウキビ畑が約59.2ヘクタールほどあります。野菜が25ヘクタールほど、花卉が7.2ヘクタール、果樹が3.6ヘクタールですか、それぞれ部会では頑張ってはいますが、本村は先ほどから申し上げますように土地改良区において、まだまだ再生可能な土地はいっぱいあります。耕作放棄地になっている土地も大分あるわけであります。さらにはその辺に準ずるフラットの申し出の放棄地がありますので、ぜひ役場

の職員の皆さん、退職者の方が農業に興味のある方にPRしまして、サトウキビをつくっていただければ農業を理解し、また農家の大変さもわかってきて、行政として農家にどのような手助けができるか。また直に肌で感じてどのような支援ができるかというのもわかってくると思います。それにまた健康にも大変サトウキビづくり農業はいいと思います。耕作放棄地の解消にもなって、職員がやることで一石二鳥どころか、メリットは大変大きいと思います。それで、どうですか村長。ぜひ職員にもサトウキビづくりを推奨されては、村長どのように考えますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

ちょっと悩ましいといえますか、答弁になりますけれども、推奨するのはもちろんそう難しいことではないと思うんですが、やはり職員にその魅力をわかってもらうための環境づくりは大事かなとは思っています。サトウキビですが、中学校以来、私もまだ大人になってもやっていないぐらいでございますので、私自身ももう少し土とあるいはサトウキビともうちょっと距離感が近くなないと、職員にも推奨できないかなという思いもあって、反省の思いもありまして答弁をさせていただいておりますけれども、鋭意努力させていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私もあえてこの話をしているかどうか、ちょっと迷ったんですけども、役場職員まだまだ若い連中はいっぱいまだまだというよりは、これからどんどん若者もふえてきます。忙しくて大変なことというのはわかりはしますが、やはり農業もある程度かじっていないと中城村は農村地域ですので、その辺は経験すれば農家の気持ちもわかると思いますので、村長ぜひお願いします。

サトウキビは沖縄県の基幹作業であります。そしてサトウキビが労力を費やす割には確か

に安いという部分があると思います。しかし、それ以上に私はコミュニケーションの場所にもなると思います。昔は、家族全員そうですけれども、親戚も集まって、そういうのは大変楽しいといえますか、コミュニケーションを取れる場であったと思います。例えば家族でサトウキビを1台、2台出すにしても子も孫も一緒になって収穫をする場ではコミュニケーションを取ることにもつながるし、これが大きく一番大事ではないかと思っております。さらにまた家庭でできなければ親しい仲間、隣近所、兄弟、いろいろな人と一緒になって収穫作業を回すことも大事だと思っております。そういうことを考えますと、職員の皆さん、地域の周辺にこういう耕作放棄地があれば率先して声を出すことも私は大事ではないかと思っております。村長、ぜひ職員朝礼で大いに声を上げて積極的に耕作放棄地の話をし、解消にも模範となって頑張っていただければなと思っております。よろしく申し上げます。

次、大枠2番に移ります。大枠2番の①については、先ほど産業振興課、都市建設課と連携し、事故発生の危険性がある交差点においては宜野湾警察署及び公安委員会に要請をしていきたいという考えとの答弁をいただきました。ありがとうございます。村の交通安全の推進は村の交通安全推進委員の方々の交通安全指導、または啓蒙活動、子供たちの通学時の見守りなど多くの活動があります。本村には村道の交差点や道路の横断に危険と感じているところが多くあります。現在、通学時の子供たちの安全のためにボランティアの形やPTAの方が擁護活動をされておりまして。また、住民が事故を起こさない、事故に遭わないなど、日ごろから交通安全を意識していることが事故発生の防止につながっていると思っております。同時に交通安全には交通信号機が欠かせません。信号機は道路における危険防止と交通安全、交通の円滑または交通妨害を防止するために、必要などころに

設置されていると思います。村として信号機の設置が必要と考える場所についてですが、過去に交通事故が多く発生している場所を調査し、関係機関への要請を行ったことがあるか、その辺をお聞きします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問についてお答えをいたします。

通告書を受けまして、現場調査をさせていただきました。そうしますと潮垣線と吉の浦線の交差点を現場を調査しましたところ、吉の浦線と交差する当間前原線、屋宜被留線、添石中央線、伊舎堂前原線、吉の浦線、終点の国道329号線。そして潮垣線と交差する津覇中央線、浜線、安里中央線、当間前原線、屋宜被留線、添石中央線、伊舎堂前原線、泊浜原線の終点の国道329号線では、既に交通規制の標示、道路標示及び立て看板等における注意喚起もされていたところでございます。

従いまして、再質問でのこれまで交通事故が発生する場所を調査した関係機関への要請を行ったことについては、このような現場での状況を考えた場合に、過去においてはそのような調査をした結果を意味しているものと認識をしております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今回の質問は、道路標識とかそういうのは私はあまりあえて問いませんけれども、信号機について尋ねますのでよろしく申し上げます。

信号機のないことによる村道潮垣線の各交差点での事故が多発していると思われまます。それと信号機がないことで、車の流れがスムーズに流れることも事実であります。村道潮垣線の交差点、安里の交差点、それから浜の交差点、北浜の2つの交差点では何度も事故が発生いたしております。特に多く発生している場所が当間の吉の浦運動公園に行くところ。前の山城商店

のところの交差点。ここは最も多く事故が起きていると思われまます。車が横転している事故も私自身も自分の目で見ております。とにかくこの交差点は南北が一時停止で、東西が優先道路となっているのは皆さんよくわかると思うんですけれども、東西から走ってくる車が交差点にもかかわらずスピードを落とさず突っ込んできます。幸い大きな死亡事故にはなっていないけれども、そういうことから考えるとこの場所に当間の農協給油所の下に現在、設置されている点滅信号機を、その前の山城商店の交差点に点滅信号機を設置する考えはないか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 ただいまの御質問についてお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、住民生活課を窓口とし、村道管理者の担当部署である土地建設課と連携し、宜野湾警察署及び公安委員会に要請をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私が先ほども話した潮垣線の交差点、安里、浜、北浜などへの信号機の設置は大変厳しいものがあると思われまます。条件を考えると私はまず吉の浦公園に行くところ、先ほどから言っているように山城商店のところの交差点。そこは私はもう早急に信号機。先ほど言った点滅信号機の設置をやるべきだと思っております。そのところに信号機設置については付近の住民の声も上がっております。その住民も何度かこの場所での事故を見かけて、またその方は小学生の子供もいて、とても心配しているとのことでもあります。私はこの交差点においては、護佐丸資料図書館もでき、道路事情にあまり詳しくない村外の方も多く通るものと思っております。また、吉の浦運動公園でのこの若者のサッカー練習や試合、野球の試合で、特に若いドライバーが時間的な余裕がないのか、相当のスピードを交差点を通る若者がふえてい

るように思われます。近くには吉の浦保育所もあって、今全国的にも保育園児の列に車が突っ込むという事故が多くあって、幼い命が奪われて大きな問題となっております。ぜひそのことも感じて、信号機設置に関しては村長にぜひそのことを考えていただき、村民の生命を守るためにも安全な交差点となるよう、信号機の設置は私は急ぐべきと思います。信号機設置について、村民のぜひ財産を守る立場として信号機設置についても村長のひとつ考え方もお聞きしたいと思います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、住民生活課長が話したとおり、担当部署一体となってやるべきものだと思いますし、それプラス地域住民の声をしっかりと届けるといふこともまた大事なようでございます。過去の例を取っても南上原の信号機、あるいは和宇慶の車載禁止、何トン以下しか通れないだとかいろいろ改正と申しますか、警察に要請をして変えていったものがございますので、そういうものを例に取りながら地域住民の方々も一緒になった形で要請ができれば、それも早まってくるのではないかなと思っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 村道への信号機の設置というのは、いろいろな条件があると思います。私が調べたところでは5項目ぐらいの必要条件があるんですけれども、今の先ほどから言っている交差点については、私は自分の解釈ではほぼクリアしていると思います。ぜひその辺考えていただきたいと思います。やはり今一昔前と違って村道の交通量というのは格段にふえてきていますので、自治会からの要請がなくても行政として村道の交通量と交差点での事故については把握していただいて、村民の生命、財産を守ることを考えていただき、ぜひ信号機が必要な交差点には設置に向けて取り組んでい

ただきたいと思います。

続きまして、次に移ります。④についてです。カーブミラーは交差点における交通事故の発生を未然防止するための交通安全施設です。自治会より毎年役場のほうに街灯とか、排水路のしゅんせつ工事とかの要望が出されると思うが、カーブミラーの設置の要望件数は年間どのぐらいあるか、その辺お聞きします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 年間5件から6件ぐらい程度の要望があります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ではこれは随時、設置されているんですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 全て設置しているわけではありません。現場を確認し、優先順位を決めて設置しております。また、行きどまりの道路は各自でということで地域の方々とは調整しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ではカーブミラーは事故を防ぐためにも非常に大切な役割を果たしているものだと思います。また村の財産の一つですので、今後、現地調査をしっかり行い、台帳整備されるよう考えていただきたいと思えます。

次に、村内には住宅地域や村道、農道の交差点の見通しが悪く、危険箇所と思われる場所に多くのカーブミラーが設置されています。しかし、このカーブミラーが破損したり、反射鏡の向きが見たい方向とは全く別の方向に向いていたりして、ミラーの役割をおよそ果たしていない欠陥ミラーが私は数多く見られるというように思われます。カーブミラーの設置状況とか破損箇所を調査し、把握はされているのか、その辺は…。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 大型車の接触により反射鏡が傾いたり、破損したりしているのは確かにあります。反射鏡の向きの調整、反射鏡の取りかえについては、都市建設課の担当職員で行っております。支柱の老朽化、支柱の傾きについては、業者へ依頼し、修繕を行っております。パトロールで発見できない部分もありますので、地域住民の方々からの情報が大事だと思いますので、情報提供をよろしくお願いいたしますと思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私がカーブミラーの状況を調べたところ、下地区の主に村道、農道ですが、破損が多く見られたのは特に津覇区域。中城区域においては新しく設置が必要だと思われる場所がありましたので、早目に調査をして対応していただきたいと思います。

次に、カーブミラーの破損の原因として、車による衝突事故によるものが大半を示していると思われませんが、その復旧にかかる費用というのは年間どのぐらいかかるのか、その辺…。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 交通事故の場合のカーブミラーの修繕は、保険で対応しております。1基当たり10万円から15万円程度ではできるものだと思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 カーブミラーの破損にかかる費用は、ガードレールと同じように事故を起こした者が負担するものと考えているが、しかし、復旧自体は村が行うものと思います。当て逃げがほとんど占めていて、当て逃げしたドライバーを特定し、費用を請求するには大変厳しいものが私にはあるのではないかなと思います。それで当て逃げの対策する必要があると思いますが、どのような対策をとられているか…。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 道路のほうには側

溝がありますので、そういう部分については、直柱ではなくて、曲柱で道路から離して設置するようにしております。また、平成29年度に防犯カメラも設置いたしました。防犯カメラに近いカーブミラーがぶつけられた場合は、警察署のほうに届けて犯人を特定するようにしております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今、一般的にカーブミラーの設置は左側に2つのミラーが左右背中合わせに設置されております。もちろん一つの場合もあります。いずれにしてもドライバーから見て左側かあるいは少し中央寄りの方がよいだろうと思います。この辺、このようなミラーになってくると、そうではないミラーがカーブミラーならぬマジックミラーのようになってしまいます。かえって危険だと思います。例えば自分の車が映ってしまうとか、実際、南浜の農道にもありますが、このカーブミラーも大分長い間、修復されておられません。本当に戸惑いを感じます。あるいは2つのミラーは左右別々にわけ、左のミラーには右側から来る車。右側のミラーには左側から来る車が映るような実際、ほかの市町村にもあります。それでお聞きしますが、カーブミラーの設置基準というのはあるのでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 反射鏡ガイドブックについても特に左側に設置しなさいという基準はありません。丁字路については主に中央。十字路交差点については設置しやすい場所。見やすい場所ということで設置をしております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 カーブミラーは交差点等における安全確認のための補助施設であります。その鏡面には必ず死角が生ずるなどの短所もあることから、交差点通行の原則はカーブミラーの有無に関わらず最終的に本当にドライ

バー自身の目視による安全確認が義務だと思います。しかし、またカーブミラーがあるとそれを見てスピードを落としたり、見通しの悪い場所で一時停止することで、事故を防いでいるのも事実ではあります。村内のカーブミラーを調査されて、破損しているミラーを改善し、また設置が必要な場所には早急に設置し、村民の安全に努めていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長 **新垣博正** 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時57分）

## 令和元年第2回中城村議会定例会（第7日目）

|                                |                 |                     |                                    |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和元年6月7日（金）     |                     |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和元年6月13日（午前10時00分） |                                    |         |
|                                | 散 会             | 令和元年6月13日（午後0時05分）  |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整             | 11 番                               | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 外 間 博 則 |
|                                | 6 番             | 石 原 昌 雄             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 15 番            | 新 垣 善 功             | 1 番                                | 安 里 清 市 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 松 範 三 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 知 名 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏 |
|                                | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 生 涯 学 習 課 長                        | 稲 嶺 盛 昌 |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 稲 嶺 盛 久 |
|                                | 福 祉 課 長         | 金 城 勉               |                                    |         |
|                                | 健 康 保 険 課 長     | 仲 村 盛 和             |                                    |         |

## 議事日程第5号

| 日 程 | 件 名                 |
|-----|---------------------|
| 第 1 | 一般質問                |
| 第 2 | 議案第33号 物品等購入の契約について |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○3番 渡嘉敷眞整議員 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、3番 渡嘉敷眞整、一般質問をさせていただきます。通告書に基づいて質問いたしますので、よろしくお願いします。

大枠1、学校教育環境の整備について。1、中城中学校英語教育特区の導入について。①前回の一般質問で英語教育の現状と教育委員会の取り組みを伺いました。その中で、特にことしから英語担当の指導主事が加わりまして、指導主事が今2人になっております。そしてALTが1名から3名に人的配置をされております。コンピューター教室がございますが、もう1つ、視聴覚教室に40台ということで、コンピューターが40台、40台の2カ所に設置されております。そして、ことし電子黒板の導入で英会話練習向上や米国大学への短期留学制度等英語教育に力を注いで展開し、これまで財政支援が行われている状況にあります。さらに英語教育特区を導入して中城村の児童生徒が国際化、グローバル化に対応して世界で活躍できるよう育ててほしいが、実施することはできないか。②中城中学校各学年学級数の今後5年間の推移を伺います。

大枠2、水道水の水質チェックについて。①比謝川を中心にした北谷浄水場系統で排水している上地区の水質検査、現在2カ所で行われているという報告を聞いています。今、毎日のごとく新聞報道されている有機フッ素化合物のピーホス、ピーホア、ピーエフヘクスエスの検

査をしたことはあるか。(1)実施したのであれば数値は幾らか。(2)もし未実施であれば予定はあるのか。(3)県企業局へ水源見直し等々を要請する予定はあるか。検査の結果、何も問題がなければ非常に安心できるということでございます。水質問題取り組みについて伺います。以上、回答をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 渡嘉敷眞整議員の一般質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては上下水道課のほうでお答えいたします。

お尋ねの水道水についての水質チェックについてでございます。議員がおっしゃいました新聞報道でも毎日のように報道されている問題でございますが、当然のごとく、これは本村に限らず、本村は北谷浄水場、上地区がございますけれども、沖縄県としっかり連携をとりながら、この水質問題につきましては安心安全に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。詳細につきましては、上下水道課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。ただいまの大枠1の学校教育環境の整備についてですけれども、児童生徒が国際社会で活躍できることや、グローバル化に対応し世界で活躍できる人材を育成することは、教育委員会としてもとても重要なことだと捉えています。そのことが重視されて2020年度から実施される新学習指導要領では、小学校3、4年生で外国語活動、そして5、6年生で外国語が完全実施されます。今までの英語特区は小学校の段階から英語に親しませ、中学校の英語へとつなぐためのものでしたので、次年度から小学校にも英語の授業が実施されますので、英語特区の導入

は今のところ考えていません。

②については教育総務課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 渡嘉敷議員の大枠1の②について。現在、中城中学校においては1年生5クラス、2年生5クラス、3年生4クラスとなっており、これまでの中城村内の公立の小学校から中城中学校への進学率として勘案し、実績等を見込んで今後4クラスから5クラスの推移と計画しております。ちなみに来年度、1年後には14クラス、2年後には13クラス、3年後には14クラス、4年後には15クラス、5年後には14クラスと、現在と同等のクラス数となります。以上です。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それでは、渡嘉敷議員の大枠2の①(1)から(3)の質問に対してお答えいたします。

初めに(1)について。村においては基準値がないため、PFOS・PFOA・PFHxSのみの検査は行っていませんが、年1回の51項目の水質検査で、フッ素及びその他の化合物の検査を行っています。結果、特に問題ないと考えています。

次に(2)についてお答えします。水道法では義務付けがなく基準もないため、PFOS・PFOA・PFHxSのみの検査は予定していません。しかし、供給源である企業局では平成30年度実績ですが、週1回ペースで原水及び上水の検査を実施すると聞いています。

次に(3)についてお答えします。5月31日に企業局と受水団体の会議において水源の見直しや取水の制限の質問がありましたが、企業局では現在実施している水運用計画に沿って進めていくとの回答でした。村としては、5月17日の新聞報道による水道水汚染の指摘の記事が掲載されたことによって、5月22日付で村長から

企業局長宛て、文書をもって水の安全性への確保について要望書を提出しております。この問題に関しては、村民の不安を解消するためにも、引き続き、水の安全性を確保するよう企業局へ要請していきたくと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 大枠1から再質問をさせていただきたいと思います。

中城中学校における英語教育についてですけれども、前回の一般質問でも伺いましたけれども、非常に力を入れてやっているのではないかという印象を受けておりますけれども、問題は授業でさらに一步踏み込んで、中城の子供たちの英語力を高めてほしいという思いです。教育委員会そして学校と連携しながら、教育課程ももちろんございますけれども、いろいろ方針を立てて、中城の子供たちはこれぐらいまで英語力を高めるんだという目標を立てて指導をすれば、ぐんと伸びるのではないかと思います。ただ教科書だけの教育だけよりも、やはりこれだけ、英語の指導主事もことしから来ていると聞いていますので、そこら辺も活用されて、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたい。

先ほど、教育特区は考えていない、予定されていないということでございますけれども、ことしはもう既に始まっていますので、来年度の4月1日に向けて考えられることはぜひやっていただけないかと。場合によっては研究指定校という方法もございますよね。英語にもあろうかと思っておりますので、そういうのを受ければ、県の指導も力を入れて受けられると。どういう方向性でやるか。村の教育委員会だけじゃなくて、県を網羅した目標設定等ができるのではないかと思いますので、その辺をもう一度取り組む姿勢といいますか、ぜひ考えてもらいたいのので、考えられないかどうか、もう一度答弁をよろしくお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時14分）

~~~~~

再 開（10時14分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 議員がおっしゃるように、この英語の力量、力を育てるといのはとても重要なことだと捉えています。この研究指定校というのも一番は学校の現状、特に英語教師の力量がどうなのかということも、現場にとってはとても大きな、研究校を受ける場合の要素といえますか、そういうことになっています。それから指導主事を2人制にして、私が今度教育事務所にお願いしたのは、道徳が教科化されるということで、稲嶺主幹は道徳の研究をずっとやってきた人でたけていて、それで去年からずっとこの道徳の教科化に対応するために、現場に行って指導助言をずっとやってきました。今現在も続けているところです。そして英語が小学校に導入されるということで、それで英語の教科の指導主事をということで導入してもらいました。この指導主事もかわっていきますので、そこら辺も研究指定校を受けますということはこの場では答えられませんので、よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、教育長からお話しいただきましたけれども、特に英語が小学校から始まるということでもありますし、その始まるスタートライン、そういう区切りの機会に、ぜひ中城の教育委員会は力を入れてほしいと。いろいろあろうかと思いますが、先ほどおっしゃっていましたが、英語の先生方の力も見るとい話だったんですが、休憩いいですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時16分）

~~~~~

再 開（10時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 中学校の英語の先生が3名いらっしゃるという話でございます。この英語の先生方の力量の話もございましたので、研究指定校を受ければ当然県として力を入れるわけですよ。ですから、優秀な先生をそういうところに配置して実績を上げなければ事業の意味がありませんので、例えば英語の先生の人事異動の件についても教育長の力を発揮すれば、一番優秀な先生が来てくれると思いますので、そこら辺も含めてすぐやってくださいではないけれども、教育委員会のほうで検討していただいて、教育委員会にも諮っていただいて、ぜひ子供たちの英語力を伸ばしてもらいたい。私が感ずるには、中城中学校はかつて中学校英語弁論大会というのがございましたでしょう。これが長年、中頭大会で優勝し、沖縄県大会で優勝したという経緯もあるわけですよ。だから、中城の子はさせればいくらでもできるんです。いくらでも伸びるんです。ですので、ぜひ教育委員会の方針、先生方の力を合わせれば十分できると思います。ALTが昔から1人いらっしゃいますけれども、このALTが3名になったということでございますので、例えばの話ですが、夏休み等は授業がございませぬ。そういうときには中学校に集めて、3名で、子供たちもある程度募集して、そういう教育もされてはどうかと思えます。力を入れることができると思いますので、ぜひ中城小、津覇小、南小学校、中学校と3名配分していますけれども、使えるときには使える場所に集めてぜひやって活用していただきたい。特にALTについては、これは教育委員会との契約雇用ですので、教育委員会がどのように使うか、それは教育委員会が検討できると思っています。そういうことでぜひこの機会に、英語教育というものに特化した教育

活動といえますか、中学校の英語教育を推進していただきたい。ぜひ検討していただきたいということで、検討することはどうでしょうか。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 教育委員会としても英語の力をつけるということは非常にいいことだと思っていますので、これは議員おっしゃったように人事との関係とか、学校現場との関係もございまして、また現場とも相談しながら検討は指導主事を交えてやっていきたいと。ALTに関しては雇用が前期、後期という形の、それで今3名になっていて、1学期終了、9月までの終了で3名制度は終わって2人に戻すという形になっていきますので、よろしくお祈りします。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 この英語教育について、ぜひ力を入れて教育委員会の皆さん頑張ってもらいたいということで要請をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

②で中城中学校の各学年の学級数の今後の5年間の推移を伺いました。伺った理由は何かといいますと、今、南上原のほうで中城南小学校が非常に学級数が伸びて、ことしから32クラス対応の教室をつくるという話もございましたので、そうすると、この小学校がこれだけの児童生徒数がいらっしゃるわけですから、中学校も相当ふえて教室等、あるいは場合によっては分離新設等が起こりはしないかということで、確認のためにお願いしました。そうしたら、平成19年度14学級、20年度14学級、次13学級、14学級、15学級、14学級ということで、予定として学級数としてはふえない。いうなれば適正規模の逆に下のほうにあるという状況にありますので、今の報告からすると、例えば中学校の増築等は起こらないのではないかと…。お答えをいただいて、今のところ問題ないんじゃないかというふうに見ています。今、5年という数

字を求めましたけれども、ちょっと小学校と勘違いしてしまっていて、中学校だったら現時点で11年分の資料が出るはずなんです。これはお願いですけれども、あと6年分、まずつくって資料提供していただければありがたいと思います。そのこのほう、よろしくお祈りします。2校の学級数のことについては、これで終わります。

次に、水道水の水質チェックについてでございますが、きのう麻乃議員のほうから事細かく質問がありまして、私が質問するのはないのではないかと思うぐらい、新聞報道等を分析されて一般質問ございましたので、私は角度を変えて、ちょっと疑問に思うところだけ質問していきたいと思っております。

やはり、新聞報道で毎日あれだけのことを報道されますと、その水を飲んでいる、使っている皆さんが物すごく不安になるわけです。ぜひこの問題になっているピーホアという検査を、県の企業局だから県に検査させるのではなくて、私たちは常に村として、住民の皆さんは水を飲んでいる。それもチェックしているという状況にありますので、この問題になったピーホス、ピーホアというのは、これはぜひ知りたいわけです。県の企業局、あれは北谷で調べたらこうだ、宜野湾で調べたらこうだというのが新聞ではありますけれども、中城で調べたらどうだというのが今はないわけです。ですから、中城村としてこれは独自でも調べてほしいと。今は配水池が新垣と南上原にございますから、その2カ所の配水池の数値が知りたいわけです。この検査が単独、もちろん今まで検査しているのも村が負担して検査しているわけですから、このピーホス、ピーホアの検査についても当然村が負担してでも検査するべきではないかと思っていますので、ぜひしてほしいということを思っていますので、この検査をすることができないかどうか。よろしくお祈りします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時28分）

~~~~~

再 開（10時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

きのうから答弁しているとおり、国内には基準値はありません。中城村の水道については、企業局が検査している北谷浄水場出口で検出される濃度が水道給水末端においても維持されていると考えています。また、有機フッ素化合物汚染の調査を行った京都大学小泉名誉教授等の調査結果報告書によっても水道水の利用は、現在の知識で判断すると安全なレベルであると言えとの見解が示されていることから、企業局等の今後の情報や動向を注視していきたいと考えていますので、村としては現在のところ水質検査の予定は考えていません。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 もちろん、日本にはこの水質の基準というのがないと新聞報道でもされておりますけれども、アメリカのものでありまして、きょうの新聞に玉城知事のほうに要請して、国が来年の4月をめどに水質の目標値を設定すると、きょうの新聞報道に載っております。日本の水の安心安全のためにはそれは当然やるべきことだと思いますけれども、この新聞報道等による数値がそのまま中城も同じだという認識でよろしいでしょうか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 そのような考えであります。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 前回は水道事業については一般質問をしてコメントさせていただきました。本村の水道事業は非常に健全に運営されていると私は思っています。あと1つ、水道事業の経費につきましては、村の水道料金で全

部賄っておりますので、例えば職員の給料を初め、1円も漏らさず全部水道料金で運営されていますので、結局村民からそれだけの水道料金をいただいているわけです。ですから、安心安全な水を届けるのは当然のことですので、それでこれだけの水質の心配事が出ているわけですから、それにはぜひ対応してほしいと思います。村長、村で1回だけでもピーホス、ピーホアについて検査することを要請したいのですが、できないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時34分）

~~~~~

再 開（10時34分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

企業局も含めて、沖縄県とその辺はしっかり協議をさせていただいて、検査の必要性も含めてやっていかないと、我々独自で単独で、我々の思いだけでというよりも、これは沖縄県全体の問題にもかかわってきますので、しっかり協議をして検討させてください。以上でございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、答弁いただきました。やはり、中城村だけでも非常に困るみたいですので、県全体としての協議をして、ぜひこの沖縄県の水質問題について全県挙げて取り組んでいただきたいと思います。中城村も要請すべきことはどんどん県の企業局に要請して、言ってもらいたいということをお願いして、水を安心安全に飲めるような水質問題というものを最優先して取り組んでいただきたいと思います。私的一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長 新垣博正 以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時36分）

~~~~~

再 開（10時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 10番 安里ヨシ子、一般質問を行います。

大枠1、村指定の泊の大クワディーサーについて質問します。①戦禍も逃れて200年以上もその姿を変えていないという、その姿は堂々としていてすばらしい。その横には井戸もあり、時々拝んでいく人もいて、大変神聖な場所として区民が大切にしてきました。年に何回か清掃もしていますが、最近この大クワディーサーの下に車がとまっているのを見かけます。根っこのほうに車をとめているので、そのクワディーサーの木は大丈夫かなと、いつも気がかりです。前はそういうことなかったんですけども、最近になってそれが目につくようになってきました。その表面の土が固くなれば、必ずクワディーサーに影響が出てくるんじゃないかと、造園の人に聞いてみたら、「少なからず影響が出てくる、大切にしてください」と言われまして、その件について、村としてはどのようにお考えかお聞きします。

大枠2、護岸の整備について。①沖縄電力の防災道路から久場向けの護岸の石積所がありますが、ガジュマルの木の根っこが、その護岸の中に入り込んでひびが入り崩れそうな感じがしています。この護岸の通りは、区民の体力づくりのウォーキングや散歩コースとして、年配の癒しのコースとしてよく利用しているところです。散歩コースの少ない久場区や周辺の人たちが安心して歩ける護岸にしてほしい。ガジュマルの枝は排水まで覆いかぶさって、水面に届くくらい生い茂っています。それを切らないとい

けないんじゃないかと考えていますけれども、どのようにお考えですか。②スケールの大きいような護岸工事を要求するわけではないので、モールのところから導流堤までは整備されているので、泊から導流堤までの護岸をちゃんと修理できないかと思っています。以上について伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては都市建設課のほうでお答えいたします。お尋ねの護岸整備については、本議会でも答弁は重複するかもしれませんが、お話しがあったとおり、どうしても沖縄県の中部土木事務所も含めて県との協議などが必要になってまいりますので、ただ、議員おっしゃる村民の体力づくりや癒しという部分で考えた場合には、しっかり協議を重ねながら村民の体力づくりや、癒しの場に寄与できるように協議を重ねてまいりたいと思います。詳細につきましては、都市建設課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠の1についてですけれども、教育委員会としても村指定の文化財に泊のクワディーサーはなっていますので、それを保護することは重要なことだと捉えています。ぜひ対応していきたいと思います。対応策等については生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 安里ヨシ子議員御質問の大枠1についてお答えいたします。

土地所有者である泊自治会と相談、調整しながら対応してまいります。まずはカラーコーンなどで車両の進入をとめることと、簡易的な立て看板を設置したいと思っております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。
○都市建設課長 仲松範三 安里ヨシ子議員の御質問にお答えいたします。

大枠2番の①現在利用されている護岸につきましては、沖縄県が整備した護岸となっております。整備や今後の管理につきましては、埋立背後地の水路を含め、村・県で課題解決に向けて協議中でございます。ガジュマル等の部分については、中部土木事務に、対処するように連絡してあります。

②我部祖河そば付近の護岸から中城モールまでの護岸は高潮対策で整備されています。残りの部分については、①と同様の回答となりますが、県と協議して整備を要請したいと思っております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 この村指定の天然記念物ということですが、村としては年に何回ぐらいそこを見て回っていますか、お願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

年に何回という回数は計算したことはございませんが、一定の適宜、中城でもありますので、私もクワディーサーの近くを通ることは年に六、七回ぐらいはあるかと思っております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 この74年前の戦争のとき、現在のクワディーサーとその隣に産業組合、覚えている方はいらっしゃると思うんですが、善功議員だけ覚えていると思っております。私もうろ覚えであって、そこに何回か配給とか品物を取りに行ったりしたことがあるんですが、うろ覚えですけども、産業組合があつてそのそばに公民館があつたそうです。公民館はこの戦争で爆弾にやられたけれども、その産業組合とクワディーサーだけが免れたということで、産業組合は今の農協と同じ、おばさんたちがそう言っていました。それで、クワディーサーは

何百年もたっているということで、大切にしましょうということでした。200年余りになるには、何度かの戦禍を逃れて現在の姿があるクワディーサーですので、私たちは先人たちから受け継いできた天然記念物を後世に残していく、その責務があると思っております。タイムスの私の主張、あなたの意見のページに沖縄風物詩というのがあって、冬に紅葉し落葉するクワディーサーというのが載っていました。ふだん気にしていなかったんですけども、確かにこの前行ったときには、冬の3月ごろ、葉っぱが落ちて枝だけになっていましたけれども、今は青々とした葉っぱを残しています。そして冬に、その前に紅葉していましたので、そこがふだん気がつかなかつたんですけども、私はこれを読んで、冬に紅葉し落葉するというのを聞いて感激をするというか、余計このクワディーサーについて愛着が出てきたということがあります。やはりこのクワディーサーを後世に文化的面と歴史的な面を説明して残していけないと思っておりますが、村としてこの木をどのように守っていくかお聞きします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

お話のクワディーサーは、和名でいいますとモモタマナといいまして、おっしゃるとおり樹齢200年余りと。幹回りが約3.7メートルほどあるという、歴史的に非常に重要な文化財と認識しております。先ほどの答弁と重複いたしますが、基本的にはまず車両の進入を防ぐ防止策をしながら、必要に応じ木の状況とかが、どういう判断の仕方になっていくかは今後自治会、地元の皆さんと相談しながら、要望があればそこは考慮していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 要望があればということですが、その車がとまるようになったのは、こんなことを言っているのかわかりません

が、最近食堂ができたということで認識しております。熱いですので、車はとめていたらすごく温度が上がりますので陰にとめたいというのも人情ですけども、でも泊の人たちはそこには車をとめないと思っております。たまには「クワディーサーのシチャンカイトゥミレーワ」という声も聞いたりしますけれども、なかなかそこにはとめないということです。食堂のお客さんとか経営者に、村指定で大切な木ですということの説明と理解をしてもらうように、協力をお願いできないでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 そこに駐車される方がどういった方々なのかをまず特定して、おっしゃる近くの食堂等があれば、こちらのほうから協力願いはやっていきたいと思えます。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 とめるところ、木陰は後ろのほうにもたくさんあるんです。そこにとめるように指導してもらいたいと思っております。ただ、周囲をカラーコーンだと、またこれをどかせて入れると思えますので、それなりの対策をお願いしたいと思っております。大枠1は終わりました、大枠2の護岸の整備についてということですが、この排水路の問題はこれまで何十回も議論されてきたところです。その環境悪化とかそういったものは、電力が持つか、村が持つか、県が持つかということで議論を醸してきたわけですけども、県と村と電力、三者でやると決まったと思っております。でも依然として十分な解決策はできていないと思えます。砂がたまる一方で、今度はまたガジュマルの枝が水面すれすれまでたれてきています。この枝を切らないと、またこの枝にいろいろとごみがかかたりしますので、それを枝を切るときに、やはりこのガジュマルの根っこは護岸の中を張っていますので、周囲の人は「護岸ノー、ナマクーリンドー」と、ひげから根っこになっ

ていくわけです。そしてその根っこがだんだん上に上がってきて、皆さんつまづいたり、まだけがしたというのは聞いていないんですが、危ないよということでは言われました。これ、護岸は県の管轄ということは私でも知ってはいますよ。だけど、これは護岸のスケールの大きい工事ではなくて、この根っこを取って、スムーズに散歩ができるようにしてほしいと思っておりますが、それについて。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 先ほども答弁しましたが、御指摘の箇所は写真を撮って、中部土木事務所のほうに対処してくれという連絡はしてあります。中部土木が対応しなければ、維持管理の範囲内で伐採はできるかと思えますので、検討していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 根っこの、これは中部土木といっても、また何年もかかったら困るので、ぜひ早目にそれをやってほしいと思うのですが、これは余り予算のかかるものでもないと思えます。この根っこの処理をどういうふうに考えているかお聞きします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時08分）

~~~~~

再 開（11時08分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 伐採を先に行いまして、薬剤注入が必要であれば検討したいと思います。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 今の答弁は、伐採は先にやって、根っこを早目にやらないと、また枝がばんばん出てきますので、もう1カ月では枝が出てきますので、ぜひ木の切り株のほうに、御存じとは思いますが、薬を注入しておけ

ばだんだん枯れてきますので、ぜひそれをやってほしいと思います。こちらはウォーキングというよりも、お年寄りの皆さんが、そこを5時から5時半ごろ散歩するわけです。犬を連れて歩いたり、そういうことで、今前浜原線がストップしていますよね。そこから散歩したらと言ったら、そこから車が通ったりするので、やはり普通った海岸を通っていくのが毎朝の心の癒しというか、そういった面でも、そのときにつまづいて転んだら大変だなと思っております。こちらは久場一帯は市街化区域にならない前から特定保留地のところに置場とか、そういったものを貸して、あと1カ所か2カ所の畑が残っているだけで、市街化区域になったような感じでみんないろいろ資材置場とか鉄筋置場とかをつくっています。ここ久場は、最初は東洋石油、物すごい反対運動で逮捕者も出たようなところなんです。その次は日本石油。日本石油が去ったかなと思ったら、今度は電力が来るということで、久場の皆さんに大変面倒というか苦労というか、それをおかけしているわけですね。それで、散歩コースが少ないので、ぜひこの回路を早目に、今年度いっぱい解決するような方向で動いてほしいと思っています。そして、地区計画も村長の頭の中には青図面ができていていると思っています。久場区民、泊区民、そして中城村全体、ひいてはこの中部一帯を視野に入れた開発が望まれると思いますので、ぜひとも区民の皆さんの意見もお聞きしながら、そこをまた解決してほしいと思っています。まだまだ年数がかかると思いますけれども、村長またよろしくお願ひします。

これで、私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時13分）

~~~~~

再開（11時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○14番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスヨーチューウガナビラ。これより通告書に基づきまして一般質問を行います。本日最終ランナーになっております。ゴール目指してラストスパートでまいりましょうか。ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは大枠1番、中部広域都市計画区域への移行要請について。①浜田村長と北中城村の新垣村長は、5月21日、県庁に玉城デニー知事を訪ね、両村を現在的那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域へ移行するよう要請されたと新聞報道で見えております。その際の要請時のデニー知事の感触、あるいは早期移行への可能性の見通しについて、村長の所見をお伺ひします。

大枠2番、有機フッ素化合物による水源汚染について。それについては昨日、今朝と立て続けに仲村課長の答弁がありますけれども、通告書を提出してございますので、一般質問を引き続き行いたいと思っております。①米軍嘉手納基地や普天間飛行場周辺の河川や地下水などから高濃度の有機フッ素化合物PFOS（ピーホス）やPFOA（ピーホア）などの有害物質が各種調査結果から水源汚染の問題が指摘され、県企業局管理の浄水場でも検出されています。本村に水道水を供給している浄水場系統について伺います。②安心安全な水道水を各家庭に供給するために、日ごろ実施している水質検査内容を伺います。③有機フッ素化合物問題に関し、県からの通知等はあったか伺います。

大枠3番、旧ホテル跡解体へ。①中城城跡に隣接する旧ホテルの解体工事に向け、5月15日に県による安全祈願祭が行われたようです。本年度末までに解体・撤去工事を完了し、跡地は

県営中城公園の一面として整備する予定になっております。公園整備もある程度加速するかと考えられます。先の議会でも若干触れましたけれども、中城公園基本計画の中で歴史博物館や体験学習施設にする計画もあり、両村も交えての協議で詰めることになると思われまゝ。村として早目の企画案づくりに取り組むべきだと考えるがどうか、伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠2番につきましては上下水道課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、大枠1番の中部広域の移行についての知事との面談時での感触でございます。議員が御質問のとおり、私と新垣邦男村長、そして新垣光栄県議、一緒になって要請をいたしました。その席にはもちろん沖縄県知事、そして土建部長、参事官、マスコミの各社、これは公開でございましたので、各社もいる中でその前で、まず私が印象深かったのが、デニー知事にしろ、土建部長にしろ、まず第一にスピーディーにやるということ約束していただきました。スピーディーにやるということはどういうことかということでお尋ねしましたら、早急に協議会を立ち上げて、そして今年度中に方針を出したいと、方針を示したいということまで踏み込んだ形での話し合いができたということは、非常に私はよかったんじゃないかと思えます。そういう意味では沖縄県としても決して消極的な受け取り方ではなくて、私は中城、北中城の要請には前向きに検討していただけるものだと確信をしておりますので、今後どういう形でその実現に向けてやっていけるのかは、今年度の協議会の立ち上げを見ながらまた進めていきたいと思っておりますので、何度もこの議

会でもお話しをさせていただいておりますけれども、両村の村民の総意として伝えることが大事だと思っておりますので、議員各位の皆さんと、そして各団体の皆さんにも協力を得ながら、一緒になってやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の旧ホテル跡解体工事の件につきましては、世界遺産中城城跡の景観等にふさわしくなく、早目に解体を進めたいところではございました。解体することが決定し、教育委員会としても、早急に今後の整備計画について要請をしていきたいと考えております。詳細については生涯学習課長のほうからお答えさせます。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それでは伊佐議員の大枠2の①から③についてお答えします。

①について、きのうの比嘉麻乃議員の答弁と重複しますが、中城村の水源がなく、沖縄県企業局より石川浄水場系（下地区）と北谷浄水場系（上地区）の2系統より水道水として受水しています。今回、高濃度の有機フッ素化合物が検出されている北谷浄水場から供給されている区域は上地区の登又、新垣、北上原、南上原の4地区になります。

続きまして②についてお答えします。中城村の水質検査状況ですが、水質管理として水道法で定めている水質基準項目及び厚生労働省通知による水質管理目標設定項目を、水道水の安全性を確保する上で中城村の水道検査計画に沿って、村内4カ所において検査を実施しています。水質検査の内容としましては、全項目検査ということで、51項目の検査を年1回、毎月検査10項目あるんですが、その検査を年11回、水質管理目標設定項目、これは厚生労働省関連になるんですが、16項目を年1回、そのほかに消毒剤・消毒副生物を年3回の水質検査と色度・

濁度・残留塩素については毎日の検査を実施しています。PFOS等については、水道法では義務づけがなく基準もないため水質検査は行っていませんが、51項目の中に入っている年1回フッ素及びその他化合物の検査を行っています。その結果、特に問題ないと考えます。

続きまして③についてお答えします。文書での通知はありませんが、県企業局では令和元年5月17日及び24日付でのホームページに有機フッ素化合物についての安全性等の情報提供が掲載されています。また、企業局から受水団体については去る5月31日に北谷浄水場にて説明会がありました。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、伊佐則勝議員御質問の大枠3についてお答えいたします。

撤去工事が予定どおり行われれば、令和2年3月末までには旧ホテルの建物が全て撤去されます。現在、その跡地利用については、沖縄県の「中城公園基本計画」及び「中城公園基本設計」に描かれている歴史博物館につきましては、現時点では県に確認したところ未定とのことであります。村としましては平成7年度から実施している中城城跡の整備事業による発掘調査や、修復工事で得られた成果や世界遺産としての中城城跡の価値を広く情報発信し、観覧者の増加に資するようなガイダンス施設といえますか、そういったのを整備できないかということで、その可能性について、これから国、県へと要請をしてまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 それでは再質問に移らせていただきます。

村長のほうから、その際の所見をいただきまして、県としても取り組みを開始していきたいという返事があって、協議会も立ち上げていくというふうなお話がありました。これも新聞

記事なんですけれども、そのときの新聞記事の中で、知事のコメントが載っておりました。ちょっとだけ読ませてもらいます。その要請に対しまして、デニー知事が「市町村が中心となるまちづくりが重要である。今回の要請を踏まえ、地域が求めるまちづくりの実現に向けて取り組んでいく」と述べられたという記事の内容になっておりました。やはり、その移行要請が踏み込んでいくのかなという印象を持っておりますので、今後ともそれに向けて村長含め、県議もおりますし、両村で御尽力をして実現できるように、かなりハードルは高いかと思っておりますけれども、ぜひ頑張ってもらいたいと思っております。

その件で若干、都市建設課長に確認したい点がございまして。同じく、その知事の中で協議会を立ち上げるといふ部分の記事がございました。それも読ませていただいて、その中でちょっと確認したいところがございますので、後ほどお願いしたいと思います。同じ記事の中で、県は2019年度中に学識経験者や関係市町村、恐らく構成の11市町村のことだと思います。関係市町村、関係部局などをつくる協議会を立ち上げ、那覇広域都市計画区域について区域区分のあり方などを検討し、今年度末には協議会の内容を踏まえ、方向性を示す考えとのことという記事が載っております。そこで、文面の中で区域区分のあり方の文面について若干確認したいんですけれども、要するにその区域区分という文面について、那覇広域都市計画区域があります。その那覇広域の中の区域区分の中で、例えば調整区域があります。市街化区域があります。その区域区分のことを意味しているのか、あるいは那覇広域の区域区分、中部広域の区域区分、そのいわゆる那覇と中部の区域区分の方向性ということを行っているのか、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。多分、那覇広域の中での市街化区域あるいは調整区域、その区域区

分を各構成市町村からの意見を協議していきたいという内容なのかなという感じはしますけれども、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 お答えします。

区域区分検討協議会については、那覇広域11市町村の中で市街化調整区域のあり方、問題点、課題点を協議するというのを聞いています。今後の方向性を決めていくために前年度から11市町村について、県が意見聴取をしております。中城村は問題点を3点挙げ、地区計画の見直しとして住居、非住居の区別がはっきりしているので混在できる地区計画にしてほしい。緩和区域について一戸建ての住宅しか建築できないので二世帯住宅等が建設できるようにという要望をしております。3点目に市街化区域の編入を緩和してほしい。以上の3点を要望して、今後の方向性を見ていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 大変丁寧な説明で、よく理解できました。中城村としては、以上の3点を協議会の中で出していくということかと思っております。あと1点、年度末にはある程度、そういう方向性を示していきたいということになっておりますけれども、中部広域に移行することを前提にした場合、新たなまちづくり構想の策定が必要になってこようかと思っております。そこら辺の策定についての考え方というのか、皆さんの作業予定、そこら辺について伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時42分）

~~~~~

再 開（11時42分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲松範三。

○都市建設課長 仲松範三 南城市の事例では、基礎データ分析、アンケート調査、今後の土地利用のあり方が必要になります。それは、職員

の力では到底無理な業務であり、コンサルタントをお願いしなければならないと思います。現在の状況としまして、中城村、北中城村、一緒に歩調を合わせなければなりません。事務レベルでは何回か協議はしておりますけれども、北中城村との境界については、久場、和仁屋、登又、安谷屋、荻堂の土地利用について用途は決めておりませんが、同じような方向性で行こうと協議中であります。地区区分検討協議会の方向性を見ながら、北中城村と歩調を合わせてコンサルタントへの委託を発注したいと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 しっかりと北中城村と両村で共同歩調をとりながら、そこら辺、取り組みをお願いしたいと思います。次に移ります。

大枠2番、ほとんど答弁も出尽くしておりますので、仲村課長はゆっくりしてください。再質問は申しませんので。ただ、今回の問題も含めて玉城デニー知事、企業局局長と昨日ですか、けさの新聞にも載っていて、きのうも夕方からずっとテレビでニュースも流れておりましたけれども、その件について若干触れたいと思っております。水源汚染にしろ、諸悪の根源はやはり米軍基地だと思っております。玉城デニー知事は昨日防衛省、厚労省、環境省を訪問し基地内立ち入り調査、あるいは有機フッ素化合物の基準値を定めるように要請行動をされたということでございます。けさの新聞にも載っております。厚労省としましては、けさの新聞を見ますと、水質の目標値、安全の基準値ではなくて目標値の設定の方向性で検討しておりますということで、県のほうに報告があったということでございます。日米地位協定第27条は、いずれの政府もこの協定のいずれの条についても、その改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は適当な経路を通じて交渉するもの

とするとあり、そのような適当な協定に愚弄されているのが日本政府であります。主権国家であれば正々堂々と日米の地位協定の抜本的な改定が必要になります。やはり県の立ち入り検査についてもノーであると。防衛省すら基地内に入れなくて、周辺の河川で調査をするしかないというふうな現状がありますので、日米地位協定の抜本的な改定が不可欠だと思っております。そこで、村長と議長をお願いしておきたいと思っておりますけれども、首長会や議長会、あらゆるそういう機会を通してそのことを強く主張していただいて、全県的なゆゆしき問題として共有することを全体で広げていってもらって、県とも連携した取り組みをお願いしておきたいと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

次、大枠3番に移ります。旧ホテルの跡地利用については、先ほど生涯学習課長より答弁がございました。そのほかにもいろいろと文化財の発掘調査等、まだまだ予定は入っているかと

思いますので、そこら辺をしっかりと、先ほどの答弁のとおり国、県ともどういった箱物、そこら辺はしっかりと調整、協議を今後とも取り組んでもらいたいと思っております。

以上をもちまして、私の本日の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時49分）

~~~~~

再 開（11時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第2 議案第33号 物品購入等の契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第33号 物品等購入の契約について御提案申し上げます。

議案第33号

物品等購入の契約について

令和元年度 電子黒板等教育情報化備品購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和元年度 電子黒板等教育情報化備品購入業務 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 金 18,338,400円 |
| うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | 金 1,358,400円 |

4. 契約の相手方 浦添市牧港458番地
株式会社 オキジム
代表取締役 新 里 哲 郎

令和元年6月10日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

電子黒板等教育情報化備品購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして、物品購入契約書の写し及び入札結果調書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。休憩します。

休 憩（11時52分）

~~~~~

再 開（11時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 この当初予算に決めて計上してありますよね。これは4月1日から本当はやるべきじゃないかと思いますが、できなかった理由は。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、議案第33号の質疑にお答えします。

入札のほうは6月7日となったのは、仕様書を固める際に、その仕様書を中学校との調整を進めていく中で、仕様書に当初予算をとりました中での変更等が生じ、入札を行う期間がおくられて追加議案となっているため、入札が6月7日ということでおくれていることとなります。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 皆さんは、この予算をつくる場合には、ちゃんと新年度から執行できるようにということで、現場とは調整はしているはずで。前もってやっているでしょう。仕様書もちゃんと何だということも。これが3カ月もおくれているら現場に支障を来していないかどうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質疑にお答えします。

中学校と調整を行った結果、電子黒板を取り入れて全教諭への講習等が必要となり、その講習を夏休み期間中にすぐ行えるような形のものとなりまして、学校への支障は現在のところ至っておりません。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 物品購入の契約について、ちょっと教えていただきたいことがありますのでお願いします。

まず、何台購入に入っているのでしょうかということと、どういうところに配置していく予定ですかということと、黒板ですから、先生のほう、前のほうにあると思うのですが、子供たちがどのように授業で活用していくんですか。

使い方ですね、そこら辺を教えてください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時57分）

~~~~~

再 開（11時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

現在の予定としましては、中城中学校に17台配置予定です。その17台は通常教室の全教室及び特別教室、理科教室は現在ございますので、理科教室以外の特別教室の授業の内容に合わせて配置する予定です。また、子供たちはどのように利用するかという質疑ですけれども、授業におきまして現在はデジタル教科書というものがあります。それは子供たちの教科書と同様なものが電子的に黒板に映し出すことができますので、ページをめくる際も、拡大するような紙媒体ではなくて、電子的にスマートフォン等を触るような感じで黒板でこのように移動することもできます。また、ペンタイプのもので書き込むこともできますし、数学とか映画に関しましては言葉を発生することができたり、図形を移動して見やすいような形で子供たちに提示することができるということで、通常で行っていた授業に加えてこういったICT的な活用ができるというよさがございます。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 やはり物を見ていないので、よくわからないです。子供たちが、さっき言っていたデジタル教科書とつないで、これであけたり、ページをめくったりすることができるということでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 稲嶺盛久。

○教育総務課主幹 稲嶺盛久 お答えいたします。

イメージとしましては、手元に持っている携

帯電話やパッド形態のものを使ったものが大きくテレビサイズのものがあるとイメージしてください。ですから、大きなテレビサイズのものでいろいろな情報を見ることができます。教師の立場からしますと、それを子供たちに見せながら拡大をしたり、移動したり、書き込みをしたりすることができます。生徒の立場で言いますと、そこに子供の感想を書き込みながら、発表に使ったり、また、使い方の機能としましては、カメラと連動することによりまして、子供の書いたノートをカメラで写したものがそのままこの電子黒板に映し出すことができますので、子供の書いた言葉をみんなで共有しながら発表することができるということでさまざまな機能がついております。以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（12時00分）

~~~~~

再 開（12時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第33号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号 物品等購入の契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第33号 物品等購入の契約に  
ついては原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで  
した。

散 会 (12時05分)

## 令和元年第2回中城村議会定例会（第8日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和元年6月7日（金）     |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和元年6月14日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 閉 会             | 令和元年6月14日（午前10時57分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 欠 席       |
|                                                 | 6 番             | 石 原 昌 雄             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         | 13 番            | 外 間 博 則             |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 15 番            | 新 垣 善 功             | 1 番                                | 安 里 清 市   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 松 範 三   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 知 名 勉     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 生 涯 学 習 課 長                        | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 稲 嶺 盛 久   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 金 城 勉               |                                    |           |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 村 盛 和             |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 | 陳情第11号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書                                                      |
| 第 2 | 陳情第12号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情 |
| 第 3 | 意見書第7号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書          |
| 第 4 | 陳情第13号 全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引き上げることを求める陳情                                          |
| 第 5 | 意見書第8号 全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引き上げることを求める意見書                                          |
| 第 6 | 陳情第15号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情書                                               |
| 第 7 | 意見書第9号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書                                               |
| 第 8 | 意見書第10号 米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に関する意見書                                        |
| 第 9 | 決議第2号 米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に関する抗議決議                                         |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 陳情第11号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 皆さん、おはようございます。それでは報告をしたいと思います。

令和元年6月14日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会  
委員長 大城常良

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番号     | 付託年月日        | 件名                          | 審査の結果 |
|--------|--------------|-----------------------------|-------|
| 陳情第11号 | 令和元年<br>6月7日 | 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書 | 採択    |

以上です。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから陳情第11号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第11号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2 陳情第12号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情及び、日程第3 意見書第7号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第2及び日程第3については、一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び、趣旨説明を求めます。総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 それでは審査報告をいたします。

令和元年6月14日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会  
委員長 石原昌雄

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番号     | 付託年月日        | 件名                                                                              | 審査の結果 |
|--------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 陳情第12号 | 令和元年<br>6月7日 | 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情 | 採択    |

続きまして、意見書に移ります。

意見書第7号

令和元年6月14日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 総務常任委員会

委員長 石原 昌雄

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和元年6月7日に本委員会に付託された陳情第12号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は明確である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権の尊重、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問いが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのでない。その本質は「自由の格差」の問題である。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だといえるのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

よって、中城村議会は下記のことを強く要請する。

#### 記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の国民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日  
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 国土交通大臣 総務大臣  
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

以上です。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告及び、委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。大城常良議員。

○8番 大城常良議員 本意見書に対して、賛成の立場で討論をいたします。

辺野古新基地建設については、ことし2月の県民投票で7割以上の建設反対の民意が出たにもかかわらず政府は聞く耳を持たず、強行に工事を推し進めている。戦後、74年間安全保障の名のもと、沖縄に米軍基地を集中させ、沖縄に負担を押しつけてきた日本政府に対して、怒りを禁じえない。意見書にあるとおり、米軍基地が必要であるならば、日本全国で議論し、国民全体で分かち合うべきであり、これ以上の沖縄への基地負担は容認できるものではない。日本の安全保障は日本全体で考えるべきである意味からもこの本意見書に対し、賛成をいたします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第12号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第12号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (10時16分)

~~~~~

再 開 (10時16分)

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、意見書第7号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第7号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第4 陳情第13号 全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引上げることを求める陳情及び、日程第5 意見書第8号 全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000

円に引上げることを求める意見書については、
関連しますので一括議題にしたいと思いますが、
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、日程第4及び日程第5については、

一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び、趣旨説明を
求めます。文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは委
員会審査報告書を報告します。

令和元年6月14日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会
委員長 大城常良

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の
規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第13号	令和元年 6月7日	全国一律最低賃金制度の実現と最低賃 金を1,000円に引上げることを求める 陳情	採択

意見書第8号

令和元年6月14日

中城村議会
議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会
委員長 大城 常良

全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引上げることを
求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和元年6月7日に本委員会に付託された陳情第13号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引上げることを求める意見書（案）

最低賃金は、例年7月末の中央最低賃金審議会（中賃）の目安を受けて、7月末から8月上旬にかけて各都道府県の最低賃金審議会（地賃）で審議・答申がなされ、本県の場合は、沖縄労働局長が公示して10月上旬に発効する手順で行われる。

中賃目安は47都道府県をA～Dの4つのランクに区分して答申するため、ランクごとの格差は広がる一方となっている。最低賃金が最も高いAランクの東京と比べると、2008年から2018年の10年間で、東京は766円から985円へと1.286倍になり、Dランクの沖縄は627円から762円へと1.215倍となっている。2008年に139円であった格差は、2018年には223円に広がっている。同じ企業に雇用され、同じ業務に従事していたとしても、住んでいる地域によって賃金に格差をつけるランク制を廃止し、全国一律の最低賃金制度に改善することが必要である。

本県における現行の最低賃金額762円は、148.8時間（2017年の沖縄県の月平均就労時間）働いて11万3,386円、年収で136万632円にしかならず、公租公課を考慮すれば、可処分所得はさらに低下する。子どもの貧困が社会問題となっている本県において、子どもの貧困問題を抜本的に解決するには、子育て世代が「人たるに値する生活を送ることができる賃金」を得ることが不可欠であり、法の規制を受ける最低賃金を大幅に引き上げることが有効である。

時給1,000円に引き上げられたとしても、月額14万8,800円、年額177万6,000円であり、单身者でも生活を維持するには厳しい額と言わねばならないが、政府目標に掲げられている時給1,000円の実現を早急に図るべきである。

これを実現するためには、国の中小企業支援策を拡充することが必要となっている。

よって、本議会は下記の事項について、その実現を強く求める。

記

1. 厚生労働省は、地域間格差を広げ、人口流出の要因ともなっている、ランク制を廃止し、全国一律の最低賃金制度とすること。

また、中小企業においても安心して最低賃金を1,000円に引き上げることができるよう、中小企業への支援策を拡充すること。

2. 沖縄労働局長は、働く者が“働いても貧困”の状態から脱するために、最低賃金を直ちに時給1,000円に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日
沖縄県中城村議会

あて先

厚生労働大臣 沖縄労働局長

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告及び、委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号 全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引き上げを求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第13号 全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引き上げを求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

休憩します。

休憩(10時26分)

~~~~~

再開(10時26分)

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、意見書第8号 全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引き上げを求める意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第8号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第8号 全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引上げることを求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第8号 全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引上げること

を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第6 陳情第15号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情書及び、日程第7 意見書第9号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第6及び日程第7については、一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び、趣旨説明を求めます。文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは委員会審査報告書を報告します。

令和元年6月14日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会  
委員長 大城常良

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号    | 付託年月日        | 件 名                                | 審査の結果 |
|--------|--------------|------------------------------------|-------|
| 陳情第15号 | 令和元年<br>6月7日 | 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情書 | 採択    |

意見書第9号

令和元年6月14日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会  
委員長 大城 常良

沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和元年6月7日に本委員会に付託された陳情第15号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書（案）

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートしました。初年度となる2018年度は、厚生労働省も国庫補助の増額と一般会計繰り入れ継続も含め保険料の抑制をすすめたため、沖縄県内においても保険料率を据え置く自治体が多数でした。しかし、2018年に県が定めた国保運営方針では「6年以内の赤字解消」が明記されており、もし、全国知事会や国保関係者が求めている「国庫補助の増額」がない状態で、「赤字解消」すなわち一般会計からの繰り入れ解消が先行した場合、国保料（税）の大幅引き上

げにつながりかねません。

現状でも、沖縄県民のくらしは厳しく、「本土の7割の平均所得」であり「子どもの貧困率は全国最悪水準」にあります。年金水準も本土より低く、さらに国保料（税）の大幅引き上げが加われば、県民生活への打撃ははかりしれません。

そもそも、厚労省も国保の都道府県単位化にあたって、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料率が高く、負担が限界になっていることこそ「市町村国保の構造的問題」であると認識していたはずで

す。無保険になったり、正規の保険証をとりあげられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が県内2名、全国77名に達している（2018年全日本民医連「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」2019年3月6日発表）という深刻な事態も起こっています。

このように、高すぎる国保料（税）は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民の受療権を守るという皆保険制度の根幹を揺るがしているのです。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、「国保を持続可能にする」ためには「被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。

ところがいま全国的に進行しているのは「一般会計からの繰り入れ解消」の計画的実行と保険料の大幅引き上げ、そして県や市町村への「保険者努力支援制度」による政策誘導、特に「収納率アップ」をめざす取り組みの中で「滞納差し押さえ」が全国でも沖縄でも増加傾向にあります。

現在進行している国保「改革」は、財政上からの「制度の持続可能性」が優先され、「国民生活の持続可能性」が十分検討されたとは言い難く、沖縄県民の生活を守る立場から、このまま、地方に責任をおしつけたまま「赤字解消計画」を先行させることは避けるべきと考えます。

そこで、あらためて以下の通り、国民皆保険制度と県民生活を守る立場で、国保の改善を進めていただくよう求めるものです。

- ① 住民生活を守る立場で、県知事会などが求めている「1兆円規模」の国庫補助、定率補助の増加を実現するよう引き続き強く求め、ほかの医療保険から比べても、所得に対する保険料率が高く、生活を圧迫する国保料（税）の抑制、引き下げをめざすこと。
- ② 国庫補助増額によって「均等割り」を廃止、もしくは減額すること、とりわけ少子化対策に逆行する「こどもの保険料均等割り」は廃止を求めること。
- ③ 滞納による差し押さえは機械的に行わず、この間の裁判所の判決にもあるとおり、差し押さえ禁止財産の保全や相談活動を徹底するよう、通知を出すこと。国保法44条や77条による減免制度を拡充すること。
- ④ 「赤字解消計画」を強引に進めるのではなく、一般会計から国保財政への繰り入れは禁止されていないことを再確認し、国保料（税）抑制のための「繰り入れ」をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月14日

沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 沖縄県知事

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告及び、委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第15号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第15号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第9号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

ただいま議題となっております意見書第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第9号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第9号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第9号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第8 意見書第10号 米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に関する意見書及び、日程第9 決議第2号 米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に関する抗議決議については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
休憩します。

休 憩（10時39分）

~~~~~

再 開（10時41分）

○議長 新垣博正 再開します。
休憩します。

休 憩（10時42分）

~~~~~

再 開（10時43分）

○議長 新垣博正 再開します。

一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第8及び日程第9については、一括議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員

意見書第10号

令和元年6月14日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 桃 原 清

賛成者

中城村議会議員 外 間 博 則

賛成者

中城村議会議員 仲 松 正 敏

米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの  
部品落下に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民の財産、生命、安全を守る立場から、今回の事故に厳重に抗議するため。

米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送  
ヘリコプターの部品落下に関する意見書（案）

去る6月4日午後3時35分ごろ、浦添市立浦西中学校の部活動中のテニスコートに、米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターのブレードテープの一部（約20センチ×15センチ、約20グラム）が落下した。同ブレードテープは、ゴム製の保護テープで、仮に部品が違えば、大惨事につながる可能性があっただけに、生徒や県民の衝撃は大きく、日常的に学校・保育園・住宅地上空を飛行する米軍機の高い危険性に脅かされている。

普天間基地所属の同型機は、2017年12月に宜野湾市の普天間第2小学校の運動場に窓を落下させるなど、部品落下や事故が相次いでいる。

今回の部品落下は、全国の米軍専用施設の約7割が集中し、人口密集地域での飛行や訓練が続けられている沖縄では、これまで米軍や日米両政府が「安全対策」や「再発防止策」を講じてきたものの、一向に改善の兆しが見えず、事故・事件が繰り返されていることをあらためて浮き彫りにしており、不安と脅威の中での生活を強いられている村民・県民の憤りと怒りは頂点に達している。

本村上空もタンゴポイント、キロポイントの訓練空域が設定されており、いつ何時同じような事故が発生するかもしれない現状は、村民・県民の生命と安全を脅かす異常な状態であり、断じて許せるものではない。

よって、本村議会は、村民と県民の生命と財産を守る立場から、普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に対し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く要求する。

記

- 1 事故の徹底した原因究明と安全対策が確立するまで当該機の飛行を停止すること。
- 2 学校・保育園・病院など人口密集地域での飛行訓練を中止し、抜本的な再発防止策を直ちに講ずること。
- 3 危険性除去のため、普天間基地の閉鎖、返還を早期に行うこと。
- 4 基地の過重負担の解消に向け、在沖米軍基地の大幅な整理・縮小を行うこと。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月14日  
沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長

続きまして、決議第2号を読み上げます。

決議第2号

令和元年6月14日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 桃 原 清

賛成者

中城村議会議員 外 間 博 則

賛成者

中城村議会議員 仲 松 正 敏

米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの  
部品落下に関する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民の財産、生命、安全を守る立場から、今回の事故に厳重に抗議するため。

米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送  
ヘリコプターの部品落下に関する抗議決議（案）

去る6月4日午後3時35分ごろ、浦添市立浦西中学校の部活動中のテニスコートに、米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターのブレードテープの一部（約20センチ×15センチ、約20グラム）が落下した。同ブレードテープは、ゴム製の保護テープで、仮に部品が違えば、大惨事につながる可能性があっただけに、生徒や県民の衝撃は大きく、日常的に学校・保育

園・住宅地上空を飛行する米軍機の高い危険性に脅かされている。

普天間基地所属の同型機は、2017年12月に宜野湾市の普天間第2小学校の運動場に窓を落下させるなど、部品落下や事故が相次いでいる。

今回の部品落下は、全国の米軍専用施設の約7割が集中し、人口密集地域での飛行や訓練が続けられている沖縄では、これまで米軍や日米両政府が「安全対策」や「再発防止策」を講じてきたものの、一向に改善の兆しが見えず、事故・事件が繰り返されていることをあらためて浮き彫りにしており、不安と脅威の中での生活を強いられている村民・県民の憤りと怒りは頂点に達している。

本村上空もタンゴポイント、キロポイントの訓練空域が設定されており、いつ何時同じような事故が発生するかもしれない現状は、村民・県民の生命と安全を脅かす異常な状態であり、断じて許せるものではない。

よって、本村議会は、村民と県民の生命と財産を守る立場から、普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に対し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く要求する。

#### 記

- 1 事故の徹底した原因究明と安全対策が確立するまで当該機の飛行を停止すること。
- 2 学校・保育園・病院など人口密集地域での飛行訓練を中止し、抜本的な再発防止策を直ちに講ずること。
- 3 危険性除去のため、普天間基地の閉鎖、返還を早期に行うこと。
- 4 基地の過重負担の解消に向け、在沖米軍基地の大幅な整理・縮小を行うこと。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和元年6月14日  
沖縄県中城村議会

あて先

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 在日米軍司令官  
在日米軍沖縄地域調整官 第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の趣旨説明を  
終わります。

これから意見書第10号及び決議第2号に対す

る質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

ただいま議題となっております意見書第10号及び決議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第10号及び決議第2号は、委員会付託を省略します。

これから意見書第10号の討論を行います。  
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 本意見書に対して、賛成の立場で討論をいたします。

6月4日にまたしても米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターから部品が落下しました。CH-53E大型輸送ヘリコプターは2017年10月には東村高江の民間地で墜落炎上、同12月7日には宜野湾市の緑ヶ丘保育園、同12月13日には普天間第2小学校に窓を落下をさせた同型機であります。同型機は米国内でも6月6日通常飛行訓練中に機体内から出火し、緊急着陸後炎上するなど、事故が頻発しております。事故後も再発防止策が取られないまま飛行を続ける米軍、それを容認する日本政府に対して、強い怒りを禁じ得ません。CH-53E大型輸送ヘリコプターについては、機体の老朽化が進んでいる状況にもかかわらず、平然と訓練飛行を繰り返すことは村民・県民の命を軽視していると言わざるを得ません。以上のことから本意見書に対して、賛成であります。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第10号 米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に関する意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第10号 米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に関する意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第2号 米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に関する抗議決議に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第2号 米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に関する抗議決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、決議第2号 米海兵隊普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下に関する抗議決議は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (10時57分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 新 垣 善 功

中城村議会議員 安 里 清 市